

外国人生活信息指南

外国人生活信息指南

发行 : 栃木县产业劳动观光部国际课
地址 : 邮编 320-8501 栃木县宇都宫市塙田1-1-20
电话 : 028-623-2196
电子邮箱 : kokusai@pref.tochigi.lg.jp

外国人生活信息指南 (中国語版)



栃木县
とちぎけん

外国人生活信息指南

がい こく じん せい かつ じょう ほう

外国人生活情報 ガイドブック

(中国語版)

枥木県
とちぎけん

～ご利用のまえに～

- 掲載している内容は、2011年12月の時点で確認できる資料・データに基づいて作成しており、発行後変更されている場合があります。参考資料としてご活用いただき、必要であれば関係する機関に直接ご確認いただくか、公益財団法人栃木県国際交流協会（TEL 028-621-0777）に問い合わせてください。

～日本語が話せない方へ～

- 役所や警察署、一般的な相談機関は、通常、日本語のみで対応しています。日本語のできる人と一緒に問い合わせることをお勧めします。周囲に適当な人がいないという理由で、相談することをあきらめたりせず、栃木県内の国際交流協会（P 325～）に問い合わせてください。

～在使用之前～

- 这本外国人生活指南登载的内容，是根据截止至 2011 年 12 月为止能够确认的资料·数据制作而成的，发行后有可能会有变更。作为参考资料承蒙利用，如果有必要的话，请直接向相关部门确认，或者向公益财团法人栃木县国际交流协会（电话 028-621-0777）咨询。

～对于不会说日语的您～

- 政府机关以及警察署，一般的咨询机关，通常只能用日语来接待您。建议您与会日语的人一起去询问。如果周围没有合适的人选，也不要放弃，请向县内的国际交流协会（P 326 ～）咨询。

かいこくじん みな 外国人の皆さんへ

このたびは、栃木県へようこそいらっしゃいました。

このガイドブックは、栃木県に住む外国人の皆さんのが、地域の中で安心して暮らすことができるよう、基本的な情報をお伝えしています。

にほん
日本には、

- 皆さんのがんばる国とは違った生活習慣や社会の仕組みがあります。
- 位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、地震や台風といった自然災害も起こることがあります。
一方で、自然の力は、美しい風景や豊かな水資源、温泉などの恵みをもたらしています。

このガイドブックでは、

- 緊急時の対処方法、生活するうえで最低限必要な医療や子育て、教育に関するなど情報を案内しています。
- 地域の方々（日本人）が外国人の皆さんに説明できるよう、また、外国人の皆さんができる日本語の学習にも活用できるよう、日本語も併記しました。

外国人の皆さんのがんばる、このガイドブックを活用され、1日も早く栃木県での生活に慣れて、楽しく生活されることを願っています。

各位外国朋友

欢迎您来到栃木县。

这本生活指南，是为了让居住在栃木县的外国人，能够在此安心生活而登载的基本信息。

在日本、

- 有与你们的祖国不同的生活习惯和社会结构。
- 也有由于地理位置、地形、地质、气象等自然条件，引发的地震及台风等自然灾害。

另一方面，由于大自然的力量，给我们带来了美丽的风景和丰富的水资源、温泉等恩惠。

在这本生活指南里、

- 介绍了遇到紧急情况的处理方法，在生活上最低限度的必要的医疗及育儿、教育等相关信息。
- 为了让当地的日本人能够为外国人说明，此外也为了让外国人能有效地利用这本生活指南来学习日语，我们把日语也一并登载在这本生活指南上。

希望这本生活指南，能够被大家有效利用，祝愿大家能早日适应栃木县的生活，愉快地生活在栃木县。

もくじ

とちぎけん 〈栃木県のプロフィール〉	1
きんきゅう 〈緊急のときや困ったとき〉	
1 緊急電話のかけ方	7
2 救急車の呼び方119番	9
3 消防車の呼び方119番	11
4 罹災証明について	11
5 落とし物・忘れ物をしたとき	13
6 被害者になってしまったとき	15
7 加害者になってしまったとき	19
8 借金返済に苦しいとき	23
9 こころの悩みについて	25
しぜんさいいがい 〈自然災害への備え〉	
1 地震	27
2 台風・洪水	31
3 災害用伝言ダイヤル171	31
4 避難の仕方	31
ざいりゅうしきく 〈在留資格〉	
1 在留資格について	35
2 在留資格の取得	37
3 在留期間の更新	39
4 在留資格の変更	41
5 再入国許可	41
6 入管法の改正	43
7 養子縁組	45
8 永住許可	47

目录

〈栃木县的概况〉	2
〈紧急情况和为难的时候〉	
1 拨打紧急电话的方法	8
2 怎样叫救护车 119	10
3 怎样叫消防车 119	12
4 关于受灾证明	12
5 遗失物品·遗忘物品的时候	14
6 成为受害方时	16
7 成为加害方时	20
8 为还债而苦恼的时候	24
9 关于内心的烦恼	26
〈为自然灾害做的准备〉	
1 地震	28
2 台风·洪水	32
3 灾害时用的留言电话 171	32
4 避难的方法	32
〈居留资格〉	
1 关于居留资格	36
2 居留资格的取得	38
3 居留期限的更新	40
4 居留资格的变更	42
5 再入国许可	42
6 入管法的修订	44
7 收养养子	46
8 永住许可	48

9	資格外活動許可	49
10	就労資格証明書	49
11	不法滞在	51
12	帰化	55
13	在留手続きの問い合わせ先	57

外国人登録

1	新規登録申請	59
2	登録証明書の切り替え（確認申請）	61
3	通称名（日本名）の登録	61
4	変更登録申請	61
5	再交付申請	63
6	登録原票記載事項証明書	63

国際結婚・離婚

1	国際結婚の手続き	65
2	離婚の手続き	71
3	外務省の認証	77
4	D V（ドメスティックバイオレンス）について	79

出生届・死亡届等

1	出生届	83
2	認知届	85
3	死亡届	87
4	印鑑登録	89

暮らし

住む

1	家・アパートを借りるとき	91
---	--------------	----

9	资格外活动许可	50
10	就劳资格证明书	50
11	非法滞留	52
12	归化（入籍）	56
13	居留手续的询问处	58

外国人登录

1	首次登录申请	60
2	登录证明书的更换（确认申请）	62
3	通称名（日本姓名）的登录	62
4	登录变更申请	62
5	再交付申请	64
6	登录原票记载事项证明书	64

国际结婚・离婚

1	国际结婚的手续	66
2	离婚手续	72
3	外务省的认证	78
4	关于D V（家庭暴力）	80

出生申报・死亡申报等

1	出生申报	84
2	认领非婚生子女的申报	86
3	死亡申报	88
4	印章登录	90

生活

居住

1	租借住房·公寓时	92
---	----------	----

2 家賃 (契約に必要な費用) れんたいいほようにん	97	2 房租 (签约时需要的费用)	98
3 連帯保証人 れんたいひょうじん	99	3 连带保证人	100
4 アパート等の退去 いえどうたいきよ	101	4 公寓等的退房	102
5 家を買うとき にほんしんづあ	105	5 购买住房	106
6 日本人との付き合い だいにんとのつきあい	107	6 与日本人的交往	108
7 ごみの出し方 ごみのだしおう	113	7 丢弃垃圾的方法	114
電話・通信		电话·通讯	
1 電話の新設 けいたいでんわ	115	1 新安装电话	116
2 携帯電話	115	2 手机	116
3 インターネットの主な提供会社 おもていきょうがいしゃ	117	3 因特网服务的主要提供公司	118
4 郵便局 ゆうびんきょく	117	4 邮局	118
銀行		银行	
1 銀行の業務等 ぎょうむとう	123	1 银行的业务	124
2 お金の種類 かねしゅるい	123	2 货币的种类	124
3 口座の開設 こうざかいせつ	123	3 银行开户	124
4 ATMとキャッシュカード こくさいこうきん	127	4 ATM 和银行现金卡	128
5 國際送金	129	5 国际汇款	130
交通		交通	
1 鉄道	131	1 铁道	132
2 バス	135	2 公交车 (巴士)	136
3 タクシー	137	3 出租车	138
年中行事	139	每年的传统节日	140
妊娠・出産		<怀孕·出生>	
1 母子健康手帳 ぼしけんこうてちょう	143	1 母子健康手册	144
2 妊产妇医疗費助成制度 にんさんぶいりょうひじょせいせいど	145	2 孕产妇医疗费补助制度	146
3 妊婦健康診査 にんぷけんこうしんさ	145	3 孕妇健康检查	146
4 母親 (両親) 学級 ははおやりょうしんがっくいゅう	145	4 母亲(父母)学习班	146
5 出産育児一時金 しゅつさんいくいちじきん	147	5 生育一次性补助金	148

6	出産後の手続き	151
---	---------	-----

〈育儿〉

1	乳幼児健康診査・歯科健康診査	153
2	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	153
3	育儿学級・子育てサロン	155
4	予防接種の種類	157
5	小児医療費の助成	163
6	子どものための福祉制度	165
7	ひとり親家庭医療費助成制度	167
8	児童扶養手当	167
9	子ども手当	167
10	保育園	169
11	児童虐待	173
12	児童相談所	175

〈教育〉

1	日本の教育制度	177
2	幼稚園	181
3	小学校・中学校・高等学校の行事	185
4	特別支援学校	187
5	編入学	189
6	日本語教育	191
7	奨学金	205

〈医疗〉

1	医療機関の区分	207
2	診察を受ける流れ	207
3	問診票	209

6	生育后的手续	152
---	--------	-----

〈育儿〉

1	乳幼儿健康检查·齿科健康检查	154
2	全体婴儿家庭访问事业（你好宝宝事业）	154
3	育儿学习班·育儿沙龙	156
4	预防接种的种类	158
5	儿童医疗费的补助	164
6	针对儿童的福利制度	166
7	单亲家庭医疗费补助制度	168
8	儿童抚养补助	168
9	儿童津贴	168
10	保育园	170
11	儿童虐待	174
12	儿童相谈(咨询)所	176

〈教育〉

1	日本教育制度	178
2	幼儿园	182
3	小学·初中·高中的活动	186
4	特别支援学校	188
5	插班(中途入学手续)	190
6	日语教育	192
7	奖学金(助学贷款)	206

〈医疗〉

1	医疗机关的区分	208
2	就诊流程	208
3	病情调查表(问诊票)	210

4	夜間休日診療所 にゅういん	211
5	入院について こうがくりょうようせいど	219
6	高額療養費制度 いりょう	221
7	医療ソーシャルワーカー（M S W） つうやく ひつよう	223
8	通訳が必要なとき けんこうしんだん	223
9	健康診断 けんこうしんだん	223
10	エイズ相談 けっかく	225
11	結核 けっかく	227

〈健康保険と年金〉

1	健康保険 ねんきん	229
2	年金 ねんきん	233

〈福祉〉

1	高齢者福祉 こうれいしゃふくし	243
2	障害者福祉 しょうがいしゃふくし	243
3	生活保護 せいいかつほご	247
4	生活福祉資金貸付制度 せいいかつふくしきんかしつけせいど	247
5	ボランティア活動 かつどう	247

〈労働〉

1	日本で働くには にほん はたら	251
2	公共職業安定所（ハローワーク） こうきょうしょくぎょうあんていじょ	251
3	労働条件 ろうどうじょうけん	253
4	労働保険 ろうどうほけん	259

〈税金〉

1	所得税 ぜいほうじょう	267
2	税法上の非居住者 ひきょじゅうしゃ	271

4	夜间假日诊疗所 やかんきゆうじつしんりょうじょ	212
5	关于住院 こうがくりょうようせいど	220
6	高额疗养费制度 いりょう	222
7	医疗社会福利工作者（M S W） つうやく ひつよう	224
8	需要翻译的时候 けんこうしんだん	224
9	健康体检 けんこうけん	224
10	艾滋病咨询 えイズじそく	226
11	结核 けっかく	228

〈健康保险和年金〉

1	健康保险 けんこうほけん	230
2	年金（养老金） ねんきん	234

〈福利〉

1	老年人福利 ろうじんふくりょく	244
2	残疾人福利 せんじんふくりょく	244
3	生活保护 せいいかつほご	248
4	社会福利资金贷款制度 かじゅくしけんかうだんせいど	248
5	志愿者活動 志願者活動	248

〈劳动〉

1	要在日本工作 にほん はたらく	252
2	公共职业安定所（职业介绍所） こうきょうしょくぎょうあんていじょ	252
3	劳动条件 ろうどうじょうけん	254
4	劳动保险 ろうどうほけん	260

〈税金〉

1	所得税 ぜいほうじょう	268
2	税法上的非居住者 ひきょじゅうしゃ	272

3 年末調整	275
4 確定申告	279
5 住民税	283
6 消費税	283
7 自動車税	285
8 固定資産税	285

じどうしゃ <自動車>

1 運転免許証の取得	287
2 運転免許証の更新等	295
3 自動車の所有	295
4 交通ルール	301
5 主な交通標識	307
6 交通事故相談	313

けんないしせつ <県内施設>

公園・スポーツ	315
文化・学習	321

かんまつしりょう <巻末資料>

栃木県内の国際交流協会	325
栃木県内の市町の役所	329
栃木県内の社会福祉協議会	333
入国管理局	339
和暦西暦早見表	341
栃木県内鉄道路線図	345
東京都内路線図	346

3 年末调整	276
4 确定申告(纳税确定申报)	280
5 居民税	284
6 消费税	284
7 机动车税	286
8 固定资产税	286

<机动车>

1 驾驶执照的取得	288
2 驾驶执照的更新等	296
3 机动车的所有	296
4 交通规则	302
5 主要的交通标识	308
6 交通事故咨询	314

<县内设施>

公园・体育	316
文化・学习	322

<卷末资料>

栃木县内的国际交流协会	326
栃木县内的市町政府机关	330
栃木县内的社会福利协议会	334
入国管理局	340
日历西历一览表	342
栃木县内铁路线路图	345
东京都内线路图	346

とちぎけん 栃木県のプロフィール

1. 面積

6,408.28km² (全国第20位)
関東地方では最も広い県です。

2. 位置

関東地方の北部に位置する内陸県で、東は茨城県、西は群馬県、南は埼玉県と接し、北は東北地方の福島県と接しています。
県内には14市、12町があり、県庁所在地は宇都宮市です。県庁所在地の宇都宮市は、東京から約100km。JR東北新幹線で約50分の位置にあります。

3. 気候

寒暖の差が大きく、冬は空気が乾燥し、夏は湿度が高く、年間を通して雨量が多い、温帯湿潤気候に属します。
また、夏季は雷の発生が多く、冬季は空つ風が吹きます。

4. 人口

約2,005,061人 (2011年3月 現在)
外国人登録者数
約32,653人 (2010年12月末 現在)

5. 地形

栃木県の形はやや縦に長い、丸いジャガイモの形で、中央から南部には関東平野が開けており、北部は白根山(2,578m)、男体山(2,486m)や那須岳(1,917m)等の山々が連なっています。
また、ここに源を発する鬼怒川、那珂川、渡良瀬川が平野部を流れ、太平洋に注いでいます。

栃木县的概况

1. 面积

6,408.28 平方公里 (全国排名第 20 位)
是关东地区面积最大的县。

2. 位置

栃木县是位于关东地区北部的内陆县，东邻茨城县，西邻群马县，南面与埼玉县相接，北部与东北地区的福岛县相邻。

县内有 14 个市，12 个町，县政府所在地是宇都宫市。县政府所在地的宇都宫市，位于距离东京约 100 公里，乘座 JR 东北新干线大约 50 分钟的位置。

3. 气候

寒暑温差大，冬天空气干燥，夏天湿度高，全年雨量多，属于温带湿润气候。

另外，夏季打雷较多，冬季吹旱风。

4. 人口

约 2,005,061 人 (至 2011 年 3 月为止)
外国人登记人数
约 32,653 人 (至 2010 年 12 月末为止)

5. 地形

栃木县的形状稍呈竖长形，类似于圆形的马铃薯，从县中央至南部是宽阔的关东平原，北部有白根山(2,578米)、男体山(2,486米)、那须岳(1,917米)等群山相连。

另外，从这里发源的鬼怒川、那珂川、渡良瀬川流经平原地区，最后注入太平洋。

6. シンボル

県旗・県章

栃木県の「栃」の字を抽象化したものです。
三本の矢印は「木」の古代文字です。



県の木「トチノキ」

初夏に白い花の咲く落葉樹で、街路樹にもなっています。
紅色などの花もあり、まとめてマロニエと呼んでいます。



県獣「カモシカ」

シカの仲間ではなく、ウシ科に属し、オス・メス両方に短い角が生えています。北西部の山地に住み、草木の葉や木の芽を食べています。



県の花「やしおつつじ」

春、県内の山岳地にピンクや白、紫色の花が咲きます。ツツジの仲間です。



県の鳥「オオルリ」

体はスズメよりもやや大きく、頭から背中の
ルリ色が鮮やかです。5月頃に南方から渡って
きて、10月はじめまで、山地の谷川沿いの森林
に住んでいます。



6. 城市象征

县旗・县章

是被抽象化的栃木县的「栃」字。
三根箭形符号是古代文字的「木」字。



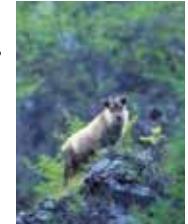
县树「日本七叶树」

初夏开白色花的落叶树，也作为街道树。
也有开红色花的种类，统称为欧洲七叶树。



县兽「羚羊」

与鹿不同类，属于牛科动物，雌·雄都长有短角。
栖息在栃木县西北部的山地，
以草木的叶子和树芽为食。



县花「五叶杜鹃」

春天，盛开在县内的山岳地带，开粉红色、
白色、紫色的花。与杜鹃花同科。

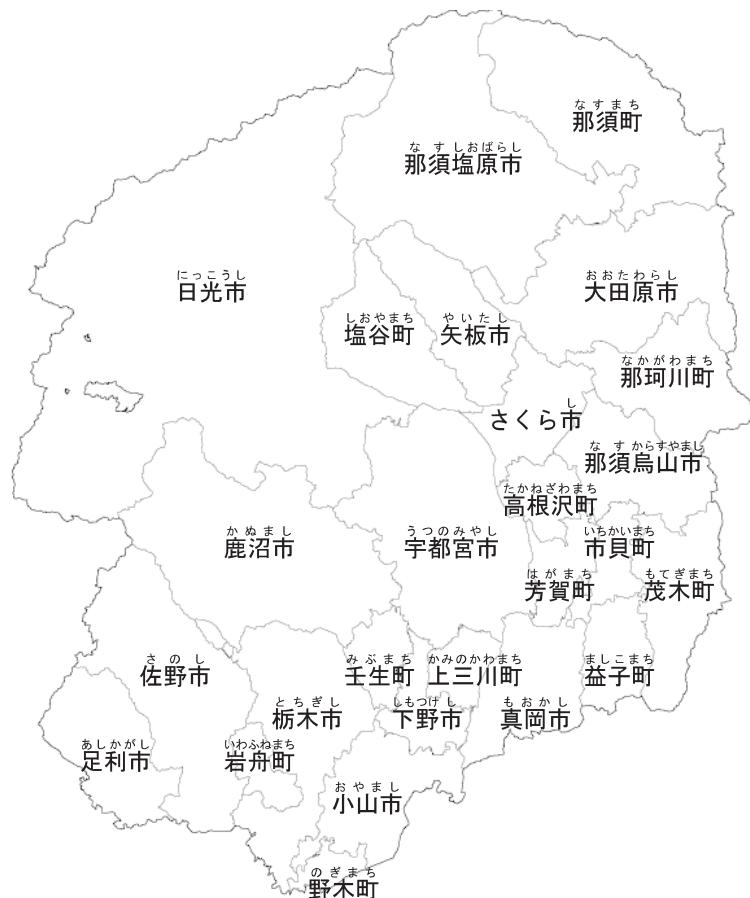


县鸟「琉璃鸟」

身体比麻雀稍大，头部至背部呈鲜艳的深蓝色。
5月从南方迁徙过来，
至10月初栖息在山谷沿河的森林里。



とちぎけん
栃木県の地図 (2011年12月現在)



栃木县的地图 (截止至 2011 年 12 月为止)



緊急のときや困ったとき

1. 緊急電話のかけ方

緊急事態が発生したら、あわてずに落ち着いて助けを求めるましょう。
緊急電話の通話料は無料で24時間いつでもつながります。
局番なしで番号をかけ「いつ、どこで、なにがあったのか、ケガ人はいるのか、あなたの氏名、電話番号」を伝えます。



公衆電話から緊急電話をかけるときは、赤い緊急通報用ボタンを押してから番号をダイヤルしてください。
緊急用の電話ですので、緊急の対応を必要としない相談や問い合わせなどでかけてはいけません。

紧急情况和为难的时候

1. 拨打紧急电话的方法

如果发生紧急事态，请不要惊慌，沉着冷静地求助吧。紧急电话的通话费是免费的，并且全天 24 小时连线。

不用拨局号，直拨电话号码，然后说明「时间，地点，发生了什么事，有没有人受伤，您的姓名，电话号码」。



用公用电话拨打紧急电话时，请先按下红色紧急通报按钮以后再拨电话号码。

因为是紧急电话，如果是与紧急对应无关的咨询或查询等一般情况的话请勿拨打。

2. 救急車の呼び方 119番

119番に電話をすると・・・

消防署

119番、消防署です。火事ですか、救急ですか。

あなた

救急です。

消防署

どうしましたか。

消防署

主人が家で倒れました。(現場の状況を伝える)

消防署

場所はどこですか。

消防署

○○市、○○町、○丁目、○番、○号です。

消防署

近くに、何か目標がありますか。

消防署

○○公園の目の前です。

消防署

電話番号を教えてください。

消防署

○○○-○○○-○○○○です。

消防署

お名前は?

消防署

○○です。

消防署

はい、わかりました。そちらへ向かいます。

* 救急車は無料ですが、軽いけがや病気のときなどは、タクシーや自家用車を利用しましょう。



2. 怎样叫救护车 119

打了 119 电话之后・・・

消防署

Hyakujiukyuban、shoboshodesu。Kajidesuka、kyukyudesuka。

你

(这里是 119，消防署。是火灾还是急救?)

消防署

Kyukyudesu。

你

(是急救。)

消防署

Dosimasitaka。

你

(发生了什么事。)

消防署

Syujinga ie de taoremasita。

你

(我的丈夫在家晕倒了。)(说明现场情况)

消防署

Bashowa dokodesuka。

你

(在什么地方?)

消防署

○○si、○mati、○chome、○ban、○go desu。

你

(在○○市、○○町、○丁目、○番、○号。)

消防署

Tikakuni、nanika mokuhyo arimasuka。

你

(附近有什么标志性建筑吗。)

消防署

○○kouen no menomaedesu。

你

(对面有○○公园。)

消防署

Denwabangowo osietekudasai。

你

(请告诉我你的电话号码。)

消防署

○○○-○○○-○○○○desu。

你

(○○○-○○○-○○○○。)

消防署

Onamaewa?

你

(你的名字?)

消防署

○○desu。

你

(○○。)

消防署

Hai、wakarimasita。Sotirae mukaimasu。

(明白了。马上就过来。)

* 救护车虽然是免费的，如果是轻伤或病情不严重的情况下，请使用出租车或自家的车辆。

3. 消防車の呼び方 119番

119番に電話をすると・・・

消防署 119番、消防署です。火事ですか、救急ですか。
あなた 火事です。
消防署 場所はどこですか。
あなた ○○市、○町、○丁目、○番、○号です。
消防署 何か燃えていますか。
あなた となりのビルです。
消防署 あなたの名前は？
あなた ○○です。
消防署 わかりました。そちらへすぐ向かいます。

※火事のときは「火事だ！」と大きな声で近所の人に知らせましょう。
自分ひとりで火を消そうとすると危険です。

4. 罹災証明について

自然災害によって家屋などが破損した場合、市町役場などが、基準に基づき判定し、証明するものです。罹災証明書は、火災保険の請求や税金の減免などを受ける場合に必要です。申請を行う際には市町の役所に問い合わせましょう。

3. 怎样叫消防车 119

打了 119 电话之后・・・

消防署 Hyakujiukyuban、shoboshodesu。Kajidesuka、kyukyudesuka。
(这里是 119，消防署。是火灾还是急救?)
你 Kajidesu。
(是火灾。)
消防署 Bashowa dokodesuka。
(在什么地方?)
你 ○○si、○mati、○chome、○ban、○go desu。
(在○○市、○町、○丁目、○番、○号。)
消防署 Nani ga moeteimasuka。
(什么着火了?)
你 Tonari no birudesu。
(旁边的大楼。)
消防署 Anata no onamaewa?
(你的名字?)
你 ○○desu。
(○○。)
消防署 Hai、wakarimasita。Sotirae mukaimasu。
(明白了，马上就过来。)

※发生火灾时请大声喊叫「火事だ！ KAJIDA (着火啦！)」以通知附近的人们。打算自己一个人灭火是很危险的。

4. 关于受灾证明

受灾证明，是在由于自然灾害使房屋等受到破损的情况下，市町政府机关等根据基准作出的判定和证明。在办理火灾保险索赔、税金减免的时候，需要受灾证明书。申请的时候请向市町政府机关咨询。

5. 落とし物・忘れ物をしたとき

(1) 落とし物・忘れ物をしたとき

まず近くの交番か警察署に問い合わせましょう。電車やバスの中で落とし物や忘れ物をした場合は、直接、駅員や乗務員、または運行会社まで問い合わせてください。交番や警察署に届けられた落とし物や忘れ物の情報は、各警察署ごとにまとめられ、落とした人が3ヶ月以内に取りに来なかった場合は、届けた人のものになります。落とし物をした場合は、なるべく早く、警察署や交番まで問い合わせてください。

(2) パスポートをなくしたとき

近くの警察署に紛失届を出し、「遺失届出証明書」を発行してもらいましょう。その後、母国の在日大使館・領事館で再発行の手続きをします。そのときに、「遺失届出証明書」に記載されている受理番号が必要になりますので、必ずメモをとるか、紛失届の控えを持っていてください。

(3) 外国人登録証明書をなくしたとき

外国人登録証明書は個人情報が記載されているので悪用されることがあります。なくした場合は、すぐに近くの警察署か交番にななくしたことを届け、なくした日から14日以内に住んでいる市町の役所で再発行の手続きを行ってください。

また、外国人登録証明書が割れた場合も作り直すことになります。今まで使っていた外国人登録証明書を持っていき、市町の役所で再発行の手続きを行ってください。

再交付申請 (P63～) 参照

5. 遗失物品・遗忘物品的时候

(1) 遗失物品、遗忘物品的时候

首先请向最近的派出所或警察局询问。如在电车或公交车内遗失了东西或遗忘了东西时，请直接询问车站服务员及乘务员，或者询问该运输公司。被交到派出所或警察局的遗失物及遗忘物的信息，由各个警察局汇总整理，如遗失者在3个月内未能前来领取时，遗失物、遗忘物将归拾到失物者所有。如果遗失了物品、遗忘了物品时，请尽早向警察局或派出所查询。

(2) 遗失护照的时候

请去最近的警察局挂失，并请求发行「遗失申报证明书」。然后，到本国的驻日大使馆、领事馆办理护照的再发行手续。由于届时需要「遗失申报证明书」上记载的受理号码，所以请务必做好笔记或带上挂失单的副联。

(3) 遗失外国人登录证的时候

由于外国人登录证上记载着个人的信息，有可能被恶意滥用。遗失后，请马上去最近的警察局或派出所申报遗失，并在遗失当天起14天内到你所居住的市町的政府机关办理再发行手续。

此外，外国人登录证如果破损的话也需要申请重新制作。请带上现有的外国人登录证，到市町政府机关办理再发行手续。（参照再交付申请 P 64～）

6. 被害者になってしまったとき

(1) 交通事故

どんな事故でもすぐに110番へ電話をし、警察に届けます。ケガをした場合は、軽いケガでも医師の診断を受けましょう。相手の名前、住所、免許証、車両番号等を確認するのはもちろんのこと、契約をしている保険会社または代理店への連絡も忘れないでください。

(2) 窃盗・犯罪

事件の発生を知った時や被害にあった時は現場に手をつけずに、110番に通報しましょう。

また、盗難や傷害などの被害にあった場合には最寄りの交番、警察署に被害届を提出してください。被害届が提出されていないと相手が処罰されないこともあります。預金通帳やクレジットカードが盗まれている場合は、すぐに銀行やカード会社に使用停止の手続きを要請しましょう。

被害にあわれた方への相談窓口

機関名	法テラス栃木
TEL	050-3383-5395
日時	9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
住所	宇都宮市本町4-15宇都宮NIビル2F
機関名	公益社団法人 被害者支援センターとちぎ
TEL	028-643-3940
日時	10:00~16:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)
住所	宇都宮市桜4-2-2 栃木県立美術館普及分館2F

6. 成为受害方时

(1) 交通事故

无论发生什么样的事故都要立刻拨打 110，通报警察。如果受伤的话，即使是轻伤也请接受医生的诊断。首先，确认对方的名字、住址、驾驶执照、车牌号码等是必须的，同时也请别忘了与签约的保险公司或代理店联系。

(2) 盗窃・犯罪

当得知事件发生后或受害后不要碰现场的任何东西，立刻拨打 110 报警。

此外，被盗或受到伤害时请去就近的派出所、警察局提交被害报告。如果不提交被害报告的话，对方有可能得不到应有的处罚。如果是银行存折、信用卡被盗的话，请立即通知银行、信用卡公司，要求办理使用停止手续。

被害者咨询窗口

机关名称	法律服务台 栃木
电话	050-3383-5395
时间	9:00~17:00(周六·周日·节假日·年初年末除外)
地址	宇都宫市本町4-15 宇都宫NI 大楼2楼
机关名称	公益社团法人 受害者支援中心栃木
电话	028-643-3940
时间	10:00~16:00(周六·周日·节假日·年初年末除外)
地址	宇都宫市桜4-2-2 栃木县立美术馆普及分馆2楼

機関名	栃木県精神保健福祉センター
TEL	028-673-8785
日時	8:30～17:30 (土・日・祝日・年末年始を除く)
住所	宇都宮市下岡本町2145-13

机关名称	栃木县精神保健福祉中心
电话	028-673-8785
时间	8:30～17:30(周六·周日·节假日·年初年末除外)
地址	宇都宫市下岡本町 2145-13

7. 加害者になってしまったとき

日本で生活をしている中で、犯罪や交通事故に関わってしまう可能性があります。特に日本は交通事故が多く発生します。まさかの時にために交通事故相談（P 313～）を確認しましょう。

(1) 当番弁護士制度

もしあなたやあなたの家族や友人が逮捕されたら、とても不安になるでしょう。

そのような時は、「当番弁護士」を頼むと、弁護士がすみやかに面会に来てくれ、逮捕された人の権利、今後の手続きや見通しなどを説明してくれます。この制度は1回限りで無料です。通訳が必要な場合は、弁護士が手配して一緒に来てくれます。なお、罪状により国選弁護人（下記参照）がつく場合は、この制度は利用できません。

あなた自身が逮捕された場合は、警察署や裁判所で派遣を依頼します。

あなたの家族・友人が逮捕された場合は、栃木県弁護士会刑事弁護センターに派遣を依頼してください。

●栃木県弁護士会 刑事弁護センター TEL 028-643-1234

<http://www.tochiben.com/duty/index.html>

(2) 国選弁護人制度

もしあなたが、刑事案件の犯人として裁判にかけられることになったら自分にはどんな権利や義務があるのかわからないことがあります。被疑者（裁判提起前の者）・被告人（起訴後の者）の要請に応えるため国選弁護制度があります。

被疑者が逮捕されると、弁護人を選任する権利があります。被疑者が経済的な理由で弁護人を依頼できない場合、公正な裁判を

7. 成为加害方时

在日本生活，有可能会被牵连到犯罪和交通事故中。尤其是日本交通事故多发，为了预防万一，请确认交通事故咨询（P 314～）。

(1) 值班律师制度

如果你或你的家人、朋友被逮捕的话，一定会很不安吧。

那时，如果委托「值班律师」，律师会迅速与你会面，向你说明被逮捕者的权利、今后的手续和预测等。这个制度只能免费使用一次。如果需要翻译的话，律师会安排一起过来。另外，根据罪状，如果有国选律师（参照下面）陪同的话，就不能利用这个制度。

如果是你本人被逮捕的话，委托警察局或法院来派遣律师。

如果是你的家属、朋友被逮捕的话，请委托栃木县律师协会刑事辩护中心来派遣律师。

●栃木县律师协会 刑事辩护中心 电话 028-643-1234

<http://www.tochiben.com/duty/index.html>

(2) 国选律师制度

如果你作为刑事案件犯人被提起诉讼，有可能不知道自己有什么样的权利和义务。为此出台了针对嫌疑人（还未被起诉的人）・被告人（已经被起诉的人）的要求而制定的国选律师制度。

嫌疑人如果被逮捕的话，有选任律师的权利。如果嫌疑人因为经济方面的理由不能委托律师，为了保障嫌疑人能得到公正的判决，可以公费委托律师。国

うけんりほじょう
受けける権利を保障するために国費で弁護人を依頼することができます。
こくせんべんごんてつづ
国選弁護人の手続きは、日本司法支援センター（愛称：法テラス）が行っています。

●日本司法支援センター（法テラス栃木）TEL 050-3383-5395

<http://www.houterasu.or.jp/tochigi/>

选律师的手续，由日本司法支援中心(别名:法律服务台)来办理。

●日本司法支援中心（法律服务台栃木）电话 050-3383-5395

<http://www.houterasu.or.jp/tochigi/>

8. 借金返済に苦しいとき

たすう ぎょうしゃ しゃっきん じぶん しゃっきん
多数の業者から借金をし、自分で借金をどうしても返せなくなつ
じょうたい たじゅうさいむ ほうりつ ちから か かいけつ さいむせり
たしたく ばあい
たなつ状態（多重債務）を法律の力を借りて解決（債務整理）できる場合が
あります。

- ・毎月の返済に追われ、借りては返しを繰り返す状態になっている
- ・利息の返済が大きくなり、返せるか不安など

債務整理には①任意整理②自己破産③個人再生④特定調停の4つの
ほうほう
方法があります。

その中で自己破産とは所有している財産を失う代わりに借金が帳消
しになる手続きです。多重債務者の条件によって選択が異なりますが、
いま じょうきょう かいぜん まちが かきそくだん
今の状況が改善されることは間違いないありませんので、まずは下記相談
機関や住んでいる市町の役所にある担当窓口に問い合わせてみましょ
う。

きかんめい 機関名	とちぎけんしょうひせいかつ 栃木県消費生活センター くらし安心安全課内
TEL	028-625-2227
そだんうけつけじかん 相談受付時間	9:00~17:00 (日・祝日・年末年始は除く) ※土曜日は電話相談のみ
きかんめい 機関名	とちぎけんべんこしかいかん 栃木県弁護士会館
TEL	028-643-2272
よやくうけつけじかん 予約受付時間	10:30~16:30 (土・日・祝日・年末年始は除く)
にじ 日時	13:30~ 毎週月~金曜日
そだんりょう 相談料	5250円 (税込) ※交通事故の相談は無料です
きかんめい 機関名	こうえきざいだんほうじん とちぎけんこくさいこうりゅうきょうかい 公益財団法人 栃木県国際交流協会
TEL	028-627-3399 (日・月・祝日・年末年始は除く)
そだんうけつけじかん 相談受付時間	まいづだい かようび しゅくじつ ぱあい だい かようび 毎月第1火曜日 (祝日の場合は第3火曜日) 10:00~12:00

8. 为还债而苦恼的时候

多处借债、债务高筑，自己无论如何也没有能力还清债务的情况下（多
重债务），也可以借助法律的力量来解决（债务整理）

- 每个月债务缠身，陷入借钱还债的恶性循环
- 债务的利息越来越大，对能否还清债务感到不安 等等

债务整理有①任意整理②个人破产③个人再生④特定调停 4 种方法。

在这些方法中个人破产是不失去拥有的财产而把债务一笔勾销的手
续。虽然根据多重债务人的条件会有不同的选择，但是能改善现在的状
况是毫无疑问的，首先向下列咨询机关或你所居住的市町政府机关的相
关窗口去试着询问一下吧。

机关名称	栃木县消费生活中心 生活安全安心课内
电话	028-625-2227
受理咨询时间	9:00~17:00 (节假日・年末年初除外) ※星期六只受理电话咨询
机关名称	栃木县律师会馆
电话	028-643-2272
预约受理时间	10:30~16:30 (星期六・日・节假日・年末年初除外)
日期和时间	13:30~ 每周一~周五
咨询费用	5250 日元 (含税) ※交通事故咨询免费
机关名称	公益财团法人 栃木县国际交流协会
电话	028-627-3399 (星期日・一・节假日・年末年初除外)
咨询受理时间	每月的第一个星期二 (如遇节假日则为第三个星期二) 10:00~12:00

9. こころの悩みについて

精神的不安や悩みがある、自分の生き方や対人関係に悩んでいる、思春期の問題や不登校で困っている、アルコールや薬物依存などで困っている等、心の悩みを持つ本人やその家族を対象に電話無料相談・来所相談（予約制）を行っています。まずは、問い合わせてみましょう。また、各種グループ活動・家族教室、教育・啓発活動や関係図書・ビデオ・パネルなどの貸し出し等、行っています。

機関名	栃木県精神保健福祉センター
TEL	028-673-8785
受付時間	8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）
住所	宇都宮市下岡本町2145-13

外国人のためのメンタル相談

悩みや不安が続いているスッキリしない。そんなときは相談してください。専門の医師と通訳であなたをサポートします。相談料や通訳料は無料です。予約制になりますので、まずは問い合わせてみましょう。

機関名	公益財団法人 栃木県国際交流協会
TEL	028-627-3399
受付時間	9:00～16:00まで（日・月・祝日・年末年始を除く）
相談日時	毎月第1・3火曜日（15:00～16:00）
対応言語	ポ、ス、英、中、タイ、韓、タガログ語など
住所	宇都宮市本町9-14 ちぎ国際交流センター内

9. 关于内心的烦恼

精神焦虑、不安，为自己的生活方式或人际关系而烦恼，为青春期问题、孩子拒绝上学问题，以及酒精、药品依赖等问题而烦恼，针对上述这些内心烦恼的人或他们的家人提供免费电话咨询当面咨询（预约制）。首先去试着查询一下吧。

此外，还举办各种集体活动·家属教室、教育·启发活动，并设有出借有关图书·录像带·图示板等服务。

机关名称	栃木县精神保健福祉中心
电话	028-673-8785
受理时间	8:30～17:15（周六·日·节假日·年末年初除外）
地址	宇都宫市下岡本町 2145-13

<针对外国人的心理咨询>

当你持续地烦恼、焦虑不安、心情不畅时，请去咨询吧。专业的医生和翻译会帮助你。咨询、翻译的费用是免费的。因为是预约制，首先试着询问一下吧。

机关名称	公益财团法人 栃木县国际交流协会
电话	028-627-3399
受理时间	9:00～16:00 为止（星期六·日·节假日·年末年初除外）
咨询时间	每月的第1·3个星期二（15:00～16:00）
对应语言	葡、西、英、中、泰、韩、他加禄语等
地址	宇都宫市本町9-14 栃木国际交流中心内

しぜんさいがい そな 自然灾害への備え

日本は、非常に地震の多い国です。いつどこで地震が起きても不思議ではありません。また、栃木県では夏から秋にかけて台風が多くやってきます。こういった自然災害での被害、二次災害を防ぐために、日頃から対策と心構えが必要です。いざというときは落ち着いて行動することが大切です。

1. 地震

地震が起きたら、倒れやすい物や危険なものから離れ、机やテーブルの下に潜り、身の安全を確保しましょう。

ガラスの破片等で足をけがすることがあるので、必ず靴を履いて避難しましょう。

煙が出たら、濡れタオルで鼻と口を覆い、姿勢を低くして避難しましょう。

テレビやラジオの情報を正しく把握し、行動するようにしましょう。避難場所へ避難するときは、狭い路地、隣ぎわ、岸や川べりには近寄らないようにしましょう。

最初の大きな揺れが収まっても、しばらくは余震が続きます。情報を正しく把握し、場合によっては直ぐに家に帰らないほうがよいこともあります。



为自然灾害做的准备

日本是地震非常多的国家。在何时何地发生地震都不足为奇。此外，栃木县在夏季至秋季的这段时期还经常发生台风。为了防止这些自然灾害、二次灾害带来的损失，做好日常的防灾对策和思想准备是很有必要的。在紧急情况下保持冷静行动也是非常重要的。

1. 地震

如果发生地震了，远离易倒、危险的物品，钻到书桌或餐桌下，确保人身安全。

因为玻璃碎片可能会扎伤脚，所以请务必穿鞋避难。

如果冒烟的话，用湿毛巾捂住口鼻，保持低姿势避难。

正确掌握电视、收音机传达的信息，采取避难行动吧。

去避难所避难时，请不要靠近狭窄的小巷、围墙边、岸边和河边。

即使最初的大的摇晃平息了，较长时间内还会持续发生余震。掌握正确的信息，根据情况的不同有时不马上回家可能会比较合适。

じしん ゆあ <地震の揺れの大きさ>

震度は、地震動の強さの程度を表すものです。(0 ~ 7までの10段階)

震度階級	ひと たいかん ゆあ 人の体感・揺れの大きさ
0	ひと ゆ かん 人は揺れを感じない。
1	おくない ひと いちぶ ゆ かん 屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。
2	おくない たいはん ひと ゆ かん 屋内にいる大半の人が、揺れを感じる。 でんどう さ もの ゆ 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。
3	おくない ひと ゆ かん ある ひと 屋内にいる人のほとんどが揺れを感じ、歩いている人の なか ゆ かん ねむ ひと め さ 中にも揺れを感じる。眠っている人も目を覚ます。棚の なか しおり あと たな 中の食器類が音を立てることがある。
4	ほとんどの人が揺れに驚き、つり下げ物は大きく揺れ、 おきもの たお る 置物などが倒れることがある。
5弱	たいはん ひと きょうふ おぼ もの もの 大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じ、歩く むずか たな しょっさい こてい かく ことが難しい。棚にある食器類、固定していない家具が いどう 移動することがある。
5強	もの ある むずか 物につかまらないと歩くことが難しくなる。 かく たお まど わ お 家具が倒れることがある。窓ガラスが割れ落ちる。
6弱	た かく いどう おお たお 立っていられなくなる。家具が移動し、大きなものが倒 れる。ドアが開かなくなることがある。
6強	ゆ は うご 揺れにほんろうされ這わないと動くことができない。 たてもの かへ まど はそん らっか 建物の壁や窓ガラスが破損、落下する。
7	みうご たてもの はかい 身動きができない。ほとんどの建物が破壊する。

マグニチュードとは地震が発するエネルギーの規模を示す値です。

8~	7~	5~7	3~5	1~3	~1
きよだいじしん 巨大地震	だいじしん 大地震	ちゅうじしん 中地震	しょうじしん 小地震	びしょうじしん 微小地震	ごくびしょうじしん 極微小地震

<地震摇晃的程度>

震度，是表示地震的强烈程度。(分为0级~7级的10个等级)

震度等级	人的感觉・摇晃的程度
0	人感受不到摇晃。
1	处于室内的人有一部分感觉到轻微的摇晃。
2	处于室内的人大多数感觉到摇晃。 电灯等悬挂物体轻微晃动。
3	处于室内的人绝大多数感到摇晃，行走的人也有人感到摇晃。睡眠中的人也被震醒。放在碗柜里的餐具有时会发出声音。
4	几乎所有的人对摇晃感到惊慌，悬挂物体大幅度晃动，有的摆设会倒落下来。
5弱	绝大多数人感到恐惧，想要抓住东西，难以行走。 架子上的餐具、没有被固定的家具有可能会被移动。
5强	不抓住东西就难以行走。 家具有可能会倒下。玻璃窗会碎裂、掉落。
6弱	无法站立。家具被移动，大家具倒下。门有可能打不开。
6强	被摇晃摆动得只能匍匐移动。 建筑物的墙壁、玻璃窗破损、掉落。
7	身体一动也不能动，几乎所有的建筑物都被毁坏。

震级是用来表示地震发生时所释放出的能量的规模的数值。

8~	7~	5~7	3~5	1~3	~1
巨大地震	大地震	中地震	小地震	微小地震	极微小地震

2. 台風・洪水

夏から秋にかけては、多くの台風がやってきます。強風や大雨により地滑りや洪水の被害が出ることがあります。

台風には強風・突風が伴うので、ガラス戸は補強し、雨戸やシャッターなどは閉めましょう。

風で飛ばされそうな物はあらかじめ家の中に取り込んでおきましょう。

台風が近づいてきたら、テレビやラジオの気象情報に注意しましょう。

3. 災害用伝言ダイヤル171

(伝言を残したいとき)

171→1→相手の家の電話番号→(プッシュ式) 1#→ピッ→伝言
録音→9#

* プッシュ式以外は1#は押さずにピッ→伝言録音→電話を切る

(伝言を聞きたいとき)

171→2→相手の家の電話番号→(プッシュ式) 1#→伝言再生→
もう一度聞く→8#

※アナウンスの途中でボタンを押してかまいません。番号を押し間違えた場合は、もう一度かけ直してください。

4. 避難の仕方

地域ごとに避難場所が決められているので、確認をしておきましょう。避難場所には右のようないマーカーが表示されています。

例えば、学校・公園・公民館などです。災害時に備えて、まず住んでいる市町の役所で、避難場所がどこなのか確認して下さい。

家具はしっかりと壁などに固定し、壊れやすい物や重い物は家具の上に置くのは止めましょう。



2. 台风·洪水

在夏季至秋季的这段时期，会经常发生台风。因为发生强风及大雨，有时会发生滑坡及洪水等灾害。

因为台风经过时经常伴随着强风和突如其来的暴风，所以请加固玻璃窗、关紧防雨窗和卷帘窗吧。

把易被风吹走的物品事先放进家里吧。

如果台风接近，请注意电视及收音机的气象信息吧。

3. 灾害时用的留言电话 171

(留言的时候)

171→1→对方家座机号码→(脉冲式) 1#→听到滴声后→录下留言→9#
*脉冲式以外的电话机不用按1#，听到滴声后→录下留言→挂电话
(收听留言的时候)

171→2→对方家座机号码→脉冲式 1#→播放留言→再听一次→8#

※播放途中按了按钮也没关系。如果按错号码的话，请再重新拨一次。

4. 避难的方法

因为每个地区都有指定的避难场所，请事先确认一下吧。避难场所用右图所示的记号来表示。

比如，学校、公园、公民馆之类。为了防备灾害，首先请到市町政府机关确认好避难场所的位置。

把家具牢牢地固定在墙壁上，易损坏物品及重物不要放在家具上。



普段から火元は整頓し、燃えやすい物は火元の近くに置かないよう
に心がけましょう。
地震の激しい揺れは長くても1分程度です。慌てず落ち着いて行動
しましょう。
また、「災害時非常持出袋」を普段から用意しておきましょう。
災害が起きて避難するとき最初に持ち出すため、すぐ取り出せる場
所に置いておきましょう。

「災害時非常持出袋」の中に入れておくもの
非常持出袋・水・非常食・携帯ラジオ・懐中電灯・救急セット・タオ
ル・ティッシュ・トイレットペーパー・ウェットティッシュ・マスク・
ライター・はさみ・電池・食器（プラスチック・紙）・ラップ・ポリ
袋・ウォータータンク・ろうそく・災害用プランケット・軍手・水の
いらないシャンプー・簡易トイレ袋・衣服（下着などの着替え、防寒
着等）・書類（パスポートや外国人登録証のコピー）・現金・通帳の
コピー・家族の連絡先のメモなど。

※数日間を目安に、飲料水は1人1日3リットル、食料品はレトルト
や缶詰など3日分用意しておくとよいでしょう。



平时留心整理火烛，使易燃物远离火源。

地震激烈摇晃最长也不过1分钟左右。不惊慌失措，沉着冷静地行动吧。

此外，平时准备好「灾害时紧急携带物品袋」。

为了在发生灾害、需要避难时马上就能带走，请事先放在立刻能取到的地方。

<「灾害时紧急携带物品袋」内可事先准备的物品>

紧急携带包・水・紧急备用食品・携带式收音机・手电筒・救急包・
毛巾・纸巾・卫生纸・湿纸巾・口罩・打火机・剪刀・电池・餐具（塑
料・纸）・保鲜膜・塑料袋・水桶・蜡烛・灾害用毛毯・劳动用手套・干
洗用洗发液・简易厕所袋・衣服（内衣之类的替换衣服、防寒服等）・文
件（护照及外国人登录证的复印件）・现金・存折的复印件・家人联系方
式备忘录等。

※以数天为基准，事先准备饮用水1人1天3公升，食品上，准备3
天量的真空压缩食品及罐头比较合适。

在留資格

1. 在留資格について

在留資格とは、外国人が日本で暮らすために必ず必要な資格です。それぞれの滞在目的に合わせて、27種類の在留資格があります。多くの場合、滞在期限も1年～3年と定められており、期限が切れる前には更新しなければいけません。また、在留資格によっては仕事をすることができないものもあります。

「ビザ（査証）」という言葉もよく耳にします。一般的に在留資格をビザと呼ぶ場合も多いですが、ビザとは、海外にある領事館などで日本に入国するために申請し許可されるもので、厳密には違うものです。

(1) 仕事ができる在留資格（）内は代表的な職業例

外交（大使館員）、公用（外国政府の職員）、教授（大学の教授、講師）、芸術（画家、作曲家）、宗教（宣教師）、報道（外国の報道記者やカメラマン）、投資・経営（企業の経営者）、法律・会計業務（弁護士や公認会計士）、医療（医師、看護師）、研究（企業等の技術者）、人文知識・国際業務（民間の語学講師、通訳）、工学等の技術者）、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、企業内転勤、興業（歌手、ダンサー）、技能（外国料理のコック）

(2) 仕事ができない在留資格 資格外活動許可 (P 49～) 参照

文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

(3) 仕事ができるか個別に判断される在留資格

特定活動

(4) 活動に制限がない在留資格（仕事ができ、その職種も問われません）

永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（日系3世、難民など）

居留资格

1. 关于居留资格

所谓居留资格，是指外国人在日本居住的必要资格。对应各种各样的逗留目的，有27种居留资格。多数情况下，逗留期限被规定为1年～3年，在逗留期限到期之前必须办理更新手续。此外，根据居留资格的不同，也有可能不被允许劳动就业。

我们经常听到「VISA(签证)」这个词。虽然一般情况下居留资格大多被称为VISA，但所谓VISA，是指为了进入日本境内在驻外领事馆得到的申请和许可，严格上说VISA和居留资格是不同的。

(1) 可劳动就业的居留资格（）内是代表性的职业例子

外交（大使馆工作人员）、公务（外国政府职员）、教授（大学教授、讲师）、艺术（画家、作曲家）、宗教（传教士）、报道（国外新闻机构的记者、摄影记者）、投资·经营（企业经营者）、法律·会计业务（律师及公认会计师）、医疗（医生、护士）、研究（企业等的研究人员）、教育（小学等的外语教师）、技术（机械工学等方面的技术人员）、人文知识·国际业务（民营企业的外语教师、翻译）、企业内调动、演出（歌手、舞蹈家）、技能（外国料理厨师）

(2) 不可劳动就业的居留资格 参照资格外活动许可 (P 50～)

文化活动、短期滞在、留学、研修、家族滞在

(3) 根据个别判断而决定可否劳动就业的居留资格

特定活动

(4) 没有活动限制的居留资格（可劳动就业，且不论职种）

永住者、日本人配偶等、永住者配偶等、定住者（第3代日裔、难民等）

2. 在留資格の取得

日本で暮らしたい外国人について、在留の条件が適当かどうかを審査するところが、入国管理局です。**入国管理局 (P 339~) 参照**
仕事ができる在留資格を取得するためには、日本での仕事先があらかじめ決まっていないと申請できません。日系人の在留資格を取りたい場合は、自分が確かに日系人であることを公的に証明しなければなりません。在留資格別の必要書類については入国管理局のホームページで確認できます。

http://www.moj.go.jp/tetsuduki_shutsunyukoku.html

さて、在留資格を取得する場合の一般的な流れを紹介しましょう。

例1 あなたの妻を日本に呼ぶ場合。

日本にいるあなたがすること・・・

在留資格認定証明書交付申請書を最寄りの入国管理局に提出する。

在留資格認定証明書が入国管理局より交付される。

在留資格認定証明書を母国にいる妻に送付する。

母国にいるあなたの妻がすること・・・

母国で日本公館に在留資格認定証明書を提示しビザを申請する。

母国の日本公館でビザが交付される。

日本の空港で・・・

パスポート、ビザ、在留資格認定証明書を提示する。

2. 居留资格的取得

入国管理局，是审查打算在日本居住的外国人的逗留条件是否适当的部门。参照**入国管理局一览 (P 340 ~)**

为了取得可以劳动就业的居留资格，如果不事先在日本确定好工作单位就不能申请。如果要取得日裔的居留资格的话，必须持有能证明自己是日裔的官方证明。关于居留资格其他的必要材料，可以在入国管理局的网页上确认。

http://www.moj.go.jp/tetsuduki_shutsunyukoku.html

接下来，介绍一下取得居留资格的一般流程。

例1 想让你的妻子来日本…

在日本的你要做的事…

向就近的入国管理局提交居留资格认定证明书交付申请书。

由入国管理局签发居留资格认定证明书。

将居留资格认定证明书寄给在自己的国家的妻子

尚留在自己的国家的你的妻子要做的事…

向驻自己的国家的日本大使馆提交居留资格认定证明书，申请签证。

由驻自己的国家的日本大使馆签发签证。

在日本机场…

出示护照、签证、在留资格认定证明书。

例2 あなたに子どもが生まれた場合、両親とも外国人の場合は、
子どもも在留資格を取らなければなりません。

市町の役所に出 生 届を出す。(14日以内)

も よ にゅうこくかんりきょく ざいりゅうしかくしょとくきょかしんせい
最寄りの入国管理局に在留資格取得許可申請をする。(30日以内)
<必要書類>
ざいりゅうしかくしょとくきょかしんせいしょ しゅっしょうとけじゅりしょうめいしょ ほ こ し ゃ みぶんしょうめいしょ
在留資格取得許可申請書・出生届受理證明書・保護者の身分證明書

3. 在留期間の更新

在留期限の3か月前から更新の申請ができます。原則として申請者は本人が入国管理局に行って手続きします。申請するのが期限から1日過ぎただけでもオーバーステイ(不法滞在)となってしまいます。オーバーステイになると警察に逮捕される場合もあり、そうなると数年は日本に戻ってくることができなくなります。在留期限には十分気をつけましょう。

必要な書類が一つでも足りないと不許可になってしましますので、よく確認することが大切です。また、本来の在留目的以外の活動をしていると入国管理局が判断したときも更新が不許可になります。

また、2010年4月から入国管理局窓口で健康保険証の提示を求めるようになっています。ただし、提示をしないことだけで不許可になることはありません。

<必要書類> 在留期間更新許可申請書、身元保証書、住民税の課税(又は非課税)証明書と納税証明書など

*在留資格の種類によ
ること
り異なります



在留資格証印シール見本

例2 你的子女出生的时候，如果父母双方都是外国人的话，子女也必须取得居留资格。

向政府机关提交出生证明(14天之内)

向最近的入国管理局申请居留资格取得许可。(30天之内)

<必要材料>

居留资格取得许可申请书·出生申报受理证明书·监护人的身份证明

3. 居留期限の更新

居留期限到期3个月前就可以办理更新申请。原则上申请者本人亲自去入国管理局办理手续。即使只是超过居留期限1天去申请也将构成非法滞留。一旦构成非法滞留就有可能会被警察逮捕，几年内不能再入境日本。请充分留意你的居留期限吧。

因为只要缺少一份必要的材料就会不被批准，所以仔细确认是很重要的。还有，一旦入国管理局判定你从事着该居留资格范围以外的活动时，也会不批准你的更新申请。

此外，从2010年4月开始，在入国管理局窗口，会被要求出示健康保険证。不过，倒不会只因为不出示健康保险证就不被批准。

<必要材料>居留期限更新许可申请书、身份保证书、住民税的课税

(或非课税)证明书和纳税证明书等

*由于居留资格种类的不同会有所不同



居留资格证印贴纸样本

4. 在留资格の変更

在留资格の種類を変更したい場合は、入国管理局に変更申請をする必要があります。例えば、「留学」の在留资格を持っている大学生が卒業し、日本の会社に就職したい場合は、該当する在留资格に変更する。また、英会話の先生が日本人と結婚したので「日本人の配偶者等」に変更するといった場合です。

変更申請は、必ず許可されるものではなく、新しく行おうとする活動の资格や条件が適合していなければ許可されません。求められる書類を作成したり、母国から取り寄せたりするのに時間がかかりますので、余裕をもって準備しましょう。

〈必要書類〉在留资格変更許可申請書、身元保証書、住民税の課税（又は非課税）證明書と納税証明書など

※在留资格の種類により異なります

5. 再入国許可

短期滞在（観光など）の外国人以外は、日本を一時的に出國し、再び入国したい場合は、事前に「再入国許可」を受けなければなりません。再入国許可を受けずに出国してしまうと、今ある在留资格はなくなってしまいます。

この許可には2種類あり、「一次許可」（1回限り有効なもの）と「数次許可」（何度も有効）があります。再入国の有効期限は自分の在留资格の期限までで、最長3年です。

出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正により、出国後1年以内に再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなり、再入国許可の有効期限も3年から5年までに伸長される予定です。新たな在留管理制度に合わせて実施されます。

4. 居留资格的变更

如果要变更居留资格种类的话，需要去入国管理局办理变更申请。例如，持有「留学」的居留资格的大学生毕业后，如果要在日本就业的话，就要变更成相应的居留资格。此外，英语会话教师与日本人结婚，就变成「日本人配偶者等」的居留资格。

居留资格变更申请，并不是一定会被批准，如果不符合作新的活动的资格或条件的话将不被批准。

由于准备必要的材料、从自己国家邮寄材料都会花费很长时间，所以安排充裕的时间来准备吧。

<必要材料>居留资格变更许可申请书、身份保证书、住民税的课税

（或非课税）证明书和纳税证明书等

※由于居留资格种类的不同会有所不同

5. 再入国许可

除了短期逗留（观光等）的外国人以外，暂时离开日本国境并想再次进入日本的时候，事先必须办理「再入国许可」。如果不办理好再入国许可从日本出境的话，就会失去现在持有的居留资格。

这种许可有2种种类，「一次许可」（仅限一次有效）和「多次许可」（多次有效）。再入国的有效期限是在自己的居留资格期限以内，最长为3年。

由于入管法的修订，从日本出境后1年以内再入境日本的话，原则上不需要获得再入国许可。再入国许可的有效期限也预定从3年延长至5年。这将与新的居留管理制度一起被实施。

6. 入管法の改正

入管法等の改正に伴い、新しい在留管理制度が、2009年7月15日から3年以内に施行される予定です。

おもな改正点は以下のとおりです。

(1) 外国人登録証明書は廃止、「在留カード」が交付されます。

偽造防止のICチップが入り、氏名、生年月日、在留資格、在留期間、在留カード番号などが記載されます。「在留カード」は在留期間更新手続きの際に、入国管理局で交付されます。それまでは、外国人登録証明書を在留カードとみなします。永住者の方は、施行されてから3年以内に在留カードを申請する必要があります。
なお、短期の滞在者は対象となりません。

(2) 特別永住者

特別永住者（在日韩国人・朝鲜人等）には「特別永住者証明書」が交付され、携帯の義務はありません。

(3) 在留期間の上限が延長

在留期間の上限が3年から5年に変更されます。
また、「留学」の在留期間が最長「2年3ヶ月」から「4年3ヶ月」になります。

(4) 再入国許可制度の見直し 再入国許可（P41～）参照

出国後1年内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はなくなります。また、再入国許可を受ける場合、有効期間が「3年」から「5年」になります。

6. 入管法の修訂

随着出入国管理以及难民认定法的修订，新入管法从2009年7月15日开始的3年以内预定实施。

以下为主要修改要点。

(1) 废除外国人登录证明书，颁发「居留卡」。

加入了防伪IC芯片，并记载了姓名、出生年月、居留资格、居留期限、居留卡的号码等。办理居留期限更新手续时，由入国管理局签发「居留卡」。在这之前，把外国人登录证明书当作居留卡使用。永住者必须在新入管法实施开始3年以内申请居留卡。

再有，短期逗留者不在对象范围之内。

(2) 特別永住者

对特别永住者（在日韩国人、朝鲜人等）签发的「特别永住者证明书」，没有随身携带的义务。

(3) 延长居留期限的上限

居留期限的上限由3年改为5年。

此外，「留学」的居留期限由最长「2年3个月」改为「4年3个月」

(4) 再入国許可制度の修正 再入国許可(P 42～)

出境后1年内再入境时，原则上不必获得再入国许可。此外，获得再入国许可时，有效期限由「3年」改为「5年」。

7. 養子縁組

外国人が日本人の養子となる手続きについては、市町の戸籍関係の窓口に相談します。届け出が受理されると法律上の親子関係が成立し、相続などの権利義務は実子と同じ扱いとなります。しかし、養子となること即ち日本国籍あるいは在留資格の取得ではありません。たとえば、大人の外国人が観光で日本に来て、日本で暮らしたいので知人の養子となり、在留資格を取得するということはできません。

日本人と結婚した外国人は、母国に残してきた前配偶者の子どもを日本に呼び一緒に暮らしたい場合、養子縁組の手続きをしていても、していなくても、別途、子どもの在留資格を取得する必要があります。また、この場合、子どもが、母国で未成年・未婚でなければ許可されません。早めに手続きしましょう。



7. 收养养子

关于外国人成为日本人养子的手续，可以在市町的户籍部门窗口咨询。如果申请被批准的话，法律上的亲子关系成立，在继承等权利和义务上将得到和亲生子女同样的待遇。但是，成为养子不等于取得日本国籍或居留资格。

例如，成年外国人来日观光，为了要在日本居住，过继给熟人作养子，这种情况不能获得居留资格。

与日本人结婚的外国人，想让留在本国的与前配偶所生的孩子来日本一起居住，无论办不办理收养养子手续，都要另外取得孩子的居留资格。

此外，在自己国家的孩子如果不是未成年·未婚，那么收养养子的申请将不被批准。请尽早办理手续吧。

8. 永住許可

永住許可を受けると在留資格は「永住者」となり、在留期限のために更新の手続きをする必要はなくなり、自分の国籍のままずっと日本に本に住むことができます。しかし、日本を出国するときには、再入国許可再入国許可(P41～)を受けなければなりません。

永住が許可される法律上の要件は、

- ① 罰金刑や懲役刑を受けてないこと。
- ② 税金の滞納がないこと。
- ③ 原則として引き続き10年以上日本で生活していること。

上記③の条件には例外があり、下記の場合は申請が可能です。

- ・日本人や永住者の配偶者・・婚姻生活が3年以上、引き続き日本に1年以上いる場合
- ・定住者・・5年以上継続して日本にいる場合
- ・外交、社会、経済、文化等の分野において、日本へ貢献があると認められ、5年以上日本にいる場合

(参考：法務省「永住許可に関するガイドライン」)

このほかにも永住許可にはいろいろな条件がありますので、確認が必要です。在留手続きの問い合わせ先(P57～)参照

8. 永住許可

如果获得了永住许可，居留资格将变成「永住者」，不必办理居留期限更新手续，保持自己的国籍，永远可以在日本居住下去。但是，从日本出境时，必须办理再入国许可。再入国許可(P42～)

得到永住许可的法律必要条件，

- ① 没有被判处过罚款或徒刑。
- ② 没有拖欠税金。
- ③ 原则上在日本连续10年或10年以上。

上述③的条件中也有例外，如果是下列的情况也可以申请。

- ・日本人或永住者的配偶…结婚3年以上，且连续在日本生活1年以上
- ・定住者…连续在日本生活5年以上
- ・在外交、社会、经济、文化等领域，被认定对日本有贡献，并且在日本生活5年以上

(参考：法务省「关于永住许可大纲」)

因为还有各种其他关于永住许可的条件，务必确认一下。居留手续咨询处(P58～)

9. 資格外活動許可

許可された在留資格の活動以外で報酬を得たい場合は、あらかじめ「資格外活動許可」を受けなければなりません。例えば、留学生や家族滞在で来ている人がアルバイトを行いたい場合がこれに当たります。本来の資格ではないため、1週間につき28時間以内などと定められています。

ひつようしょるい 〈必要書類〉

- 申請書
- 当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類
- パスポート、外国人登録証明書等

10. 就労資格証明書

報酬を受ける在留資格が認められている外国人が、就労できるという資格を法務大臣が証明する文書で、入国管理局で手続きをします。

外国人を雇用するとき、合法的に就労できるかどうかはパスポートの証印シールや外国人登録証明書でも確認できますが、就職手続き等の利便を図るために申請があれば交付されるものです。

この証明書がなければ就職活動ができないということはありません。

ひつようしょるい 〈必要書類〉

- 申請書
- 資格外活動許可書（許可を受けている場合）
- パスポート、外国人登録証明書等

9. 资格外活动许可

如果想要从事居留资格范围以外的有收入的活动，必须事先获得「资格外活动许可」。比如，留学生或以家族滞在来日的人想在日本打工就属于这种情况。因为是该资格以外的活动，所以一周的工作时间被规定在28小时之内等。

〈必要材料〉・申请书

- 能说明此次申请的相关活动内容的材料
- 护照，外国人登录证明等

10. 就劳资格证明书

持有可赚取报酬的居留资格的外国人，依据经法务大臣证明可以合法劳动就业的文件，在入国管理局办理手续。

雇用外国人时，虽然仅凭护照的证明印章贴纸及外国人登录证明书，也可以判定其是否可以合法就劳，不过为了便于就劳手续便利简单，只要外国人申请，就会被签发。

并不是说没有这个证明书就不可以进行就职活动。

〈必要材料〉・申请书

- 资格外活动许可书（得到许可的情况下）
- 护照，外国人登录证明等

11. 不法滞在

在留期間を1日でも過ぎたままでいると不法滞在（オーバーステイ）となります。一度不法滞在になると、また日本で暮らしたいと思っても、しばらくの間は日本に入国できなくなります。
不法滞在者が帰国する場合は次のとおりとなります。

(1) 出国命令制度

出国を希望して、自分で入国管理局に出頭した場合、身柄を拘束されずに簡単な手続きで出国できる制度。
〈対象者〉 出国を希望し入国管理局に自分で出頭した者
不法残留以外の退去強制理由がないこと
懲役などを受けたことがないこと
過去に退去強制や出国命令を受けたことがないこと
〈日本に入国できない期間〉 出国日から1年

(2) 退去強制（強制送還）

逮捕された場合は、身柄を拘束されます。入国審査官により違反審査を受け退去強制となります。しかし、違反をしていないと主張したいときや、*特別に滞在を認めてほしい場合は、口頭審理を請求できます。
〈日本に入国できない期間〉 出国日から5年
ただし、過去にも退去強制されたり出国命令を受けたことがある人は10年。また、1年以上の懲役を受けたり、麻薬所持などの違反者は永久。

*特別に滞在を認めてほしい場合は、「在留特別許可」を求めます。これは法務大臣が在留を特別に許可するものです。詳しくは、入国管理局ホームページの以下の項目を参照してください。
「在留特別許可された事例されなかった事例」

11. 非法滞留

居留期限即使只超过1天也会构成“非法滞留”。一旦非法滞留，即便还想在日本居住，长时间内也不能入境日本。

非法滞留者回国有以下几种情况。

(1) 出境命令制度

非法滞留者要求出境，如果亲自去入国管理局自首，并不对其进行拘留，而是通过简单的手续让其出境的制度。

- 〈対象〉 要求出境且亲自去入国管理局自首的人
除了非法滞留以外没有其他强制遣送的理由
没有被判处过徒刑
以前没有被强制遣送回国或出境命令回国
〈禁止入境日本期限〉 出境日开始1年

(2) 强制离境（强制遣送回国）

如果被逮捕，将被拘禁，并受到入国审查官的审查，被强制遣送回国。但是如果想申辩自己无罪，*想得到特别居留许可的话，也可以请求口头审理。

- 〈禁止入境日本期限〉 出境日开始5年
不过，以前也曾被强制遣送回国或被出境命回国的人，在10年内禁止其入境日本。
此外，被判处1年以上徒刑、或携带毒品的违反规定者，将永远禁止其再入境日本。

*如果想要得到特别居留许可，可以申请「特别居留许可」。这是法务大臣对其能否居留做出的特别许可。详细情况，请参照入国管理局的网页的以下项目。

「被特别居留许可的事例、未被特别居留许可的事例」

<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/>

「在留特別許可に係るガイドライン」（6か国語）
さいりゅうとくべつきょか かかわ
「在留特別許可に係るガイドライン」（6 か国語）

<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/>

nyukan_nyukan85.html

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan25.html

「特別居留许可大纲」（6 国语言）

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan85.html

12. 归化

帰化とは、日本国籍を取得すること、つまり日本人になるということです。パスポートも日本のものになり、参政権を得られ、日本を出国するときの再入国許可ももちろん不要です。

帰化をするには、日本に5年以上住んでいること、交通違反や税金の滞納がないこと、本人あるいは親族に生活力があることなど、いろいろな条件があります。日本語能力もポイントとなります。

帰化を希望する場合は、最寄りの地方法務局国籍係に相談し、必要書類の案内を受けてください。相談や書類の提出は、必ず申請者本人が行ってください。15歳未満の場合は保護者が行います。



12. 归化（入籍）

所谓归化（入籍），是指取得日本国籍，也就是成为日本人的意思。归化以后，持日本护照，获得参政权，当然从日本出境时不需要申请再入境许可。

申请归化，要求在日本连续住满5年以上，没有违反交通规则及拖欠税金的问题，本人或亲属有生活能力等各种条件。日语能力也是一个要点。

希望归化时，请去就近的地方法务局国籍课咨询，接受必要文件的相关说明。申请者请务必本人亲自去咨询及提交文件。未满15岁的人由监护人代办执行。

13. 在留手続きの問い合わせ先

機関名	入国管理局総合インフォメーションセンター
TEL	0570-013904 (IP/PHS/海外03-5796-7112)
日 時	月～金8：30～17：15
言 語	英、中、韓、ス等
機関名	栃木県行政書士会 行政書士相談センター
TEL	028-638-0919
日 時	月～金9：00～17：00
言 語	日本語

(行政書士による相談を行っている相談窓口)

機関名	栃木県国際交流協会
TEL	028-627-3399
通常相談	火～土9：00～16：00
言 語	英、ポ、ス
行政書士による相談日	第2水曜日10：00～12：00
機関名	宇都宮市国際交流協会
TEL	028-616-1564
通常相談	月・火・水・金・第4日曜日(予約制) 15：00～18：00
言 語	ポ、ス、中、タイ、英
行政書士による相談日	第3月曜日15：00～17：00
機関名	足利市国際交流協会
TEL	0284-43-2412
通常相談	月～金9：00～16：00
言 語	英、中、韓、タガログ
行政書士による相談日	第3日曜日13：00～16：00

13. 居留手続の詢問处

机关名称	入国管理局综合问询中心
电 话	0570-013904(IP/PHS/海外 03-5796-7112)
时 间	周一～周五 8:30～17:15
语 言	英、汉、韩、西班牙语等
机关名称	栃木县行政书士会行政书士咨询中心
电 话	028-638-0919
时 间	周一～周五 9:00～17:00
语 言	日语

(由行政书士接受您咨询的咨询窗口)

机关名称	栃木县国际交流协会
电 话	028-627-3399
一般咨询	周二～周六 9:00～16:00
语 言	英、葡、西班牙
行政书士咨询日	每月第二个星期三 10:00～12:00
机关名称	宇都宫市国际交流协会
电 话	028-616-1564
一般咨询	周一、周二、周三、周五、每月第四个星期日(预约制) 15:00～18:00
语 言	葡、西班牙、汉、泰、英
行政书士咨询日	每月第三个星期一 15:00～17:00
机关名称	足利市国际交流协会
电 话	0284-43-2412
一般咨询	周一～周五 9:00～16:00
语 言	英、汉、韩、他加禄语
行政书士咨询日	每月第三个星期日 13:00～16:00

がいこくじんとうろく 外国人登録

ねん がつ にち ねんない がいこくじんとうろくせいで はいし さいりゅうかん
2009年7月15日から3年内に外国人登録制度が廃止され、在留管
りせいど どうにゅう にゅうかんほう かいせい さんよう
理制度が導入されます。入管法の改正(P43~)参照
ここでは、新しい制度が導入されるまでの手続きについて紹介しま
す。手続きの場所は市町の役所、申請する場合は本人(16歳未満は同
居の保護者)となります。

1. 新規登録申請

にほん にいじょうたいさい ばあい がいこくじんとうろく ひつよう
日本に90日以上滞在する場合は、外国人登録をする必要があります。
がいこくじんとうろく にちないい す しちょう やくしょ い しんせい
外国人登録は90日以内に住んでいる市町の役所に行って申請します。
しんせい やく げつご どうろくしょうめいしょ さいどまだくち い
申請してから約1か月後に登録証明書ができますので、再度窓口に行っ
うと どうろくしょうめいしょ みぶんしょうめいしょ しょう
て受け取ります。この登録証明書は身分証明書として使用できます。

対象	申請者	申請期間	必要なもの
16歳以上	本人	入国後90日以内	パスポート、*写真2枚
16歳未満 保護者	保護者		パスポート
出生者	保護者	出生後60日以内	出生届受理証明書

*写真は、縦45mm×横35mm、6ヶ月以内に無帽で撮影したもの。

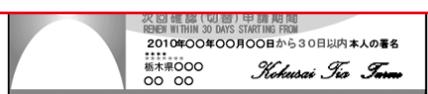
規格に合わないと受け付けられないので注意しましょう。

(外国人登録証明書見本)



2012年7月から新しい在留管理制度となり、外国人登録制度は廃止されました。

詳しくは43ページ、または入国管理局ホームページ「新しい在留管理制度がスタート！」
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiacl_1/をご参照ください。



外国人登录

从2009年7月15日起3年内外国人登录制度将被废止，实施居留管理制度。参照入管法的修订(P 44~)

在这里，介绍关于新制度实施之前的手续。办理手续的部门是市町的政府机关，申请时由本人亲自申请(16岁未满者可以由同居的监护人代理申请)。

1. 首次登录申请

如果要在日本逗留90天以上的话，就有必要办理外国人登录。外国人登录是到自入境日起90天以内所居住的市町政府机关申请。申请以后大约一个月，登录证明书制作完毕，再次去市町政府机关窗口领取。这个登录证明书可以作为身份证件使用。

对象	申请者	申请期限	所需材料
16岁以上	本人	入境后90天以内	护照、*照片2张
未满16岁	监护人		护照
出生的婴儿	监护人	出生后60天以内	出生申报受理证明书

*照片必须是长45mm×宽35mm，6个月内拍摄的免冠照。如果不符规格有可能会不被受理，请注意。

(外国人登录证明书样本)



由2012年7月开始起用新在留管理制度，废除外国人登录制度。

详情请看第44页，或入国管理局主页「新在留管理制度开始了！」
[\(http://www.immi-moj.go.jp/newimmiacl_1/\)](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiacl_1/) 的项目。



2. 登録証明書の切り替え（確認申請）

外国人登録証の切り替えの時期が来たら、以下のものを持って本人が手続きしてください。
切り替え時期は、登録証中央部分に「次回確認（切替）申請期間」に記載されています。16歳未満の人は、16歳の誕生日から30日以内に申請します。

〈必要なもの〉 外国人登録証明書（カード）
パスポート、写真2枚 写真（P59～）参照

3. 通称名（日本名）の登録

本名とは別に、日常的に日本名を使っている場合、通称名（日本名）の登録ができます。登録証明書の裏面に記載されるので、身分証明にもなります。

〈必要なもの〉 外国人登録証明書（カード）
日常的に日本名を使っていることがわかる資料
(例：日本名で受領した郵便物など)

4. 変更登録申請

外国人登録証の記載事項に変更があった場合、例えば、引っ越しして住所が変わった時、在留資格や在留期間が変わった時などは、14日以内に変更登録の申請を行います。住所変更の時は、引っ越した先の役所でのみ行います。例えば、宇都宮市から足利市へ引っ越しした場合、足利市で住所の変更申請をします。

〈必要なもの〉 外国人登録証明書（カード）
変更したことがわかる証明書類（パスポートなど）

2. 登录证明书的更换（确认申请）

如果外国人登录证到期了，请带以下材料亲自去办理手续。

在登录证中央位置写着「次回確認（切替）申請期間」，就是更换的截止日期。未满16岁者，在满16岁生日开始30天以内申请。

〈所需材料〉外国人登录证明书（卡）

护照、照片2张 照片(P 60～)

3. 通称名（日本姓名）的登录

平时使用的和原名不同的日本姓名，可以作为通称名（日本姓名）来登录。因为被记载在登录证明书的背面，也可以用来证明身份。

〈所需材料〉外国人登录证明书（卡）

能确认平时使用的日本姓名的资料
(例如：以日本姓名接收到的邮件)

4. 登录变更申请

如果外国人登录证上的记载事项有所变更时，例如，因为搬家更换了地址、居留资格及居留期限改变等等，在14天以内办理登录变更申请。住址变更时，只需去新居住地的政府机关办理。例如，从宇都宫搬到足利市时，在足利市办理住址变更申请。

〈所需材料〉外国人登录证明书（卡）

可以确认发生变更的证明材料（护照等）

5. 再交付申請

登錄證明書をなくした時は、すぐに近くの警察署に届けましょう。
なくしてから14日以内に住んでいる市町の役所で本人が再交付を申請
してください。

〈必要なもの〉 パスポート、写真2枚 写真 (P59~) 参照

6. 登錄原票記載事項證明書

いわゆる住民票に代わるもので、公的に外国人の身分を証明する文
書です。申請は本人または本人の同居の家族ができます。それ以外の
人が申請する場合は、委任状が必要です。

〈必要なもの〉 外国人登録證明書（カード）



5. 再交付申請

当遗失了登录证明书时，马上去就近的警察局挂失吧。从遗失那天起
14天内，请亲自去你所居住的市町政府机关办理再交付申请。

〈所需材料〉护照、照片2张 参照 照片 (P 60~)

6. 登录原票记载事项证明书

是代替所谓的住民票、证明外国人身份的官方文书。本人或与其同居
的家属可以申请。除此以外的人申请时，需要委托证书。

〈所需材料〉外国人登录证明书（卡）

国际結婚・離婚

1. 国際結婚の手続き

結婚は、双方の国での婚姻条件を満たしていることが必要です。
たとえば・・日本の場合 ①男性は18歳以上、女性は16歳以上
②20歳未満の場合は両親の同意があること
③独身であること
④女性が再婚する場合は、離婚日から6ヶ月経っていること
などがあります。お互いの国の婚姻条件を確認してください。

(1) 外国人と日本人の結婚

① 日本で結婚する場合

書類を準備する（事前に住んでいる市町に確認してください）
・婚姻届（市町の役所にあります）
* 成人の証人2名の署名が必要。外国人も可。
・外国人は婚姻要件具備証明書（独身証明書）とその日本語訳（発行していない国はこれに代わる公的証明書）
* この証明書は自國の大使館や領事館で入手してください。
・日本人は戸籍謄本（本籍地の役所に提出の場合は不要）

住んでいる市町の役所に婚姻届を提出する。

受理されたら、日本での婚姻成立です。
自國での手続きのため、その場で婚姻届受理証明書を請求する。

国际结婚・离婚

1. 国际结婚的手续

国际结婚，必须满足双方国家的婚姻条件。

例如・・日本有 ① 男性 18 岁以上，女性 16 岁以上
② 未满 20 岁的情况下需要家长的同意
③ 独身
④ 女性如果再婚，必须在离婚日开始 6 个月之后。
等婚姻条件。请事先确认双方国家的婚姻条件。

(1) 外国人与日本人的结婚

①如果在日本结婚

准备相关的材料（事先可向你所居住的市町政府机关确认）

- 结婚申请报告（市町政府机关里备有）
* 需要 2 名成年保证人的签字。外国人的也可以。
- 外国人需要婚姻要件具备证明书（独身证明书）和日语译文
(对于不发行此证明书的国家，也可换成可替代证明书的官方证明)
* 请在自己国家的大使馆·领事馆取得此证明书。
- 日本人的户籍誊本（如果是去原籍所在地的政府机关申请，则不需要。）

向所居住的市町政府机关提交结婚申请报告。

如果被批准，则在日本的婚姻成立。

为了办理自己国家的相关手续，可当场领取结婚申请受理证明书。

じこく こんいんてつづ
自國で婚姻手続きをする。
しょうさい じこく たいしかん りょうじかん と あ
詳細は自國の大使館・領事館に問い合わせてください。

てつづ かんりょうご じこく こんいんせいりつ
手続き完了後、自國での婚姻成立です。

がいこくじん ざいりゅうしきく にほんじん はいぐうしゃどう へんこうしんせい
外国人の在留資格を「日本人の配偶者等」に変更申請する。
へんこう ひつよう ば あい かぎ ざいりゅうしきく へんこう さんしょ
* 変更が必要な場合に限ります。図¹在留資格の変更 (P 41~) 参照

② 外国で結婚する場合

しょるい かくにん
書類を確認する。
じこく せいしき こんいん せいりつ ひつよう しょるい たいしかん
自國で正式に婚姻が成立するために必要な書類を、大使館・
りょうじかん と あ しょるい にほんじん こん
領事館に問い合わせます。その書類の1つとして、日本人の婚
いんようけんぐひょうめいしょ どくしんじょうめいしょ
姻要件具備証明書（独身証明書）があります。

しょうめいしょ にほん さいがいこうかん くに にほん
* この証明書は、①日本の在外公館（あなたの国にある日本
たいしかん りょうじかん ほんせきち しちょうそん ちか ほうむきょく にゅうしゅ
大使館・領事館）②本籍地の市町村 ③近くの法務局で入手で
きます。

はっこう がいむしょう ざいにちたいしかん
②③で発行されたものについては、外務省や在日大使館による
にんしょう もと ば あい がいむしょう にんしょ
認証が求められる場合があります。図²外務省の認証 (P 77~)
さんしょ
参照

こんいんどけ ていしゅつ
婚姻届を提出する。

じゅり じこく はっこう こんいん かん しょうめいしょ せいきゅう
受理されたら、自國が発行する婚姻に関する証明書を請求する。

办理自己国家的相关手续。

详细情况可向自己国家的大使馆・领事馆咨询。

手続き办理完毕后，则在自己国家的婚姻成立。

办理把外国人的居留资格换成「日本人的配偶者等」的变更申请。

*仅限于需要变更的时候。参照図¹居留资格的变更 (P 42~)

②如果在外国结婚

确认相关的材料。

在自己国家办理结婚登记所需要的材料，可向大使馆・领事馆确认。

材料的其中之一就是日本人的婚姻要件具备证明书（独身证明书）。

*此证明书，可在以下地方得到：①日本国的驻外使馆（驻在你的国家的日本大使馆・领事馆）②原籍所在地的市町村政府机关 ③就近的法务局

在②③发行的证明书，有可能需要外务省或在日大使馆的认证。
参照図²外务省的认证 (P 78~)

提交结婚申请报告。

如果被批准，可领取自己国家签发的关于婚姻成立证明书。



にほん こんいんてつづ
日本で婚姻手続きをする。

がいこく こんいんせいりつ
外国で婚姻成立してから3か月以内に、日本の在外公館または、
しちょう やくしょ こんいん かん
市町の役所に婚姻に関する証明書とその日本語訳を提出してください。

い か にほん けっこん ぱあい おな
以下（日本で結婚する場合）と同じです。

※外国人と日本人が結婚する場合、双方の国で婚姻手続きをする必
ひつ
要があります。

※外国人が日本人と結婚しても、外国人は日本国籍を取得しません。

(2) 外国人同士の結婚

婚姻に関する必要書類や手続きについて、国によって異なるた
め自國の大使館や領事館、あるいは外国人相談窓口に問い合わせ
てください。



在日本办理结婚登记的相关手续。

在外国办理结婚登记之后3个月以内，须到日本的驻外使馆或市町政
府机关提交关于婚姻成立的证明书（结婚证书）和日语译文。

以下的手续与(①如果在日本结婚)是相同的。

※外国人与日本人结婚时，在双方的国家都需要办理结婚登记手续。

※即使外国人与日本人结婚，外国人也不取得日本国籍。

(2) 双方均为外国人的结婚

结婚登记需要的资料和要办理的手续，因国家不同而不同，可向自己国
家的大使馆或领事馆，或者外国人咨询窗口查询。

2. 离婚の手続き

離婚には3つの方法があります。

- ・協議離婚・・・夫婦とも離婚に合意して、離婚届を役所に出す。
- ・調停離婚} ・・・家庭裁判所に申し立てをし、成立後離婚届を役所に出す。
- ・裁判離婚} ・・・

日本では、協議離婚が認められていますが、裁判所での離婚しか認めていない国もあります。自國での手続きについては、大使館・領事館に問い合わせます。

(1) 外国人と日本人の離婚

① 離婚に合意していて、自國でも協議離婚が認められている場合

書類を準備する（事前に住んでいる市町に確認してください）

- ・離婚届（市町の役所にあります）
- * 子どもの親権者を必ず記入。
成人の証人2名の署名が必要。外国人も可。
- ・外国人のパスポートと登録原票記載事項証明書
- ・日本人の戸籍謄本（本籍地の役所に提出の場合は不要）



住んでいる市町の役所に離婚届を提出する。



受理されたら、日本での離婚成立です。
自國での手続きのため、離婚届受理証明書をその場で請求する。



自國での離婚手続きをする。
詳細は、自國の大蔵省・領事館に問い合わせてください。

2. 离婚手续

离婚有以下三种方法。

- ・协议离婚・・・夫妻双方同意离婚，向政府机关提交离婚申请书。
- ・调停离婚} ・・・向家庭裁判所（家庭法院）提出申诉，成立后向政府机关提交离婚申请书。
- ・裁判离婚} ・・・

虽然，日本承认协议离婚，但是也有只承认法院判决离婚的国家。关于自己国家的离婚手续，请向大使馆、领事馆咨询。

(1) 外国人和日本人离婚

①如果双方都同意离婚，自己的国家也承认协议离婚

准备材料(事先请向所居住的市町政府机关确认)

- ・离婚申请书（市政府机关内备有表格）
*务必明确写明孩子的亲权归属者。
必须有2名成年证人的签名。外国人的签名也可以。
- ・外国人的护照和登录原票记载事项证明书
- ・日本人的户籍誊本（如果是原籍所在地的政府机关，则不需提交）



向所居住的市町政府机关提交离婚申请书。



如果被批准，则在日本的离婚成立。
为了办理自己国家的手续，当场即可领取离婚申请受理证明书。



在自己国家办理离婚手续。
详细情况，请向自己国家的大使馆、领事馆咨询。

てつづ かんりょうご じこく りこんせいりつ
手続き完了後、自國での離婚成立。

② 異婚や親権に合意していないが自國でも協議離婚が認められている場合

かいさいばんしょ ちょうてい もう た
家庭裁判所に調停を申し立てる。

(必要書類については、事前に家庭裁判所に確認してください)
りこんちょういもうしたでしょ

- ・離婚調停申立書
- ・外国人の登録原票記載事項証明書
- ・日本人の戸籍謄本
- ・収入印紙（1200円）と郵便切手（額は問い合わせる）

ちょうてい せいりつ はあい しんはん
調停で成立しない場合は審判を、それでも
せいりつ はあい しんはん もう た
成立しない場合は裁判を申し立てる。

りこん せいりつ はあい りこんどけ す しちょう やくしょ ていしゅつ
離婚が成立した場合、離婚届を住んでいる市町の役所に提出する。

い か りこん ごうい じこく きょうぎりこん みと
以下「離婚に合意していて、自國でも協議離婚が認められてい
ばあい おな
る場合」と同じです。

③ 自國で協議離婚が認められない場合

あなたの国で、協議離婚が認められない場合、上記のよ
くに きょうぎりこん みと
うな調停離婚で確実に効力があるのか事前によく調べる必要が
ちうていりこん かくじつ こうりょく
あります。もし効力があるのであれば、上記のような流れで手
つづ じこく てつづ
続きをします。はじめから自國で手続きをしたほうが確実な場
あい たいしかん ただ じょうほう にゅうしゅ
合もありますので、大使館などで正しい情報を入手しましょう。

手続き完了後、自國での離婚成立。

②如果离婚及子女亲权归属等未达成协议，自己的国家又不承认协议离婚

向家庭裁判所提出调停。

（有关必要的材料，请事先向家庭裁判所确认）

- 离婚调停提出申诉书
- 外国人的登录原票记载事项证明书
- 日本人的户籍誊本
- 印花税票（1200 日元）和邮票（关于金额请咨询）

如果调停离婚不成立，可提出审判离婚；如果审判离婚也不成立，可提出裁判离婚。

如果离婚成立，向所居住的市町的政府机关提交离婚申请书。

以下与「①如果双方都同意离婚，自己的国家也承认协议离婚」的手续相同。

③如果自己的国家不承认协议离婚

如果你的国家，不承认协议离婚，那么就有必要调查上述的调停离婚是否确实有效。如果是有效的话，可以按照上述的流程来办手续。因为也有可能一开始就办自己国家的手续会比较稳妥，所以去大使馆等取得正确的信息吧。

●外国人と日本人が離婚する場合、双方の国で離婚の手続きをしてください。

(2) 外国人同士の離婚

離婚に関する必要書類や手続きについて、国により異なるため
自国の大使館や領事館、あるいは外国人相談窓口（P57～）に問い合わせてください。

(3) 離婚後の在留資格について

もし、あなたの在留資格が「永住」であれば、離婚後も日本にいることができます。「日本人の配偶者等」である場合、離婚すると在留期限までしか日本にいられません。ただし、あなたに日本人との間にできた子どもの親権があれば、子どもを養育するという理由で「定住者」への在留資格の変更は可能となるでしょう。日本人の子の親権がない場合は、帰国するか日本に滞在するために在留資格の変更をする必要があります。図在留資格の変更（P41～）参照
帰国を希望しない場合、個々の事情により変わってきますので、離婚をする前に、一度行政書士の相談を受けてみましょう。図在留資格の問い合わせ先（P57～）参照



●外国人和日本人离婚，请在双方的国家办理离婚手续。

(2) 双方均为外国人的离婚

关于离婚的必要材料和手续，各国都有不同的要求，请去自己国家的大使馆或领事馆或者外国人咨询窗口（P 58～）询问。

(3) 关于离婚后的居留资格

如果你的居留资格是「永住」的话，离婚后还可以居住在日本。如果是「日本人的配偶者等」，离婚后只能在日本居住到居留期限到期。不过，如果你有和日本人所生的孩子的监护权的话，可以以养育孩子为理由把居留资格变更为「定住者」。

如果没有日本人孩子的监护权，或者回国，如果为了在日本继续居住，就有必要变更居留资格。参照図居留資格変更（P 42～）

如果不希望回国，根据各自的情况会发生种种变化，所以在离婚前，请去行政书士那里进行一次咨询吧。参照図居留資格咨询（P 58～）

3. 外務省の認証

日本^{にほん}的^{こうてき}證明書^{しょ}を外國^{こく}で提出^{ていしゅつ}する際^{さい}、その提出先機関^{ていきかん}から日本^{にほん}の外務省^{がいむじょう}が認証^{にんしょう}をもらうよう求められた場合^{ばあい}、手続きは下記^{げづ}のとおりです。

(1) 問い合わせ・申請先

機関名	外務省 領事局 領事サービスセンター
住所	〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 外務省南庁舎 1 階
TEL	03-3580-3311 (代表) 内線2308 または 2855

(2) 申請書類

外務省所定の申請書
<入手方法>

- インターネットよりダウンロード

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html#1_3

- ファックス（ファックス付き電話のみ受信可）

TEL 03-5501-8490 (入手番号41130#)

- 郵送

上記住所^{じゆうしよ}にて、申請書希望^{しんせいしょ}のメモと返信用封筒^{へんじゆうふうとう}を同封^{どうふう}
※認証^{にんしょう}を希望^{しょきぼう}する証明書^{じょうめいしょ}（ホッチキスなどで綴^とじられている文書^{ぶんしょ}はそのまま送^{おく}ること）

※返信用封筒^{へんじゆうふうとう}（あなたの自宅住所^{じじゆうしよ}が書かれていて、切手^{きって}が貼^はつてあるもの）

- 手料^{てりょう}は無料^{むりょう}です。

- 郵送^{ゆうそう}の場合は^は1週間程度^{しゅうかんていど}かかります。窓口申請^{まどぐちしんせい}の場合は^は原則^{げんそく}として本人^{ほんにん}が申請^{しんせい}します。申請^{しんせい}当日^{とうじつ}の受け取りはできません。

3. 外务省的认证

在国外向有关部门提交日本官方证明书时，如果那个机关部门向你索取经过日本外务省认证的证明书时，请按以下手续来办理。

(1) 问询・申请处

机关名	外务省 领事局 领事服务中心
地址	邮编 100-8919 东京都千代田区霞之关 2-2-1 外务省南办公楼 1 楼
电话	03-3580-3311 (总机) 分机 2308 或 2855

(2) 申请材料

外务省指定的申请书

<索取方法>

- 从互联网下载

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html#1_3

- 传真（只接受带传真功能电话的传真）

电话 03-5501-8490 (取得号码 41130#)

- 邮寄

将申请书和回信用信封装在同一个信封里，邮寄至上述地址。

※希望获得认证的证明书（用订书机装订好，邮寄至外务省）

※回信用信封（写好你的家庭住址，并贴好邮票）

- 手续费是免费的。

- 如果是通过邮寄的方式办理的话需要一周时间。如果直接去窗口申请，原则上需要本人申请。申请当天不能领取。

4. DV（ドメスティックバイオレンス）について

DVとは、配偶者や恋人の間で振るわれる暴力を指します。

DVには、さまざまな形があります。

① 殴る蹴るなどの身体的暴力

② 大声でなったり、無視したり、友達や家族と会わせない、生活費を渡さないなどの精神的暴力

③ 性行為を強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力

上記のようなことがあっても、「見せかけ」の優しさがあったり、また経済的な問題や子どもがいることなどから我慢してしまうこともあるかもしれません、一人で悩まずにまずは相談してみましょう。

また、暴力を受け、命の危険を感じた場合は、迷わず警察に行きましょう。パスポートや携帯電話、アドレス帳などはすぐに持ち出せるようにしておくことが大切です。

機関名	とちぎ男女共同参画センター
TEL	028-665-8720
日時	月～金 9：00～20：00、土・日 9：00～16：00
対応言語	日本語
機関名	宇都宮市配偶者暴力相談支援センター
TEL	028-635-7751
日時	火～土 9：00～17：00、第4土は12：00まで
対応言語	日本語
機関名	日光市女性相談ほっとライン
TEL	0288-30-4140
日時	月～金 8：30～17：15
対応言語	日本語

4. 关于DV（家庭暴力）

DV（家庭暴力），是指发生在配偶及恋人之间施加暴力的行为。

DV（家庭暴力）有各种各样的类型。

① 拳打脚踢等身体上的暴力

② 大声辱骂、漠视、禁止受害人会见亲友、不支付生活费等精神上的暴力

③ 强行要求发生性行为、不配合避孕等性暴力

即使有上述现象发生，但是，或许是因为被对方表面伪装出的善良所迷惑，或许是经济上的原因，或许是因为有了孩子等等，你可能还在默默忍受吧，请不要一个人烦恼，首先试着去咨询一下吧。

此外，如果受到暴力侵害、感到有生命危险时，不要犹豫，马上去警察那里。把护照、手机、通讯录等事先放在马上就能带出去的地方，这点也很重要。

机关名称	栃木县男女共同参画中心
电话	028-665-8720
时间	周一～周五 9:00～20:00、周六・周日 9:00～16:00
对应语言	日语
机关名称	宇都宫市配偶者暴力咨询支援中心
电话	028-635-7751
时间	周二～周六 9:00～17:00 每月第四个周六 至 12:00
对应语言	日语
机关名称	日光市女性咨询热线
电话	0288-30-4140
时间	周一～周五 8:30～17:15
对应语言	日语

きかんめい 機関名	N P O 法人 ウィメンズハウスとちぎ
TEL	028-621-9993
にちじ 日時	月～金 10:00～16:00
たいおうげんご 対応言語	日本語
きかんめい 機関名	女性の家 H E L P
TEL	03-3368-8855
にちじ 日時	月～土 10:00～17:00
たいおうげんご 対応言語	日本語、英、タイ、タガログ、スペイン

机关名称	N P O 法人 妇女之家 栃木
电话	028-621-9993
时间	周一～周五 10:00～16:00
对应语言	日语
机关名称	女性之家 HELP
电话	03-3368-8855
时间	周一～周六 10:00～17:00
对应语言	日、英、泰、他加禄、西班牙语

出生届・死亡届等

1. 出生届

日本で産まれた赤ちゃんは、父母が外国人であっても「出生届」を出生後14日以内に提出しなければいけません。出産した病院で「出生証明書」を作成してもらい、住んでいる市町の役所に届けましょう。

〈必要書類〉出生証明書、母子健康手帳、身分証明書、国民健康保険加入者は保険証



(1) 赤ちゃんの国籍

父母どちらかが日本人の場合・・・日本の国籍を取得
父母どちらも外国人の場合・・・日本の国籍を取得しない
この場合、赤ちゃんの外国人登録（60日以内）や在留資格の申請手続き（30日以内）が必要となってきます。外国人登録・新規登録申請（P 59～）、在留資格の取得例2（P 39～）参照

(2) 自国への出生届

日本で出生届を出したあと、出生届受理証明書（出生届の写し）を入手し、自国の大使館・領事館に報告します。
出生届受理証明書に外務省の認証が必要なことが多いので、確認が必要です。外務省の認証（P 77～）参照

出生申报・死亡申报等

1. 出生申报

在日本出生的婴儿，即使父母是外国人也必须在出生 14 天之内提交「出生申报」。得到婴儿出生的医院出具的「出生证明书」后，去所居住的市町政府机关办理手续吧。

〈必要材料〉出生证明书、母子健康手册、身份证明书、加入国民健康保险的人的保险证

(1) 婴儿的国籍

父母双方有一方是日本人・・・取得日本国籍

父母双方都是外国人・・・不取得日本国籍

如果父母双方都是外国人，就有必要办理婴儿的外国人登录（出生后 60 天以内）及居留资格申请（出生后 30 天以内）的手续。参照外国人登录・首次登录申请（P 60～）、居留资格取得的例子（P 40～）

(2) 向自己国家提出的出生申报

在日本提出出生申报后，取得出生申报受理证明书（出生申报的副本），向本国的大使馆、领事馆汇报。出生申报受理证明书大多被要求得到外务省的认证，所以有必要确认一下。参照外务省的认证（P 78～）

2. 認知届

結婚していない父母の間の子について、自分が子の父親だと認め、市町の役所に父親が届けるものです。認知届を提出すると、効力は出します。

(1) 任意認知

父親の意思で認めること。

〈必要書類〉

- ・認知届
- ・父親や子が日本人の場合、戸籍謄本各1通
(本籍地内の場合不要)
- ・父親の身分証明書

※事前に住んでいる市町に確認してください

(2) 胎児認知

これから産まれてくる子について、父親の意思で認めること。
母が外国人、父が日本人の場合、胎児認知を届けておくと赤ちゃんは日本国籍となり、胎児認知していないと、外国籍となるので、在留資格の取得や外国人登録が必要となります。

〈必要書類〉

- ・認知届
- ・母親の承諾書
- ・父親が日本人の場合、戸籍謄本1通
(本籍地内の場合不要)
- ・父親の身分証明書

※事前に住んでいる市町に確認してください

(3) 強制認知

父親が認知を拒否している場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

2. 认领非婚生子女的申报

关于非婚生子女的认领，生父自愿承认该非婚生子女为自己的子女，并向市町政府机关提出申报。如果提出认领申报，其效力将追溯到该子女出生日。

(1) 自愿认领

父亲自愿承认父子关系。

〈必要材料〉

- 父亲或孩子是日本人，需要户籍誊本各一份
(如果是原籍所在地则不需要)
- 父亲的身份证明书

※事先请去所居住的市町政府机关确认。

(2) 胎儿认领

关于将要出生的婴儿，父亲自愿承认与其为父子关系。

如果母亲是外国人，父亲是日本人，事先申报了胎儿认领的话，婴儿就可以取得日本国籍。如果不办理胎儿认领，因为婴儿取得的是外国国籍，所以必须获得居留资格并办理外国人登录手续。

〈必要材料〉

- 母亲的承诺书
- 父亲是日本人，需要户籍誊本一份
(如果是原籍所在地则不需要)
- 父亲的身份证明书

※事先请去所居住的市町政府机关确认。

(3) 强制认领

如果父亲拒绝承认父子关系，可以通过家庭裁判所来提出调停。

3. 死亡届

日本で死亡した場合は、外国人も日本人と同じ手続きが必要です。死亡の日から 7 日以内に住んでいる市町の役所に届けます。日本では一般的に火葬をします。届け出をすると、「死体埋火葬許可証」が交付されます。この許可証がないと火葬できません。

また、死亡届の際に、外国人登録証明書（カード）も返納します。

- 〈必要な書類〉
- 死亡診断書*
 - 届け出人の印鑑

*死亡診断書・・・病院で亡くなった場合は、病院から発行されます。自宅で亡くなった場合は、医師を呼び医師に発行してもらいます。事故死などの場合は、遺体に決して触れず、警察を呼び「死体検案書」を発行してもらいます。

(1) 自国への死亡届

死亡届を出したあと、死亡届受理証明書（死亡届の写し）を入手し、自国の大使館・領事館に報告します。死亡届受理証明書に外務省の認証が必要なことが多いので、確認が必要です。□外務省の認証（P 77～）参照

(2) 遺体の自国への移送

遺体の海外への移送は、エンバーミング（遺体の防腐処置や殺菌消毒など）の費用や飛行機代等かなり高額になります。国により法律が違うので、自国の大使館・領事館に確認してください。

3. 死亡申报

外国人在日本死亡时，也需要办理和日本人相同的手续。

从死亡当天开始 7 天内向所居住的市町政府机关申报。在日本一般实行火葬。申报提出以后，将签发「尸体掩埋火葬许可证」。没有这个许可证就不能火葬。

此外，提出死亡申报时，也请归还外国人登录证明书（卡）吧。

- 〈必要材料〉
- 死亡诊断书*

- 申报人的盖章

*死亡诊断书・・・如果在医院去世，由医院出具。如在家中去世，则请医生来家中，并由医生出具。如果由于事故等原因死亡的话，绝对不要碰触尸体，请警察来，并由警察出具「尸体检案书」。

(1) 向自己国家提出死亡申报

提出死亡申报以后，取得死亡申报受理证明书（死亡申报的副本），并向本国的大使馆·领事馆汇报。由于死亡申报受理证明书必须通过外务省的认证的例子较多，所以有必要确认一下。参照□外务省的认证

（P 78 ～）

(2) 向自己国家运送遗体

向国外运送遗体，需要高额的尸体防腐剂（遗体的防腐处理及杀菌消毒等）费用和机票费。每个国家会有不同的相关法律，请向自己国家的大使馆、领事馆确认。

4. 印鑑登録

日本では、サインの代わりに印鑑を使います。
土地、家、マンション、車など売ったり買ったりするときなどに、
実印（印鑑登録をした印）と印鑑証明書が必要になります。

(1) 印鑑登録

印鑑登録の手続きは、15歳以上の人人が市町の役所で行えます。
印鑑登録されると、印鑑登録証（カード）が発行されます。
<必要なもの> • 登録したい印鑑
 • 外国人登録証明書（カード）



※事前に住んでいる市町に確認してください

(2) 印鑑登録証明書

印鑑登録証明書が必要になった場合は、印鑑と印鑑登録証のカードを市町の窓口で提示すれば、印鑑登録証明書が発行されます。
なお、自動交付機がある役所もあります。

4. 印章登录

在日本，通常使用印章来代替签字。

在出售或购买土地、住房、公寓、汽车等时候，需要实印(作过印章登录的印章)和印章证明书。

(1) 印章登录

印章登录的手续，15岁以上的可以去市町的政府机关办理。
印章被登录后，就会发行印章登录证(卡)
<必要的物品> • 想登录的印章
 • 外国人登录证明书（卡）

※事先请向所居住的市町政府机关确认

(2) 印章登录證明書

如果需要印章登录证明书，在市町的窗口出示印章和印章登录证(卡)，
就可以得到印章登录证明书。
而且，有的政府机关还设有自动发行机。

暮らし

～住む～

1. 家・アパートを借りるとき

アパートや家を借りる場合は、入居を希望する地域の不動産屋へ行き、希望する条件（家賃、部屋の広さ、部屋の数、日当たり、駅・バス停までの距離等）を伝えて、条件にあった物件を紹介してもらいます。その後に、名前・職業・同居人（人数）・収入・日本語能力・保証人の有無・住宅を探している理由などを聞かれます。

(1) 間取り

日本の住宅では、部屋の広さを「畳〇枚分（〇畳という単位で表す）」と言います。「6畳の部屋」なら畠6枚分の広さになります。1畳は約180cm×90cmです。

全体の間取りは1DK、2LDKなどと呼ぶことが多く、1DKは、部屋が1つ+食堂・台所が兼用。2LDKは、部屋が2つ+居間・食堂・台所が兼用のことです。

(2) 公営の住宅を借りる場合

公営住宅は、県や市町などが管理する住宅です。収入が一定以下、外国人登録済み等の、いくつかの入居条件が定められています。入居条件を満たし、住宅に空きがあれば入居が認められます。入居希望者が多い場合、入居の決定は抽選により行います。

入居条件等については住んでいる市町の役所に問い合わせてください。

(3) 入居拒否

不動産会社や家主の中には、文化や習慣の違いによるトラブル

生活

～居住～

1. 租借住房・公寓时

租房子时，去要迁入的地区的房地产商那里，把你希望的条件（房租、房间的大小、房间数、朝向、离车站·公交车站的距离等）说清楚，要求房地产商介绍符合条件的房地产。届时，会询问你的名字·职业·同居人（人数）·收入·日语能力·有无保证人·寻找房子的理由等。

(1) 房间布局

日本 的 住 宅，把 房 间 的 面 积 称 为 「〇个榻榻米（用榻榻米作为计量单位表示面积）」。「6个榻榻米的房间」就是有6个榻榻米的面积。1个榻榻米大约有180cm×90cm的面积。

整体的房间布局多被称为1DK、2LDK等，1DK，是1间房间+餐厅·厨房兼用。2LDK，是2间房间+起居室·餐厅·厨房兼用。

(2) 租借公营住宅时

公营住宅，是指由县或者市町政府机关管理的住宅。有收入在一定数额以下、外国人登录完毕等若干迁入条件。满足了迁入条件，又有空房的情况下，会被同意迁入。申请迁入者较多时，通过抽签来决定能否迁入。

关于迁入条件等请向你所居住的市町政府机关询问。

(3) 迁入拒绝

不动产公司或户主当中，由于担心文化和生活习惯的差异会造成纠

しんぱい がいこくじん にゅうきょ ことわ
を心配し、外国人の入居を断るところもあるようです。不^ふ当^{とう}と思^{おも}
われられる場合は市町の役所の人権相談窓口や法務局に相談してみて
ください。

- 法務省人権擁護局 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>
- 宇都宮地方法務局人権擁護課 TEL 028-623-0926
- 外国人のための人権 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

(4) 電気・ガス・水道の申込み

でんき すいどう もうしこ
電気・ガス・水道の使用申込みは入居をする前に済ませておき
ましょ。家主が管理していることがあるので家主にまずは相談
をしてみましょ。

纷，也有拒绝外国人迁入的事例。认为不合理时，请向市町政府机关的
人权咨询窗口和法务局咨询。

- 法务省人权拥护局 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/>
- 宇都宫地方法务局人权拥护课 电话 028-623-0926
- 为了外国人的人权 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

(4) 电・煤气・自来水的申请

在迁入之前事先办理好电·煤气·自来水的使用申请吧。有可能是由
房东管理，首先向房东咨询一下吧。

	電 气	ガ ス	水 道
いつ?	かぎうとあとにゅうきょまえ 鍵を受け取った後、入居する前。		
連絡先	東京電力	ガス会社または プロパンガス会社	市町の役所の 水道窓口
開始するとき	しつない 室内にあるプレー カーのつまみを 「入」に上げると、 電気がつきます。		
	都市ガスまたは プロパンガスが あります。係員 が来て開栓及び ガス器具の点検 をしてくれます。	使い始めるとき に市町の役所の 水道窓口に連絡 をし、使用開始 日を伝えます。	
料金の支払い	きんゆうきかんかいせつ 金融機関に開設した口座からの自動引き落としによる方 ほういっぽんてき 法が一般的です。(銀行での手続きが必要) 電気・ガスは1か月ごとの請求になります。 水道は2か月ごとに請求されます。		
その他の事項	一度にたくさん の電化製品を使 うと、電気が自 動的に切れるこ とがあります。	賃貸住宅にはガ スコンロテープ ルはついていま せんので、購入 しておきましょ う。	日本の水道水は、 安全かつ衛生的 なので、飲料水 としても使用で きます。

	电	煤 气	自来水
何时?	在领取钥匙之后，迁入之前。		
联系对象	东京电力	煤气公司或 液化石油气公 司	市町政府机关 的自来水窗口
开始使用时	室内的电闸的 开关提到「入」 的话，就通电了。	有管道煤气和 液化石油气 2 种类型。由负责人来打开总闸及检查煤气器具。	使用开始时向市町政府机关的自来水窗口联系，告之使用开始的日期。
费用的支付	一般是从在金融机关开设的账户里自动扣除。(需要办理银行的手续) 电·煤气是1个月收一次收费。 自来水是2个月收一次收费。		
其他的事项	同时使用很多电器时，电闸有可能自动切断。	因为出租屋不带煤气灶，请预先购买吧。	日本的自来水安全卫生，也可作为饮用水使用。

2. 家賃（けいやく ひつよう ひょう）

希望に合う物件が見つかったら、家主と契約を交わします。住宅の賃貸契約は通常、文書で交わされます。契約書の内容に関しては信頼できる人に見てもらうなどよく検討してから署名捺印をしてください。

(1) 契約に必要な書類

外国人登録証明書、保証人の保証書、収入証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、在職証明書、印鑑等

(2) 契約のときに必要な経費

種類	内容
家賃	1か月の部屋代。毎月、前の月に翌月分を支払います。 月の途中から借りる場合は日割り計算になります。
管理費 (共益費)	共用する部分の清掃費、共用灯に係る費用。家賃に含まれる場合もあります。
敷金	家賃の1～3か月分。退去のときに、部屋の原状回復などに使用されます。残金があれば、精算の上、返金されます。部屋はきれいに使いましょう。
礼金	家主へのお礼のお金。家賃の1～2か月分位の額です。 返金はされません。
仲介手数料	部屋を仲介してくれた不動産屋に支払う手数料。家賃の1～2か月分を支払います。
損害保険料	契約するときに家財などの損害保険に加入する場合に支払います。保険の種類によって、火災や水漏れなどの損害が補償されます。

2. 房租（签约时需要的费用）

如果找到合适的住房，就可以和房东签订合同。房屋租赁合同通常是以书面形式来签订。关于合同书的内容，可以请值得信赖的人看过、商量之后，再签名盖章。

(1) 签约时需要的材料

外国人登录证明书、保证人的保证书、收入证明书、印章证明书、所得证明书、在职证明书、印章等

(2) 签约时所需的费用

种类	内容
房租	一个月的房费。每月，在前一个月支付下个月的房租。如果是月中搬来的话按天计算。
管理费 (共益费)	共同使用部分的清扫费、公用灯所需的费用。一般与房租分开支付，也有被包含在房租内的。
押金	相当于房租的1～3个月的金额。用于退房时，对房屋进行原状恢复（修补、装修、清洁）。如果有余额，结算后，可以被退还。请爱护你的房间吧。
酬谢金	是缴纳给房东的礼金。相当于房租的1～2个月左右的金额。不能退还。
中介手续费	作为手续费支付给介绍住宅的房地产商的款项。相当于支付房租1～2个月的金额。
损害保险费	签订合同时，如加入家庭财产等损失保险，需要支付的款项。根据保险的种类，在发生火灾及漏水等损害时可获得补偿。

3. 連帯保証人

れんたいほしょうにん
連帯保証人とは、借りた人が“家賃などを支払えなくなったときに、代わりに責任を負ってくれる人のことです。保証人がいないときは、保証人代行会社を利用できる場合もあります。

3. 连带保证人

所谓连带保证人，是指在住房租赁者没有能力支付房租时，代替其承担责任的人。如果没有担保人，有时也可以委托担保人代理公司。

4. アパート等の退去

住宅を借りる契約期間は、通常 2 年ですが、その前に転居や退去をしたい場合は、約 1~2 か月前に家主に契約解除の申し出をしましょう。

(1) 引越し

引越しは一般的に引越し業者に頼んで行います。引越しをする 2~3 日前までに電気・ガス・水道の解約の手続きをしましょう。その際に検針票または領収書に記載されている「お客様番号」を控えておいてください。また、下記のような手続きも忘れずに行ってください。

手続きの方法	
外国人登録 居住地変更	転居後 14 日以内に引越し先の市町の役所で居住地変更登録をします。□外国人登録 (P61~) 参照
国民健康保 険や国民年 金	資格喪失届を出し、引越し先の市町の役所で外国人登録の居住地変更をした後に、新しく国民健康保険、国民年金加入の手続きをします。
印鑑登録	引越し先の市町の役所に新しく印鑑登録届を提出します。
金融機関	口座を開設している金融機関へ住所変更の連絡をします。
電話	固定電話は NTT の 116 番に電話し、電話を移す工事を依頼します。
携帯電話	各携帯電話会社の窓口、HP や電話からでも手続き可能です。
郵便	新しい住所の近くの郵便局へ「転居届」を出します。旧住所での郵便物でも 1 年間は転居先に転送されます。(宅配業者による送付物は転送されません)
運転免許証	新しい住所の住民票、印鑑、外国人登録証明書を持つて近くの警察署へ行き、住所変更届を提出します。

4. 公寓等的退房

住房の租赁契约期限通常は 2 年、如果想在这之前搬家或退房时，大约在 1~2 个月前就向房东提出解约吧。

(1) 搬家

搬家一般委托搬家公司来完成。在搬家的 2~3 天前办理电·煤气·自来水的解约手续吧。届时请事先把检针票(查表单据)或收据上记载的「お客様番号」记录下来。此外，请不要忘记去办理以下手续。

办手续的方法	
外国人登录 居住地变更	搬家后的 14 天内去迁居后的市町政府机关办理居住地变更登录手续。参照□外国人登录 (P 62~)
国民健康保险 及国民年金	提交资格丧失申报，在迁居后的市町政府机关办理了外国人登录居住地变更手续后，再办理加入新国民健康保险、国民年金的手续。
印章登录	向迁居后的市町政府机关重新提交印章登录申请报告。
金融机关	联系开户的金融机构通知住址变更。
电话	固定电话拨打 NTT 的 116 服务电话，委托电话移设施工。
手机	各手机公司的柜台、网页、或者直接打电话也能办理手续。
邮件	向新住址附近的邮局提交「迁居申报」。即使是写着旧住址的邮件，在 1 年内也能被转送到新迁的住址。(送货公司发送的邮件不被转送)
驾驶执照	带上新住址的住民票、印章、外国人登录证明书去就近的警察局，提交住所变更申报。

(2) 原状回復

退去後、敷金は、不動産会社や家主の立会いの上、借りていた間に付いた部屋の傷や汚れを確認し、入居したときの状態に戻す(原状回復)ための補修の費用に充てられます。原状回復にかかった費用を差し引いた残金が返されます。

(2) 原状恢复

退房后，在房地产商或房东在场的情况下，确认租借期间房间有无破损或污垢，押金是作为为了恢复房间入居时的原状而进行修补，装修的费用。扣除了原状恢复费用后的余额可以被返还。

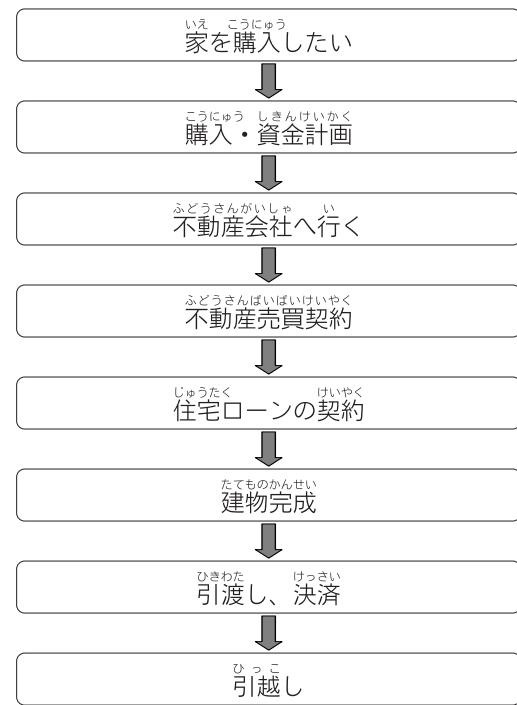
5. 家を買うとき

日本で住宅を購入する場合は、日本人と同じように、通常、金融機関の住宅ローンを利用することになります。

その場合、一般的に永住権もしくは特別永住権（在日朝鮮・韓国人等）があれば問題なく、ローンの返済期間以上の在留資格があれば審査の対象になります。□永住許可（P 47～）参照

もちろん、現金一括購入の場合は、こうした問題はありません。

※審査基準に関しては各金融機関に問い合わせてください。



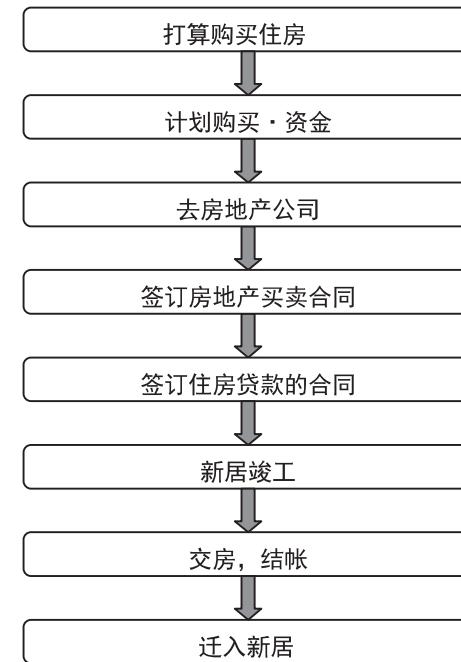
5. 购买住房

如果在日本购买住房，和日本人一样，通常利用金融机关的住房贷款来购买。

购房时，一般来说如果有永住权或特别永住权（在日朝鲜·韩国人等）的话则没有问题，只要有超过返还贷款期限的居留资格就可以被列入审查对象。参照□永住许可（P 48～）

当然，如果是用现金一次性购买的话，则没有上述问题。

※关于审查基准请向各个金融机关咨询。



6. 日本人との付き合い

(1) 自治会・町内会

日本で暮らしが始めた外国人の皆さんには生活習慣の違いにとまどうことも多いと思います。日本には地域に暮らす人々のふれ合いの場をつくり、困ったときには助け合い、支え合いながら、快適で住みよい町をつくるために「町内会」や「自治会」があります。毎日の暮らしに役立つ情報や親睦のためのイベントなど地域の行事を行っています。活動費用は、会員(各家庭)が支払う会費で運営されています。加入はそれぞれの人の意思によるものですが、地域のルールを守り、安心して暮らすためにも、加入をお勧めします。町内会や自治会の役員の人が来たら話を聞いてみてください。

(2) 騒音問題

日本では、家と家とが近いため、トラブルの原因に生活騒音があります。深夜に大きな音で音楽をかけたり楽器を弾いたり、早朝や夜中に掃除機や洗濯機を使うことなどは、近所の人に迷惑になります。アパート・マンションなどの集合住宅では部屋で走り回ったりすると、隣や下の階に住んでいる人に騒音になります。時間帯などを考え、近隣への配慮を忘れずに生活をしましょう。

(3) 冠婚葬祭

日本には「冠婚葬祭」という慶弔(喜びと弔い)儀式があります。人間が誕生してから死くなるまでの間に、行われる行事全般のことをいいます。必ず「しきたり」にそって行われます。冠婚葬祭の形式は地域や宗教等によって違いますが、根底にある変わらないものは「人への思いやり」という礼儀です。

6. 与日本人的交往

(1) 自治会・町内会

初到日本、刚刚开始异国生活的外国人朋友们，一定会因为生活习惯的不同而产生很多困惑吧。在日本，为生活在各自地区的人们提供相互接触交流的机会，为难的时候互相帮助、互相支持，为创建环境舒适、优化的城市而设立了「町内会」及「自治会」。「町内会」及「自治会」提供对日常生活有益的信息，举办促进和睦的集会等地区的活动。活动费用由会员(各个家庭)来缴纳，并作为活动费使用。虽然加入是自愿的，但为了遵守地区的规则，安心地生活，推荐大家加入。如果町内会、自治会的干部来访问的话，听听他们的说明吧。

(2) 噪音问题

在日本，一家一户的距离靠得较近，所以会由于噪音而引起纠纷。深夜大声放音乐、弹乐器，清早、夜晚使用吸尘器、洗衣机等，会给邻居造成麻烦。如果在公寓、高级公寓等住宅小区的房间里来回奔跑，会对住在楼下的邻居造成噪音。考虑时间段等，别忘了多为邻居着想，大家和睦相处吧。

(3) 婚丧仪式

日本有叫做「冠婚葬祭」的喜庆与吊唁(喜事与丧事)仪式。是指一个人从出生到死亡，举行的所有的仪式，必须按照「惯例」来举行。虽然冠婚葬祭的形式根据地区或宗教的不同会有所不同，但在礼仪中「体谅他人」的根本原则是不变的。

冠…人生のお祝い事（出産祝い・成人式・長寿の祝い）
 祝い事があった場合に品物やお金を贈る風習があります。
 婚…結婚式
 結婚祝いに品物やお金を贈りますが、お札は必ず新札を用意します。

葬…通夜・葬儀・法要
 葬式に参列するときは、男性は黒いスーツ、白いシャツ、黒ネクタイ。女性も黒い服を着ます。名前を書くときは薄墨を使います。
 祭…四季折々の行事

(4) 日本語集（役立つフレーズ）

あいさつ	あさ 朝 ひる 昼 よる 夜 じゅうしんまえ 就寝前 おれ わ お詫び わかれ 別れ こえ 声をかける たの 頼むとき にゅうしつ 入室 たいしつ 退室	おはようございます こんにちは こんばんは おやすみなさい ありがとうございました お世話になりました すみません・ごめんなさい さようなら・じゃあ あの～・すみませんが よろしくお願ひします 失礼します 失礼しました
------	--	--

冠…人生的喜事（庆祝婴儿诞生・成人礼・祝贺长寿）
 祝贺喜事的时候，有赠送物品及礼金的习俗。
 婚…婚礼
 祝贺结婚，赠送物品及礼金，礼金必须是新纸币。
 葬…灵前守夜・葬礼・法事
 参加葬礼时，男性穿黑西装、白衬衫，戴黑领带。女性也穿黑色的服装。姓名用薄墨来书写。
 祭…一年四季的活动

(4) 日语集（有用的短句。）

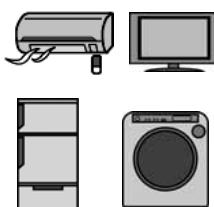
寒暄	早晨	早上好 ohayo gozaimasu
	白天	你好 kon nichiwa
	夜晚	晚上好 kon banwa
	睡前	晚安 oyasumi nasai
	感谢	谢谢 arigato gozaimasita
	道歉	多谢您的关照 osewaninarimasita
	分别	对不起・抱歉 sumimasen/gomennasai
	打招呼	再见 sayounara/jiya
	有事相求时	那个～・对不起 ano- / sumimasenga
	入室	拜托了 Yorosiku onegaisimasu
	退室	打扰了 Siturei simasu
		告辞了 Siturei simasita

たず 尋ねるとき	○○がわかる人いますか? ひと ○○はどこですか?
か 買いたいとき	○○はどこで買えますか? か
ものさが 物を探しているとき	○○を探しています。 さが
こま 困っているとき たず 助けが必要なとき	わたし 私は、困っています。 こま たず ひつよう 助けください・手伝ってください。

寻问时	有知道○○的人吗? ○○gawakaruhito imasuka ○○在哪里? ○○wa dokedesuka
想买东西时	在哪里可以买到○○? ○○wa dokode kaemasuka
寻找东西时	在寻找○○。 ○○wo sagasiteimasu。
有困难时	我有困难。 watasiwa komateimasu 需要帮助时 请帮帮我·请帮一下忙。 tasukete kudasai/tetudate kudasai

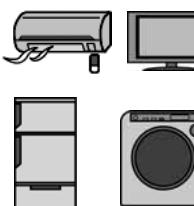
7. ごみの出し方

日本では環境問題への配慮、リサイクルやリユースすることによつて資源のむだづかいを少なくするために、ごみの分別回収を行っています。ごみの分け方、ごみの収集日、出す場所などは地域によって異なります。ごみは通常、「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」「粗大ごみ」の種類があります。仕分け・日時・場所・時間帯などを守らないと回収されず、地域住民の迷惑となりトラブルの原因になりますので気をつけましょう。詳しくは住んでいる市町の役所や家主に問い合わせてください。

も 燃えるごみ (可燃・焼却ごみ)	だいどころ 台所などから出る生ごみ、草や葉など。	
も 燃えないごみ (不燃ごみ)	るいとうきこ ガラス類、陶器、小 型家電製品など。	
しげん 資源ごみ (資源物)	しんぶんじ 新聞紙、缶、瓶、ペッ トボトル、プラスチック類など。	
そだい 粗大ごみ	どくてい 特定の家電製品やPC 等を除く、一边が30 cmを超える家具や家 電製品など。	
かでん 家电リサイクル法 (エアコン・テレビ・ 冷蔵庫・冷凍庫・洗 濯機)	かいしゅう ごみとして回収はせ ず、リサイクル料金 を支払い、購入店ま たは買い換えをする 店に有料で引き取り を依頼します。	

7. 丢弃垃圾的方法

在日本，考虑到环境问题，通过废品回收及再利用来减少资源的浪费，所以要对垃圾进行分类回收。地区不同，垃圾分类的方法、收集垃圾的日期、扔垃圾的场所也不同。垃圾通常分为「可燃垃圾」「不可燃垃圾」「资源垃圾」「大型垃圾」等种类。如果不遵守分类规则·日期时间·地点·时间段的话，垃圾将不被回收，这将成为给地区居民带来麻烦最终引起纠纷的原因，所以请加以注意。详细情况请向所居住的市町政府机关或房东咨询。

可燃垃圾 (可以燃烧·焚烧的垃圾)	厨房等产生的生活垃圾、草、树叶等。	
不可燃垃圾 (不能燃烧的垃圾)	玻璃类、陶器、小型家电产品等。	
资源垃圾 (可回收资源)	报纸、罐头盒、瓶子、塑料瓶、塑料类等。	
大型垃圾	特定家电产品及电脑除外，边长超过30厘米的家具及家电产品等。	
家电回收法 (空调·电视机·冰箱·冰柜·洗衣机)	不能作为垃圾回收，须支付回收费，委托购买商品的商店或重新购买的商店进行有偿回收。	

～電話・通信～

1. 電話の新設

電話を自宅や会社に新設する際には、NTTに申し込みます。申し込み時に工事日を決めますが、工事日には立ち会わなければなりません。工事の前にはNTTか家電店などで電話機を購入しておきましょう。

申込先	NTT (局番なしの116番)
費用	契約料・施設設置負担金・工事費 (金額に関してはNTTに問い合わせてください)
必要書類	運転免許証・健康保険証・パスポート・外国人登録証明書 (住所と名前が確認できるもの)
料金の支払い	口座振替・クレジットカード・各種窓口支払い (申し込みに関してはNTTに問い合わせてください)

● NTT東日本ホームページ英語版

<http://www.ntt-east.co.jp/en/>

2. 携帯電話

携帯電話は一般電話に比べると手続きが簡単で、店頭ですぐに契約ができます。

申込先	各電話会社の販売代理店・家電量販店
必要書類	外国人登録証明書・銀行の通帳・パスポート
費用・料金プラン	携帯電話会社によって機種や料金プランは異なります。
料金の支払い	口座振替・各種窓口支払い

～电话・通讯～

1. 新安装电话

在家里或公司新安装电话时，要向NTT提出申请。申请时决定施工日期，施工当天必须到场。施工前请事先去NTT或家电商店购买好电话机。

申请处	NTT(直拨116)
费用	合同费・设施安装负担费・施工费 (关于金额请向NTT咨询)
必要材料	驾驶执照・健康保险证・护照・外国人登录证明书 (可以确认住址和姓名的证件)
费用的支付	银行转账・信用卡・各种窗口支付 (关于申请请向NTT咨询)

● NTT东日本网页英语版

<http://www.ntt-east.co.jp/en/>

2. 手机

办理手机的手续比普通电话要简单，在店铺马上就能签约。

申请处	各电话公司的贩卖代理店・家电批量销售店
必要材料	外国人登录证明书・银行存折・护照
费用・套餐式使用费	手机公司不同，手机种类及套餐费用也不同。
费用的支付	银行转账・各种窗口支付

3. インターネットの主な提供会社

インターネットとパソコンをつなぐ接続業者（プロバイダー）の選択肢として有名なのが、NTT系列のOCNや、電機メーカー系列のBIGLOBEや@nifty、ソフトバンク系列のYahoo!BBなどがあります。数多くの会社がありますので、料金体系やサービスの内容を確認して選びましょう。

4. 郵便局

日本の郵便局では、はがき・手紙・書留・速達などの郵便業務や品物の宅配業務の他に、貯金業務や保険業務も行っています。

手紙やはがきを送るときは、箱型の赤いポストに入れ、書留やポストに入らないものは郵便局に出します。目印は「〒」のマークです。

また、「〒」の表示があるところで郵便切手と郵便はがきを買うことができます。

日本の住所は7桁の郵便番号から始まり、下記の順番で書きます。

例) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 栃木県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

3. 因特网服务的主要提供公司

在连结因特网和个人电脑的接续企业(服务提供商)中，可选项目里，著名的有NTT系列的OCN、电器厂家系列的BIGLOBE和@nifty, SOFTBANK系列的Yahoo!BB等。因为有很多企业，所以请事先确认费用体系及服务内容再做选择吧。

4. 邮局

日本邮局，除了有明信片·书信·挂号信·快递等邮件寄递业务及包裹的送货上门业务以外，还经营邮政储蓄和邮政保险业务。

邮寄书信或明信片时，把信件投入红色的邮筒里，挂号信及放不进邮筒的邮件请到邮局去邮寄。邮局的记号是「〒」的符号。

此外，在有「〒」标记的地方可以买到邮票和邮政明信片。

日本的邮寄地址从7位数的邮政编号开始，按照下列顺序书写。

例) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 栃木県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

こくないゆうびんりょうきんひょう
ねん がつげんざい
(1) 国内郵便料金表(2011年6月現在)

しゆるい 種類	ないよう 内容・区別	おも 重さ・料金	りょうきん 料金
てがみ 手紙	ていけいゆうびんぶつ 定型郵便物	25 gまで	80円
		50 gまで	90円
	ていけいがいゆうびんぶつ 定型外郵便物	50 g～4 kgまで	120～1150円
	ゆうびんしょかん 郵便書簡	25 gまで	60円
はがき	つうじょう 通常はがき	2 g～6 g	50円
	あうふく 往復はがき	4 g～12 g	100円
そくたつ 速達	つうじょうゆうびんぶつ 通常郵便物	4 kgまで	きほんりょうきん 基本料金+ 270～630円
	ゆうメール	150 g～3kgまで	きほんりょうきん 基本料金+ 310～460円
かきどめ 書留	げんきんかきどめ 現金書留 (手紙・はがき)	そんがいようしょうがく 損害要償額1万円まで5000 円ごとに+10円	きほんりょうきん 基本料金+ 420円
	いつばんかきどめ 一般書留 (手紙・はがき)	そんがいようしょうがく 損害要償額10万円まで5万 円ごとに+20円	きほんりょうきん 基本料金+ 420円
	かんいかきどめ 簡易書留 (手紙・はがき)	そんがいようしょうがく 損害要償額5万円まで	きほんりょうきん 基本料金+ 300円

(1) 国内邮件价格表(截至 2011 年 6 月)

种类	内容·分类	重量·邮资	邮资
书信	标准信函	25 克为止	80 日元
		50 克为止	90 日元
	非标准信函	50 克～4 千克为止	120～1150 日元
	小型信封	25 克为止	60 日元
明信片	普通明信片	2 克～6 克	50 日元
	带有回邮资费的明信片	4 克～12 克	100 日元
快递	普通邮件	4 千克为止	基本费用+ 270～630 日元
	册子小包裹	150 克～3 千克为止	基本费用+ 310～460 日元
挂号信	现金挂号信 (书信)	损害索赔金额 1 万日元为止 每 5000 日元+10 日元	基本费用+ 420 日元
	普通挂号信 (书信)	损害索赔金额 10 万日元为止 每 5 万日元+20 日元	基本费用+ 420 日元
	简易挂号信 (书信·明信片)	损害索赔金额 5 万日元为止	基本费用+ 300 円

(2) 国際郵便料金表（一例）

地 带			第 1	第 2	第 3
種類	内 容	重 さ	料 金		
手紙	定形郵便物	25 g	90円 えん	110円 えん	130円 えん
		50 g	160円 えん	190円 えん	230円 えん
	定形外郵便物	50 g ~ 2 kg	220円~ えん 2150円	260円~ えん 3410円	480円~ えん 4990円
はがき		世界各國 航空便70円・船便60円			
グリーンティングカード		25 g	90円 えん	110円 えん	130円 えん
小形 包装物	航空便	50 g ~ 2 kg	120円~ えん 2150円	150円~ えん 2760円	170円~ えん 3650円
	船便		130円~ えん 1060円	130円~ えん 1080円	130円~ えん 1080円
	エコノミー航空 (S A L)		160円~ えん 1680円	180円~ えん 2080円	200円~ えん 2480円

第一 地 带 べいこく かいがいりょうど とう
第一 地 带 アジア・米国 の 海外領土、パラオ 等

第二 地 带 オセアニア・中近東・北中米・西インド諸島・ヨーロッパ 等

第三 地 带 南米・アフリカ

※ 外国に手紙や荷物等を送るときは送り先の地域や重さによって
料金が異なりますので、詳しくは最寄りの郵便局まで問い合わせ
てください。

ゆうひんぎょうむ へいじつ
※ 郵便業務は平日 9:00~17:00、貯金・保険業務は平日の 9:00
~16:00までとなっています。

● 英語による郵便案内

0570-046-111 (平日 8:00~22:00、土日祝 9:00~22:00)

(2) 国際郵件价格表（一个例子）

地 区		第 1	第 2	第 3		
种类	内容	重量	邮资			
书信	标准信函	25 克	90 日元	110 日元		
		50 克	160 日元	190 日元		
函	非标准信 函	50 克 ~ 2 千克	220 日元~ 2150 日元	260 日元~ 3410 日元		
				480 日元~ 4990 日元		
明信片		世界各国 航空运 70 日元・海运 60 日元				
贺卡		25 克	90 日元	110 日元		
小型 包装物	航空运	50 克 ~ 2 千克	120 日元~ 2150 日元	150 日元~ 2760 日元		
			130 日元~ 1060 日元	130 日元~ 1080 日元		
海运			160 日元~ 1680 日元	180 日元~ 2080 日元		
经济航空 运			(SAL)	200 日元~ 2480 日元		

第 1 地区 亚洲・美国的海外领土、帕劳等

第 2 地区 大洋洲・中东和近东・北美中美洲・西印度群岛・欧洲等

第 3 地区 南美洲・非洲

※ 寄往国外的书信及包裹，根据发送地的地区及重量不同费用也不同，
所以详细情况请向附近的邮局咨询。

※ 邮政业务时间是平日的 9:00~17:00，储蓄・保险业务是平日的 9:00
~16:00。

● 英语的邮政指南

0570-046-111 (平日 8:00~22:00, 周六、周日、节假日 9:00~22:00)

～銀行～



1. 銀行の業務等

銀行では、預金、送金、振込み、公共料金の支払いなどができるます。銀行窓口の営業時間は月曜日～金曜日の9：00～15：00です。土曜日・日曜日・祝日は閉店しています。

2. お金の種類

日本の通貨単位は「円」です。コインは1円、5円、10円、50円、100円、500円の6種類の硬貨と、お札は1,000円、2,000円、5,000円、10,000円の4種類の紙幣があります。5円と50円のコインは穴が開いています。

また、日本での買い物は主に現金でおこなわれ、小切手などはあまり使われていません。

3. 口座の開設

日本の金融機関には中央銀行である日本銀行と、一般の個人や企業が利用する普通銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、郵便局（ゆうちょ銀行）などがあります。銀行口座の開設には、県内各地に支店がある、普通銀行や信用金庫または郵便局などが便利でしょう。

〈必要書類〉本人確認書類（外国人登録証明書・パスポートなど）、印鑑（ゴム印は不可）、最初に預け入れるお金
※銀行によって必要書類が異なる場合もありますので、銀行に問い合わせください。

(1) 口座の種類

普通預金

自由に預け入れや払い出しができる銀行における一般的なもので、自動口座振替ができ、キャッシュカードによりATM（現

～銀行～

1. 银行的业务等

在银行，可以办理储蓄、汇款、转账、支付公共费用等业务。银行窗口的营业时间是周一～周五的9:00～15:00。

周六·周日·节假日不营业。

2. 货币的种类

日本货币单位是「円」(日元)。硬币有1日元、5日元、10日元、50日元、100日元、500日元6种，纸币有1000日元、2000日元、5000日元、10000日元4种。5日元和50日元的硬币有孔。

此外，在日本购物时以现金为主，一般不使用支票。

3. 银行开户

在日本的金融机关中，有作为日本的中央银行的日本银行和供个人及普通企业使用的普通银行、信托银行、信用金库、信用合作社、农业合作社、邮局(邮政银行)等。普通银行及信用金库、邮局在县内各地都设有分行、支店，开设银行户头非常方便。

<必要材料>能确认本人身份的材料(外国人登录证明书·护照等)、

印章(不能是橡皮印章)、最初存入的钱

※银行不同所需要的材料也有可能不同，请向银行咨询。

(1) 帐户的种类

普通储蓄

可以自由存取的一般银行存款方式。可以自动转账，用银行现金卡在ATM(自动存取款机)上存取现金。利息是最低的。

金自動預け払い機)で入出金が可能です。利息(利子)は、もつとも低いです。

定期預金

一定期間預け入れや、払い戻しをしないことを条件に、普通預金よりも高い金利を得ることができます。しかし、預金時に定めた期間中は原則として解約はできません。

(2) 開設の仕方

金融機関へ行き、所定の用紙に必要事項を記入し、印鑑を押し窓口に申し込みます。その際に、4桁の暗証番号を決めます。誕生日や4桁の連続した数字は使えません。この暗証番号は現金自動預け払い機(ATM)や現金自動支払い機(CD)を利用するときに必要になります。申し込みが完了すると、その場で預金通帳は作ってもらえますが、キャッシュカードは申し込み者の住所に後日、郵送されます。

(3) 預金通帳

預金通帳には、預金額、払出金額、利息などが記入されます。口座を開設する際に、届出した印鑑と通帳があれば、本人でなくとも窓口で預金の払出しが可能になりますので、大切に保管をしましょう。

(4) 公共料金口座振替について

水道、ガス、電気の使用料などの毎月の支払いなどは自分の口座から自動支払いすることができます。金融機関の窓口で所定の用紙に必要事項を記入して申し込みをしてください。
<必要書類>請求書または領収書、通帳、口座開設したときに登録をした印鑑

定期儲蓄

是以在一定的期限内不能存入、取出现金为条件，能得到比普通储蓄高的利息的储蓄。

但是，在规定的储蓄期间内原则上不能解约。

(2) 开户的方法

去金融机关，在所指定的表格上填写必要事项，盖好章去窗口申请。届时，要决定4位数的密码。不能使用生日及4位连续的数字。这个密码将在使用自动存取款机(ATM)及自动付款机(CD)时使用。申请完毕后，当场能拿到储蓄存折，银行现金卡将在日后寄到申请者的住处。

(3) 储蓄存折

储蓄存折上记录了储蓄金额、提款金额、利息等。只要凭开户时被登记的印章和存折，即使不是本人也可以在窗口取出存款，所以请妥善保管吧。

(4) 关于公共费用的银行转账

每月的自来水、煤气、电的使用费等可以通过自己的银行帐户自动支付。请去金融机关的柜台在指定的表格上填写必要事项申请。

<必要材料>付款通知单或收据、存折、开户时登记的印章

4. ATMとキャッシュカード

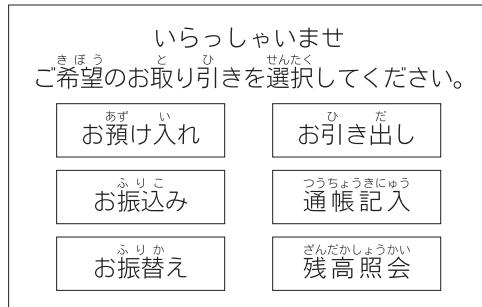
ATMは“Automated Teller Machine”の略で「現金自動預け払い機」といいます。

また、CDとは“Cash Dispenser”的略で現金の引出しと残高照会のみを扱う専用端末、「現金自動支払い機」といいます。

口座開設をすると、キャッシュカードを発行してもらえます。このカードがあると、銀行窓口へ行くなくともATMを利用することが可能になり、お金を預けたり、お金を引き出したりすることができます。窓口にくらべ待ち時間が短くすみ便利です。

金融機関のカードを差し込んだ後、設置されている専用端末（パネル）を操作し、4桁の暗証番号を入力します。ATMは、銀行のほかにコンビニやデパート、スーパー、郵便局などに設置されています。利用時間はそれぞれ異なります。

(1) ATM画面の一例



預け入れ
口座を開設している金融機関の口座にお金の入金ができます。

振込み
金融機関に開設された預貯金口座あてにお金を払いこむことができます。

4. ATM 和银行现金卡

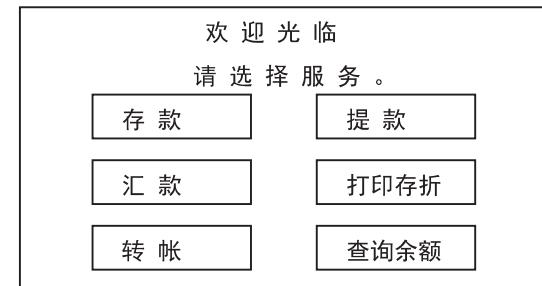
ATM 是“Automated Teller Machine”的略称，叫做「自动存取款机」。

此外，所谓 CD 是“Cash Dispenser”的略称，是只处理提取现金和查询余额的专用终端装置，叫做「自动取款机」。

如果开设帐户，就能办理银行现金卡。有了这张卡，即使不去银行窗口也可以在 ATM 机上存取现金。与窗口相比等候时间短，非常方便。

插入金融机关的现金卡后，在所设置的专用终端装置（显示屏）上操作，输入 4 位数密码。除了银行，在便利店、百货店、超市及邮局也设有 ATM 机。各自的使用时间不同。

(1) ATM 画面一个例子



存款 (預け入れ)

可以向开设的金融机关的帐户里存入现金。

汇款 (振込み)

可以向在金融机关开设的储蓄存款账户里付款。

振替え

同一店舗内の本人の口座間でお金を移動させることができます。

引き出し

口座を開設している金融機関の口座からお金を出金することができます。時間帯や場所によって手数料が異なります。

通帳記入

自分の口座の預金通帳に入出金履歴を印字します。通帳の記帳が最終ページまでいっぱいになると「通帳繰越」が表示され、窓口または自動通帳繰越機で新しい通帳に繰越しができます。

残高照会

口座を開設している金融機関の預金残高が確認できます。

5. 国際送金

(1) 銀行

海外送金は、どこの銀行でも扱っている訳ではありませんので、まずは事前に最寄りの銀行で海外送金を扱っているか確認しましょう。

また、手数料は送金地域、送金額等によって異なります。詳細は銀行に問い合わせてください。

(2) 郵便局（ゆうちょ銀行）

窓口へ行き、「国際送金請求書兼告知書」を記入します。海外送金の種類は「住所あて送金」と「口座あて送金」の2種類あります。手数料は1件につき2,500円（米国あてのみ2,000円）かかります。

转账 (振替え)

能在开设于同一店铺内的本人的账户之间移动资金。

提款 (引き出し)

可以从开设的金融机关的帐户里提取现金。时间段及地点不同，手续费也不同。

打印存折 (通帳記入)

在自己帐户的储蓄存折上打印存取款项的记录。存折的最后一页全打印满了以后屏幕上会显示「通帳繰越（存折结转）」，可以到窗口或存折自动结转机处结转更换。

查询余额 (残高照会)

可以确认开户的金融机关的帐户内的存款余额。

5. 国际汇款

(1) 银行

并不是所有的银行都有向国外汇款的服务，事先去附近的银行确认有无国外汇款业务。

此外，根据收款地区、汇款金额等不同手续费也不同。详细情况请向银行咨询。

(2) 邮局 (邮政银行)

去窗口填写「国际汇款请求书兼通知书」。国外汇款有「指定地址汇款」和「指定账户汇款」2种类型。手续费每件需花费 2500 日元(只有汇往美国的是 2000 日元)。

1. 鉄道

栃木県の鉄道にはJR株式会社が運営をする、東北新幹線、宇都宮線、日光線、烏山線、兩毛線や、東武鉄道株式会社が運営をする東武宇都宮線、東武日光線、東武鬼怒川線、東武佐野線、東武伊勢崎線があります。そのほか、真岡鐵道（SLのイベント運行）、わたらせ渓谷鐵道があります。図栃木県内鉄道路線図（P345～）参照

(1) 乗車券(切符)を買う

駅の自動切符販売機の上部に掲示されている路線図を見て、行きたい駅の名前と運賃を調べます。行きたい駅の名前と一緒に書いてある数字が乗車券の値段です。乗車券は自動販売機で買うことが通常ですが、駅の窓口で目的地を告げて買うことも可能です。また、新幹線に乗車するには、乗車券の他に特急券が必要となり、座席指定の場合は指定席料金がかかります。

～交通～

1. 铁道

栃木县的铁路有JR株式会社运营的东北新干线、宇都宫线、日光线、乌山线、两毛线及东武铁道株式会社运营的东武宇都宫线、东武日光线、东武鬼怒川线、东武佐野线、东武伊势崎线。另外，还有真冈铁道(SL的活动运行)、渡良濑溪谷铁道。参照□县内铁道路线图(P345～)

(1) 买车票(票)

查看公布在车站的自动售票机上部的路线图，查找目的地的站名和车费，和该站名写在一起的数字是车票的价格。虽然车票通常都在自动售票机上买，但在车站的窗口告诉售票员目的地后也可以买到车票。

此外，乘坐新干线，除了车票外还需要特快车票，如果要指定座位的话还需要指定席的费用。

(2) 乗車券の種類

定期券 ていきけん	通勤や通学などのために特定の区間に繰り返し乗車する方を対象に1か月、3か月、6か月があります。
回数券 かいすうけん	一定区間の乗車券を10枚分の料金で11枚購入できます。
往復 おうふく	同じ区間を往路と復路の1回ずつ乗車する場合に発券される乗車券。
1日乗車券 いちじょうしゃけん	指定された範囲内を1日何回でも乗り降り自由な乗車券。
Suica (スイカ) PASMO (パスマ) などのICカード	鉄道やバスなどの、公共交通機関を利用する際に読み取り機にタッチするだけで運賃の支払いが可能なICカード。現金をチャージすることで繰り返し利用できます。

(3) 改札を通る

乗車券（切符）を購入したら、電車の時刻の確認をします。改札の天井付近や壁面の案内板には行先別の発車時刻が掲示されています。

駅構内（ホーム）に入りをするときは改札を通ります。入るときは自動改札機に切符を投入し、出てきた切符を忘れずに取ります。改札を出るときには切符は戻ってきません。

ICカードの場合は自動改札機の読み取り機にタッチをするだけで、そのまま通過することができます。自動改札機が設置されていない駅では、駅員に見せて下さい。

また、読み取り不良などで自動改札の扉が閉まり（開かずに）警報音が鳴ってしまうことがあります。もう一度改札機に通すか、駅員に確認をしてもらいましょう。

(2) 车票的种类

定期车票	以在特定的区间内反复乘坐的上下班及上下学的人为对象，有1个月、3个月、6个月三种。
本票	以10张的价格可以购买11张的在一定的区间内使用的车票。
往返车票	在相同的区间内乘坐往返各一次时所使用的车票。
1日乘车券	一天内，在所指定的范围内，上下车自由且次数不限的车票。
Suica(西瓜卡) PASMO 之类的IC卡	使用铁道、公交车等公共交通工具时，只要碰触读取机就可以支付车费的IC卡。充值现金后可反复使用。

(3) 检票

买了车票后，确认电车的发车时间。检票处的顶棚附近及墙上的指示板上公布着开往目的地的发车时间。

出入车站（站台）时要通过检票口。进站时向自动检票机内投入车票，不要忘了取走从自动检票机内弹出的车票。出了检票口，就不能取回车票。

如果是IC卡，只要碰触自动检票机的读取器，就可以通过检票。在没有设置自动检票机的车站，请向车站工作人员出示IC卡。

此外，因为读取不良等原因，自动检票机的闸门会有关闭（或不打开）并发出警报声的情况，再刷一次卡，或者请车站工作人员确认。

改札を通ったら、行き先の表示を確認し、ホームへ行って列車の乗ってください。

2. バス

栃木県内で運行している主な路線バスは、関東バス、東野バス、東武バス、JRバスの他、市町の公営バスがあります。

(1) バス共通カード

関東バス、東野バス、JRバスの3社共通して使用できるプリペイドカード（バスカード）があります。
バスカードには1,000円（利用額1,100円）、3,000円（利用額3,370円）、5,000円（利用額5,700円）の3種類があります。いつでも使えて割安なカードです。バス車内で購入可能です。

(2) バスに乗る

バスの停留所には時刻表があります。その時刻表に合わせてバスがきます。多少、交通状況により時間が前後します。
バスに乗る際に定期券やバスカードを持っていない場合は、整理券発券機から整理券を取ります。バスカードを持っている場合は乗る時に運賃自動支払機（運賃箱）にカードを通します。



检票后，确认目的地的显示牌，去站台乘坐列车。

2. 公交车（巴士）

在栃木县内行驶的主要公交车，除了有关东巴士、东野巴士、东武巴士、JR 巴士以外，还有市町的公营巴士。

(1) 公交车通用卡

有可以在关东巴士、东野巴士、JR 巴士 3 个公司通用的充值卡（公交卡）。

公交卡有 1000 日元(可利用金额 1100 日元)、3000 日元(可利用金额 3370 日元)、5000 日元(可利用金额 5700 日元)3 种。这是一种随时可以使用的价格比较便宜的卡。在公交车内也可以购买。

(2) 乘坐公交车

公交车车站有时刻表。公交车根据时刻表行驶。由于交通状况的原因，前后时间多少会有些误差。

坐公交车时，如果没有定期车票或公交卡，则从整理券发券机里拿整理券。如果携带公交卡乘坐时，在车费自动支付机(车费箱)上刷卡。

(3) バスを降りる

目的のバス停のアナウンスが流れたら、近くにある降車ボタンを押します。運賃表は車内の前方に掲示されている運賃表と整理券の番号を確認し、番号の運賃を払います。運転席の脇にある運賃自動支払機（運賃箱）に整理券と一緒に運賃を入れます。小銭がないときは両替機を利用しましょう。バスカードの場合はカードを通して、出てきたカードを忘れずに受け取ります。

3. タクシー

主要駅前や街の中にタクシー乗り場があり、タクシーが待機しています。空車であれば走行中のタクシーでも手をあげると停車します。空車はフロントガラスの表示版で確認することができます。日本のタクシーは後部座席に乗車します。ドアは自動で後方の左側が開きます。行き先を運転手に伝えます。外国語が通じないことが多いので、行き先の地図やメモを用意しておくといいでしょう。途中停車は可能ですが、停車中も料金メーターが上がります。タクシー料金は運転席横のメーターに表示されています。チップは必要ありません。



(3) 下车

当公交车内的广播播报到目的地车站后，就按下附近的下车按钮。确认车内的前方所显示的车费价目表和整理券的号码，按照与号码相应的价钱支付车费。将车费和整理券一起放入驾驶座的旁边的车费自动支付机（车费箱）里。没有零钱的时候可以使用兑换机。如果是公交卡，请刷卡，不要忘记取回公交卡。

3. 出租车

在主要的车站前及市中心有出租汽车站，出租车在那里停靠待客。如果是空车，只要招手即使是行驶着的出租车也会停车。从挡风玻璃的显示板可以确认是否是空车。

日本的出租车是在后排座位乘坐。车的左后门会自动打开。告诉司机目的地。因为语言不通的情况会时有发生，所以事先准备好目的地的地图及地名较为方便。中途虽然可以停车，但停车时车费计程表的计程数会增加。驾驶座位旁边的计程表表示计程车费。不用付小费。

ねんちゅうぎょうじ
~年中行事~

ねんちゅうぎょうじ
年中行事とは、1年を通じて行われる節目の儀式・行事のことです。

がつ 月	にち 日	ぎょうじめい 行事名	ぎょうじないよう 行事内容
1	1	お正月・元旦	1年の1番最初の日。 いえ としがみさま むか かどまつ かざ 年に歳神様をお迎えし、門松、しめ飾り、 かがみもち かざ とし ほうさく かぞく けん 鏡餅を飾ります。その年の豊作や家族の健 こう ねが 廉を願います。
	7	ななくさ 七草	お正月の料理で疲れた胃腸を休め、今年1 ねん けんこう す ねが しゅ 年を健康に過ごせるよう願いながら、7種 るい や さ い はい かゆ た 類の野菜が入ったお粥を食べます。
	11	かがみびら 鏡開き	正月に神や仏に供えた鏡餅を下げて、割り くだ むひょうそくさい きがん た 碎いて無病息災を祈願して食べます。
2	3	せつぶん 節分	邪氣（鬼）を追い払うために「鬼は外、福 うち い まめ じぶん は内」と言いながら豆をまきます。自分の ねんれい かず まめ た ねん むひょうそくさい 年齢の数だけ豆を食べ、1年の無病息災を ねが 願います。
3	3	ひなまつり 桃の節句	女の子の健やかな成長を祝います。ひな人 ぎょう かざ もも はな しろざけ そな 形を飾り、桃の花や白酒を供えます。
4		はなみ 花見	日本人は、桜の花に大変愛着を持っており、 どちぎけん がつよじゅん ちようじゅん さ 栃木県では、4月初旬から中旬に咲きます。 じょくばは な かま どもだち さくら き した あつ 職場の仲間や友達と桜の木の下に集まって、 はな かんじょう さけ りょううり たの 花を観賞しながらお酒や料理を楽しみます。
5	5	こどもの日 端午の節句	男の子の健やかな成長を祝います。五月 にんぎょう よういのかぶと かざ 人形（鎧兜）やこいのぼりを飾ります。

~每年的传统节日~

所谓年中行事，是指一年中所举行的节日仪式·活动。

月	日	节日名称	活动名称
	1	新年・元旦	1年的第一天。 在家里迎岁神，挂门松、稻草绳，摆上圆形年糕。祈祷当年丰收及家人健康。
1	7	七草	连续数日的新年菜肴会使肠胃不消化，休养疲劳的肠胃，一边祈祷新的一年能健康度过，一边食用7种蔬菜煮成的菜粥。
	11	吃供神的年糕	撤下正月里供神的年糕，切碎后，祈祷除病消灾，然后吃这个年糕。
2	3	节分（立春前一天）	为了驱除邪气（鬼），一边喊着「鬼出去，福进来」，一边撒黄豆。吃和自己年龄同数的黄豆，祈愿一年除病消灾。
3	3	女儿节 桃花节	祝福女孩健康成长。摆出人偶，供上甜酒酿及桃花。
4		赏樱花	日本人对樱花有着深厚的感情，在栃木县，樱花从4月初盛开到中旬。和同事、朋友一起相聚在樱花树下，一边赏花一边享受美酒佳肴。
5	5	儿童节 端午节	祝福男孩健康成长。摆设武士人偶，挂鲤鱼旗。

がつ 月	にち 日	ぎょうじめい 行事名	ぎょうじないよう 行事内容
7	7	たなばた 七夕	たんざく ねが こと か たけ かざ 短冊に願い事を書いて、竹に飾ります。
8	13 ～ 16	ほん お盆	せんぞれい くよう ぶっきょうぎょう 先祖の靈を供養する仏教行事。 はんそなきょうよ せんぞ ご飯を供え、お経を読んでもらい、ご先祖 の供養をします。 きかんかいしゃ なつやす この期間、会社などは夏休みになることが あおこきょうかえ ひどうこうつうきかんたいへんこん 多く、故郷に帰る人等で交通機関は大変混 ざつ 雜します。
9		じゅうごや 十五夜	つきかんしょう だんご そな 月を鑑賞し、すすきや団子などを供えます。
10		もみじが 紅葉狩り	がつ がつ き あか 10月から11月にかけて、木々が赤、オレン ジ、黄色などに紅葉し、とてもきれいにな ります。紅葉がきれいな場所は、大変混雜 します。
11	15	しちごさん 七五三	あとここさいさいおんなこさい 男の子は3歳と5歳、女の子は3歳と7歳 こどもせいちょういわきがんいしょう に子供の成長を祝い、祈願します。衣装は、 あとここはありはかもおんなこきものき 男の子は羽織と袴、女の子は着物を着て、 まい お参りをします。
12		とうじ 冬至	ねんあいだひるもっとみじか よるもっとなが 1年の間で、昼が最も短く、夜が最も長く ひなる日。かぼちゃを食べて金運を祈り、ゆ ゆ湯に入って無病息災を祈ります。
	31	おおみそか 大晦日	ねんさいごひおおみそかとしこそはた 1年の最後の日。大晦日に年越し蕎麦を食 ふうしゅうほそながたっしゃく べる風習があります。細く長く達者に暮ら ねがせるように願います。



月	日	节日名称	活动名称
7	7	七夕	在长彩纸上写下愿望，挂在竹子上。
8	13 ～ 16	盂兰盆节	祭奠先祖亡灵的佛教活动。 供上饭菜，诵经，祭奠祖先。 这段期间，公司等大多放假，回故乡探亲的人很多，造成各个交通机关非常拥挤。
9		十五夜（中秋）	观赏十五的月亮，供上芒草及团子。
10		赏红叶	从10月到11月，各种树的叶子变成红、橙、黄等颜色的红叶，非常美丽。红叶漂亮的地方非常拥挤。
11	15	七五三	祝福祈愿3岁、5岁的男孩和3岁、7岁的女孩健康成长。男孩穿上(和服)外褂和裙裤，女孩穿上和服去参拜神佛。
12		冬至	1年里，白天最短，黑夜最长的一天。 在这天，吃南瓜祈求财运，泡香橙澡祈求一年无病消灾。
	31	除夕	一年的最后一天。除夕有吃除夕荞麦面的习俗。祈祷平平稳稳，健健康康。

にんしん しゅっさん 妊娠・出産

にんしん おも さんふじんか い じゅしん
妊娠したかなと思ったら、まず産婦人科に行って受診してください。
ひょういん にんしん しんだん いし にんしんとだけでしょ
病院で妊娠と診断されたときは、医師に「妊娠届出書」を書いてもら
います。

1. 母子健康手帳

にんしんとだけでしょ す しちょう やくしょ まどぐち だす
妊娠届出書を住んでいる市町の役所の窓口へ出す
と、「母子健康手帳」が交付されます。

てちょう にんしんしょき こ しょうがっこう にゅうがく
この手帳は、妊娠初期から子どもが小学校に入学
するまでの間の母子の健康記録が残ります。

にんぶけんしん しゅっさんじ さんご にゅうようじけんしん
妊娠健診や出産時、産後の子どもの乳幼児健診や
よぼうせっしゅ きろく にんしんちゅう ていきけんしんじ がいしゅつ
予防接種などが記録できますので、妊娠中の定期健診時や外出する時
も緊急時に備えて健康保険証や診療券と一緒に持ち歩きましょう。

また、母子健康手帳の表紙やデザインは市町によって違い、日本語
と外国語の2か国語で併記されている母子健康手帳もあります。妊娠
届を市町の役所で出す時に確認しましょう。



がいこくご ほしけんこうてちょう こうにゅう
外国语の母子健康手帳を購入できます
えいご ちゅうごく
英語・ハングル・中国・タイ・タガログ・ポルトガル・
スペイン・インドネシア・・・8か国語
かく えん せいこみ
各787円（税込）

と あ さき かぶしきぎいしゃ ほしほけんじぎょうだん
問い合わせ先：株式会社 母子保健事業団

T E L 03-4334-1188

H P <http://www.mcfh.co.jp/>

怀孕·出生

如果觉得自己好像怀孕了的话，首先请去妇产科检查。在医院如果被诊断为怀孕的话，医生会出具「妊娠申报书」。

1. 母子健康手册

在你所居住的市町政府机关窗口提交「妊娠申报书」后，就能领取「母子健康手册」。

这本手册，保存了从怀孕初期到孩子小学入学为止的母子健康记录。

因为母子健康手册可以记录妊娠期间的妊娠健康体检、分娩、产后孩子的婴幼儿健康体检及疫苗接种等，所以孕期的定期健康体检及外出时为防备紧急情况，请和健康保险证及挂号证一起随身携带吧。

此外，每个市町的母子健康手册的封面及图案是不一样的，也有同时记载日语和外语2种语言的母子健康手册。去市町的政府机关提交妊娠申报时请确认一下吧。



可以购买到外语的母子健康手册

英语·朝鲜语·中文·泰语·他加禄语·葡萄牙语·
西班牙语·印度尼西亚语···8国语言 各787日元(含税)

咨询处：株式会社 母子保健事业团

电话 03-4334-1188

网页 <http://www.mcfh.co.jp/>

2. 妊産婦医療費助成制度

栃木県では妊娠の届け出をした月の初日から出産した月の翌月の末までの妊産婦を対象に医療費を助成しています。

病気やケガでかかった医療費の自己負担分を医療機関の窓口で支払った後、住んでいる市町の役所で「妊娠医療費助成申請書」の手続きをすると、申請手数料を差し引いた差額が市町から後日、振り込まれます。医療機関でもらった領収書はまとめて取っておきましょう。

※健康保険に加入していることが条件となります。

ひつようしょるい 必要書類	にんしんりょうひじきゅうしきくしょう　いりょうひりょうしうしょ　いんかん　けん 妊娠医療費受給資格証・医療費の領収書・印鑑・健 康保険証・母子健康手帳・振込先の金融機関口座番 号
しんせいまどぐち 申請窓口	す　　しちょう　いりょうひじょせいいたんどうか 住んでいる市町の医療費助成担当課
しんせいてすりょう 申請手数料	やつきょく　のぞ　いりょうきかん　げつがく　えん 薬局を除く1つの医療機関ごとに月額500円

3. 妊婦健康診査

元気な赤ちゃんを産むために、定期的に健康診査を受けましょう。住んでいる地域により、公費負担による妊娠健康診査が受けられます。詳しい内容は母子健康手帳交付の時に聞いてみましょう。

4. 母親(両親)学級

母親(両親)学級は、妊娠婦や家族を対象に、妊娠中の健康管理、出産準備、赤ちゃんのお世話についての知識や情報を教えてくれます。同じ時期に出産を控えている妊娠婦の仲間ができる機会もありますので参加してみてください。

母親(両親)学級は、産院などが独自に行っているほか、市町の保健センターで行われています。住んでいる市町の保健センターに問い合わせてみましょう。□県内の保健センター一覧(P225～)参照

2. 孕产妇的医疗费补助制度

在栃木县，以孕产妇为对象，补助从申报妊娠的那个月的第一天开始到分娩的那个月的下个月的最后一日为止的医疗费用。

在医疗机关的窗口支付了自己负担的生病及受伤的那部分费用后，如果去所居住的市町政府机关办理「孕妇医疗费补助申请书」手续，日后市町的政府机关会把扣除了申请手续费的医疗费汇入你的银行户头里。事先统一保存好医疗机关的收据吧。

※前提是必须加入健康保险。

必要材料	妊娠医疗费领取资格证・医疗费的收据・印章・健康保险证・母子健康手册・领取医疗费的金融机关帐户号码。
申請窗口	所居住的市町政府机关的医疗费助成担当课
申請手数料	药房除外，每1个医疗机关每月500日元

3. 孕妇健康检查

为了您有一个健康的宝宝，请定期接受健康检查吧。根据所居住的地区规定，有的可以接受公费负担的孕妇健康检查。详细内容请在领取母子健康手册时咨询吧。

4. 母亲(父母)学习班

母亲(父母)学习班，以孕产妇及家人为对象，传授关于妊娠中的健康管理、分娩准备、照顾婴儿的知识及信息。因为在那还可以认识在同一时期待产的孕妇，增加交流的机会，所以请试着去参加一下吧。

除了产科医院独自举办母亲(父母)学习班外，市町的保健中心也举办这样的课程。请去所居住的市町的保健中心咨询吧。参照□县内保健中心一览(P 226～)

5. 出産育児一時金

日本では妊娠・出産は病気ではないため、健康保険が使えず全額自己負担になります。出産費用が気がかりという人も多いかもしれません。日本での出産費用にかかる総額は平均約47万円といわれています。

そこで知つておきたいのが、出産育児一時金です。

出産育児一時金とは健康保険（国民健康保険か健康保険）に加入している人がもらえるお金で、妊娠4ヶ月（85日）以降の出産1人当たりにつき、最低42万円給付されます。双子の出産の場合は42万円×2人なので84万円となります。職場や自治体によっては付加金がつく場合もあります。

5. 生育一次性补助金

由于在日本妊娠·分娩不是疾病，所以不能使用健康保险，必须自己全额负担。也许有不少人会担心生育费用。据说，日本的生育费用总额平均约 47 万日元。

那么，事先需要了解的是，生育一次性补助金。

生育一次性补助金，是指加入了健康保险（国民健康保险或健康保险）的孕产妇才能得到的补助金，对于妊娠 4 个月（85 天）以后的生育，平均每人最低发放 42 万日元。如果生的是双胞胎，则 $42 \text{ 万} \times 2$ 人，就能得到 84 万日元。有的工作单位及自治团体还会添加附加金。

(1) 出産育児一時金の申請手続きの流れ

	国民健康保険の場合	勤務先の健康保険の場合
出産前	①市町の役所で申請用紙をもらう 住んでいる市町の役所で用紙をもらいます。産院に用紙がある場合もあります。	①健康保険協会から申請用紙をもらう 健康保険協会栃木支部に用紙を請求します。 <input checked="" type="checkbox"/> 健康保険協会栃木支部 (P221～) 参照
出産直後	②証明をしてもらう 住んでいる市町の役所で申請用紙に証明を受ける。	②証明をしてもらう 出産した病院等で申請用紙に証明を受ける。
出産後	③市町の役所へ申請書を提出 健康保険証、母子健康手帳、世帯主の振込先銀行口座、印鑑を持って行きます。	③健康保険協会栃木支部へ申請書を提出 出産証明書を添えます。
	④お金が振り込まれる およそ1か月後に指定口座に振り込まれます。	④お金が振り込まれる 約1か月以内に振り込まれます。

(2) 出産育児一時金の直接支払制度

出産育児一時金の請求を受け取りを、妊婦などに代わって医療機関等が行う制度です。出産育児一時金が医療機関等へ直接支給されるため、退院時に窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなります。医療機関によっては、対応していないところもありますので直接問い合わせください。

(1) 生育一次性补助金申请手续的流程

	如果是国民健康保险	如果是工作单位的健康保险
分娩前	①在市町的政府机关拿申请表格	①从健康保险协会那里拿到申请表格
分娩后	②获得证明	在所居住的市町的政府机关的申请表上接受证明。
分娩后	③向所居住的市町的政府机关提交申请书	③向健康保险协会栃木支部提交申请书
	带好健康保险证、母子健康手册、户主的银行帐号、印章。	附上出生证明书。
	④向银行帐号汇入现金 大约在1个月后汇入指定帐号	④向银行帐号汇入现金 大约在1个月内汇入指定帐号

(2) 生育一次性补助金的直接支付制度

不是由孕妇等而是由医疗机关等索取及领取生育一次性补助金的制度。由于向医疗机关等直接支付生育一次性补助金，产妇就不用在出院时在医院窗口支付全额生育费用。因为根据医疗机关的不同，也有不能利用这项制度的医疗机关，所以请直接去咨询吧。

6. 出産後の手続き

日本で赤ちゃんが生まれてから行う各種手続きがありますので、
忘れずに行いましょう。詳しくは **図出生届** (P 83~) 参照



6. 生育后的手续

由于在日本婴儿出生后要办理各种手续，所以请不要忘记去办理。详细情况请参照**出生申报** (P 84~)

1. 乳幼児健康診査・歯科健康診査

市町により対象月齢が違いますが、3～4か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に、健診や歯科健診を無料で受けることができます。実施時期の数か月前に、市町の役所からお知らせが届きます。受けるときには、母子健康手帳を忘れず持って行きましょう。詳しくは住んでいる市町の役所へ問い合わせてください。栃木県内の市町の役所一覧 (P 329～) 参照



2. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの新生児のいるすべての家庭を訪問員（助産師または保健師）が自宅に訪問します。子育てに対する不安や悩みを聞き相談に応じてくれます。担当者が連絡をくれますが、詳しくは住んでいる市町の役所へ問い合わせてください。栃木県内の市町の役所一覧 (P 329～) 参照

1. 乳幼児健康検査・歯科健康検査

虽然每个市町规定检查对象的月龄不同，但主要以3～4个月的婴儿、9个月的婴儿、1岁6个月的幼儿、3岁的幼儿为对象，可以免费接受健康检查及齿科健康检查。实施时期的几个月前，市町的政府机关会通知寄来。接受检查时，请不要忘记带好母子健康手册。

详细情况请向所居住的市町政府机关咨询。参照县内市町一览

(P 330～)

2. 全体婴儿家庭访问事业（你好宝宝事业）

访问员（助产师或保健师）会去所有家中有出生满4个月的婴儿的家庭进行家庭访问。届时会回答关于育儿方面的不安与烦恼的提问咨询。虽然有关负责人会与你联系，但详细情况请向所居住的市町政府机关咨询。参照县内市町一览 (P 330～)

3. 育児学級・子育てサロン

(1) 育児学級

パパ・ママのための離乳食教室や、虫歯予防、親子の遊び方など、月齢に応じたテーマで開催されるのが特徴です。詳しい内容は、市町等から毎月出ている広報誌や住んでいる市町の役所へ問い合わせてください。栃木県内の市町の役所一覧 (P 329～) 参照

(2) 子育てサロン

地域の集会所などの身近な会場を借りて、子育て中の親子を対象に、育児相談や情報交換、子ども同士の交流活動や体験活動を行っています。詳しくは住んでいる市町の役所へ問い合わせてください。栃木県内の市町の役所一覧 (P 329～) 参照



3. 育儿学习班・育儿沙龙

(1) 育儿学习班

为爸爸·妈妈举办的按照月龄区分，以断乳食品教室及虫牙的预防、亲子游戏等为主题的育儿活动。

详细内容，请参照每月发行的宣传报，或向所居住的市町政府机关咨询。参照县内市町一览 (P 330～)

(2) 育儿沙龙

借用地区的集会场所等身边周围的会场，以育儿中的亲子为对象，进行育儿咨询和信息交换、孩子们之间的交流和体验活动。详细情况请向所居住的市町政府机关咨询。参照县内市町一览 (P 330～)

4. 予防接種の種類

赤ちゃんが産まれて生後 3 か月頃から病気に対する抵抗力（免疫）は自然に失われてきます。この時期を過ぎると、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。これに役立つのが予防接種です。

(1) 予防接種について

細菌などが作り出す毒素の力を弱めて作ったワクチンを、体内に接種して、病気に対する抵抗力をつけて発病を予防したり症状を軽くします。

日本では、予防接種法に基づいて市町が実施する定期接種と、接種者の希望によって受けれる任意接種があります。

接種の受け方には、市町ごとに決められた日時・場所に集まつて実施する集団接種と、かかりつけの小児科などで予約を取つて個別で接種する個別接種があります。

定期接種の費用は、決められた期間内に接種すれば無料で受けられます。ただし、受ける子どもが外国人登録をしていること、定められた期間中に指定の医療機関または保健センターで受けること、子どもが接種できる健康状態であることが条件です。



4. 预防接种的种类

婴儿出生 3 个月左右以后，体内预防疾病的免疫力会逐渐自然消失。过了这个时期，婴儿必须自身制造出预防疾病的免疫力。对此有益的就是预防接种。

(1) 关于预防接种

在体内接种能减弱细菌制造毒素能力的疫苗，增强对疾病的抵抗力，预防发病，减轻症状。

在日本，根据预防接种法，有市町政府机关实施的定期接种，和根据接种者的意愿接种的任意接种。

接受接种的方法有，在各个市町政府机关规定的日期时间·场所集合并实施的集体接种，和去经常就诊的小儿科等预约后接受单独接种的个别接种。

定期接种的费用，如果在规定的期间内接种的话是免费的。不过，接受接种的孩子是否办理了外国人登录手续，是否在规定的期间内去指定的医疗机关或保健中心接受接种，孩子的健康状态能否接种是前提条件。

(2) よほうせっしゅ ていきせっしゅ いちらんひょう
（2）预防接种(定期接种)一覧表

しゅるい種類	かいすう回数	こうひふたんない公費負担内対象年齢	せつしゅかんかくほほう接種間隔・方法
さんしゅこんごう 三種混合 〔ジフテリア ひやくにち 百日せき はじょうふう 破傷風〕	かい 3回 (初回免疫)	せいご 生後3か月～ 7歳6か月未満	3～8週間以上 かけて3回投与
	かい 1回 (追加免疫)		初回免疫3回投与 終了後、12か月あけてから1回投与
にしゅこんごう 二種混合 〔ジフテリア はじょうふう 破傷風〕	かい 1回	三種混合終了後、 11歳以上～13歳未満の間に 1回投与	
ポリオ	かい 2回	せいご 生後3か月～ 7歳6か月未満	6週間以上 あけて2回投与
B C G	かい 1回	せいご 生後3か月～6か月未満	
ま 麻 し ん ふう 風 し ん	かく 各1回 かい	1歳以上～2歳未満	
		5歳以上～7歳未満 しょうがくこうしゅうがくせんねんど (小学校就学の前年度)	
		13歳 (中学1年生)	
		18歳 (高校3年生)	
にほんのうえん 日本脳炎	かい 2回 (初回免疫)	3歳～ 7歳6か月未満	1～4週間以上 あけて2回投与
	かい 1回 (追加免疫)		初回免疫2回投与 終了後、概ね1年以上あけてから1回投与
	かい 1回	9歳以上～13歳未満の間に 1回投与	初回免疫2回、追加免疫1回終了後、 9歳以上～13歳未満の間に1回投与

(2) 疫苗接种(定期接种)一覧表

种类	次数	公费负担内対象年齢	接种间隔·方法
三种混合 〔白喉 百日咳 破伤风〕	3次 (基础免疫)	出生后3个月～ 未满7岁零6个月	以3～8周以上的间隔进行3次接种
	1次 (追加免疫)		基础免疫3次接种结束后，间隔12个月以后再接种1次
	1次		三种混合结束以后，在11岁以上～未满13岁之间接种1次
小儿麻痹 (脊灰疫苗)	2次	出生后3个月～ 未满7岁零6个月	以6周以上的间隔进行2次接种
卡介苗	1次	出生后3个月～未满6个月	
麻疹 风疹		1岁以上～未满2岁	
	各1次	5岁以上～未满7岁 (小学入学的前一年度)	
		13岁(初中一年级)	
		18岁(高中3年级)	
	2次 (基础免疫)	3岁～	以1～4周以上的间隔进行2次接种
日本脑炎	1次 (追加免疫)	未满7岁零6个月	基础免疫2次接种结束后，大概间隔1年以上再接种1次
	1次	基础免疫2次、追加免疫1次结束后，在9岁以上～未满13岁之间接种1次	

(3) **任意接種**

任意接種は、水ぼうそう、おたふくかぜ、インフルエンザなど
があります。費用は自己負担になります。詳しくは、かかりつけ
の医師に相談するとよいでしょう。

(3) **任意接种**

任意接种，有水痘疫苗、腮腺炎疫苗、流感疫苗等。费用是自己负担。
详细情况，请向经常就诊的医生咨询为好。

5. 小児医療費の助成

(1) こども医療費助成制度

生まれた日から小学校 6 年生まで、市町によっては中学校 3 年生までの子どもを対象に、病気やケガなどで医者にかかった場合、医療費の自己負担額を市町が助成します。

〈必要書類〉健康保険証、印鑑、通帳、母子健康手帳

助成方法は、市町により下記①または②の 2 つの方法に分かれます。

①	②
0 歳～ 3 歳未満	0 歳～小学校 6 年生までまたは中学校 3 年生まで
栃木県内の病院や薬局などの窓口で、市町が発行する受給資格者証と健康保険証を見せれば支払いはありません。	在栃木県内の医院及药房的窗口，如果出示市町发行的资格者证和健康保险证，就不用支付医疗费用。
3 歳～小学校 6 年生までまたは中学校 3 年生まで	3 歳～小学 6 年级学生为止或初中 3 年级学生为止
窓口で医療費の自己負担分を支払い後、住んでいる市町の役所で「こども医療費助成申請書」の手続きをすると、1 つの医療機関ごとに申請手数料 500 円を差し引いた差額が市町から後日振り込まれます。	在窗口支付了个人负担的医疗费后，如果在所居住的市町政府机关办理「儿童医疗费补助申请书」手续，日后市町就会把扣除了申请手续费的医疗费存入你的账户。(每一个医疗机关的申请手续费是 500 日元)

※詳しくは住んでいる市町の窓口へ問い合わせてください。

5. 儿童医疗费的补助

(1) 儿童医疗费的补助制度

以出生那天起至小学 6 年级为止，有的市町还规定至初中 3 年级的孩子为对象，如果由于生病及受伤去看病时，医疗费中个人负担的那部分金额由市町来补助。

〈必要材料〉健康保险证、印章、存折、母子健康手册

补助方法，根据市町的不同，分为下列①或②两种方法。

①	②
0 歲～未满 3 岁	0 歲～小学 6 年级学生为止或初中 3 年级学生为止
在栃木县内的医院及药房的窗口，如果出示市町发行的资格者证和健康保险证，就不用支付医疗费用。	在栃木县内的医院及药房的窗口，如果出示市町发行的受给资格者证和健康保险证，就不用支付医疗费用。

※详细情况请向所居住的市町的窗口咨询。

6. 子どものための福祉制度

(1) 特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父母(所得が高い方)、または父母に代わってその児童を養育している者に支給されます。

条件として、日本国内に住所があり、児童が障害による公的年金を受給していないこと、児童福祉施設に入所していないことや、所得が基準以下であることなどの条件があります。

〈必要書類〉特別児童扶養手当認定請求書、住民票(世帯全員)、戸籍謄本、診断書(障害者手帳などで省略できる場合もある)、所得証明書、銀行口座の預金通帳、印鑑

(2) 障害児福祉手当

心身に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に支給されます。

条件として、障害による公的年金を受給していないこと、施設に入所していないことや、所得が基準以下であることなどの条件があります。

〈必要書類〉障害児福祉手当認定請求書、所得状況届、振込依頼書、診断書や障害者手帳、所得証明書(世帯全員)、本人名義預金通帳、印鑑

6. 针对儿童的福利制度

(1) 特别儿童抚养津贴

是对监护精神或身体有残疾的未满 20 岁的儿童的父母(收入高的一方)，或是代替父母养育残疾儿童的人发放的津贴。

必须具备，在日本国内有住址，没有领取官方发给的残疾儿童年金，没有入住儿童福利设施，收入在规定基准以下等条件。

〈必要材料〉特别儿童抚养津贴认定请求书、住民票(全体家庭成员)、

户籍誊本、诊断书(有时也可用残疾人手册等代替)、收入证明书、银行账户的储蓄存折、印章

(2) 残疾儿童福利津贴

对精神或身体有严重残疾，日常生活需要经常护理，未满 20 岁的人发放的津贴。

必须具备没有领取官方发给的残疾年金，没有入住福利设施，收入在规定基准以下等条件。

〈必要材料〉残疾儿童福利津贴认定请求书、收入状况报告、汇款委托书、

诊断书及残疾人手册、收入证明书(全体家庭成员)、本人名义的储蓄存折、印章

7. ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の親と児童（満18歳になった日以後の最初の3月31日までの方）が病気やけかで医療機関を受診したとき、窓口で支払う医療費の自己負担額を助成します。

住んでいる市町に住民登録または外国人登録があり、医療保険に加入している方や、所得が基準以下であることなどの条件があります。

〈必要書類〉ひとり親家庭等福祉医療証交付申請書、所得証明書、戸籍謄本、印鑑

8. 児童扶養手当

18歳に達した日以降最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭に支給されます。（児童に一定程度の障害がある場合は、20歳未満）

受給要件など、詳しくは住んでいる市町の役所へ問い合わせてください。

9. 子ども手当

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。
2012年4月以降の継続は未定です。詳しくは、住んでいる市町の役所へ問い合わせてください。

7. 单亲家庭医疗费补助制度

对单亲家庭的父(母)亲和儿童(满18岁的那天后的第一个3月31日为止的人)由于生病及受伤去医院就诊时,在窗口支付的个人负担的医疗费给予补助。

必须具备在所居住的市町办理了住民登录或外国人登录、加入了医疗保险的人、收入在规定基准以下等条件。

〈必要材料〉单亲家庭等福利医疗证交付申请书、收入证明书、
户籍誊本、印章

8. 儿童抚养补助

对抚养儿童的单亲家庭发放的经济补助。发放期限为被抚养的儿童满18岁后的第一个3月31日。(有一定残疾的儿童可放宽至20岁以前)

领取的必要条件等详细情况,请去你所居住的市町的政府机关咨询。

9. 儿童津贴

向抚养尚未中学毕业的儿童的人发放的津贴。但是,2012年4月以后是否继续发放目前还未确定。详细情况,请向所居住的市町的窗口咨询。

ほいくえん 10. 保育園

保護者が仕事や病気などの理由で、日中に家庭で保育ができない0歳から就学前の子どもを保育する児童福祉施設です。

保育園入所の流れ（認可保育所の場合）

入所申込み
入園を希望する市町の役所や保育園で申込書をもらいます。
必要書類・添付書類
保育所入所申込書・家庭状況調査票・日中保育ができないことを証明する書類（就労証明書等）・外国人登録証明書のコピー（両面）・パスポートのコピー・源泉徴収票・確定申告書
入所選考
希望する保育園で欠員がある場合、世帯の状況や、家庭で保育に欠ける事情を考慮して、要件の高い順に入園の選考が行われます。
入所内定
入所内の連絡が保育所からきます。
面談・健康診断
連絡後、入所内容や入所準備用品などの説明があります。入園前の健康診断を受けてください。
入所決定・入所
保育料は、子どもの年齢や世帯の前年の所得状況等により、市町が決定します。 無理なく保育園生活に慣れるために、徐々に時間を長くしていく「ならし保育」があります。

※詳しくは、入所を希望する市町の役所へ問い合わせてください。

□栃木県内の市町の役所一覧（P 329～）参照

10. 保育园

家长由于疾病或工作等原因，白天不能在家照顾0岁至就学前年龄的儿童，为此而建立的托育儿童的福利设施。

保育园的入园(所)程序(如果是认可保育所)

入所申请
向管辖你所选择的那家保育园的市町政府机关或那家保育园领取申请书。
必要材料・附加材料
保育所入所申请书・家庭状况调查票・能证明白天不能照顾孩子的材料（就劳证明书等）・外国人登录证明书的复印件（两面）・护照复印件・源泉征收票・确定申告书
入所选拔
如果你所选择的保育园有名额空缺的话，会根据家庭状况、家庭无法保育的实际情况，按照必要条件的高低顺序来选拔。
入所内定
由保育所通知你入所的内定结果。
面谈・健康诊断
保育所来通知后，会向你说明入所内容和入所准备用品。入园前请接受健康诊断。
入所决定・入所
保育费是，根据儿童的年龄及家庭前一年的收入状况等，由市町来决定。也有为了让孩子自然适应保育园的生活，渐渐延长保育时间的「习惯保育」。

※你所希望入托的保育园(所)详细情况，请向管辖该园(所)的市町政府机关咨询。参照□县内的市町一览（P 330～）

●学童保育（放課後児童クラブ）

保護者が、仕事や病気などのために日中（放課後）、保育のできない、小学校1～3年生を対象に、施設で一時預かりをしてくれる制度です。

1つの学童クラブには、30～50人程度の児童が集まり、指導員が遊びや勉強をみてくれたりします。

小学校入学前の説明会で説明があります。利用は有料です。



●儿童保育（放学后的儿童俱乐部）

家长由于工作或疾病等原因，不能在白天（放学后）照顾小学1～3年级的孩子。为此，以这些1～3年级的小学生为对象，制定了在公共设施内为这些小学生家长代为看管孩子的制度。

一个儿童俱乐部大约招收30～50名儿童，指导员会带领孩子玩耍，指导孩子学习。

学校会在小学入学前的说明会上，向你说明儿童俱乐部的事项。如果加入，需要收费。

11.児童虐待

親や親に代わる養育者が子どもに対する身体的暴力行為や、ことばによる暴力などの行為を、虐待といいます。

(1)虐待のタイプ

- ① 身体的虐待・・・打撲傷、あざ、殴る、蹴るなど
- ② 性的虐待・・・性的行為の強要など
- ③ ネグレクト・・・食事を与えない、不潔、登校させないなど
- ④ 心理的虐待・・・大声でおこる、無視、差別など

(2)虐待が疑われる子どもの気づき方

- ・体の外傷、あざ、火傷
- ・無表情、怯えるような表情
- ・保護者の前で急にそわそわして落ち着きがない行動をとる
- ・からだや衣服が不潔
- ・体重や身長の増加が遅い

(3)虐待が疑われる保護者の気づき方

- ・子どもに関する他者の意見に被害的・攻撃的にになりやすい
- ・子どもがケガをしたり病気になっても医師に見せようとしない
- ・アルコールを飲んで暴れていることが多い
- ・育児についての常識がない、育児の知識が偏っている

虐待を受けたと思われる児童を発見したときは市町の役所または児童相談所等に通告（連絡）する義務があります。

虐待か否かの見極めがつかないときでも、連絡（相談）してください。

□栃木県内の市町の役所一覧（P 329～）、□児童相談所一覧（P 175～）参照

11.儿童虐待

父母或代替父母的抚养人对儿童在身体及语言上实施的暴力行为，称为虐待。

(1)虐待的类型

- ① 身体的虐待・・・碰伤、跌伤、瘀青、殴打、踢等
- ② 性虐待・・・强行要求发生性行为等
- ③ 忽视・・・不提供食物、不清洁、不让去学校等
- ④ 心理虐待・・・大声辱骂、无视、歧视等

(2)发现有受到虐待嫌疑的孩子的方法

- ・身体的外伤、瘀青、烫伤
- ・面无表情、害怕胆怯的表情
- ・突然在家长面前慌张、坐立不安、不能平静
- ・身体或衣服不清洁
- ・体重及身高增长缓慢

(3)发现有虐待孩子嫌疑的家长的方法

- ・对于他人提出的关于教育孩子方法的规劝，有被迫害・易攻击的倾向
- ・孩子即使受伤生病，也不让医生诊查
- ・经常喝酒闹事
- ・没有育儿常识，育儿知识偏颇。

发现有可能受到虐待的儿童时，有义务向市町的政府机关或儿童相谈所报告（联系）。

即使无法辨别是否是虐待，也请联系（咨询）。参照□县内市町一览（P 330～）、□儿童相谈所一览（P 176～）

12. 児童相談所

児童福祉法に基づいて設置されている県の機関です。0～18歳未満の子どもの成長にともなって生じてくる、さまざまなお問い合わせについて相談に応じます。相談内容の秘密は守ります。

機関名	中央児童相談所
TEL	028-665-7830
住所	宇都宮市野沢町4-1
管轄区域	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
機関名	県南児童相談所
TEL	0282-24-6121
住所	栃木市沼和田町17-22
管轄区域	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町
機関名	県北児童相談所
TEL	0287-36-1058
住所	那須塩原市南町7-20
管轄区域	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町

12. 儿童相谈(咨询)所

儿童相谈(咨询)所是根据儿童福利法设置的县的机关。儿童相谈所回答关于伴随着0～未满18岁的孩子的成长发生的各种各样的问题。对咨询的内容保守秘密。

机关名	中央儿童相谈所
电话	028-665-7830
地址	宇都宫市野沢町 4-1
管辖区域	宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市贝町、芳贺町
机关名	县南儿童相谈所
电话	0282-24-6121
地址	栃木市沼和田町 17-22
管辖区域	足利市、栃木市、佐野市、小山市、下野市、壬生町、野木町、岩舟町
机关名	县北儿童相谈所
电话	0287-36-1058
地址	那须盐原市南町 7-20
管辖区域	大田原市、矢板市、那须盐原市、櫻市(SAKURA市)、那须乌山市、盐谷町、高根沢町、那须町、那珂川町

1. 日本の教育制度

日本の教育制度は、小学校は6年、中学校は3年（満6歳～15歳）の9年間が義務教育となっており、高校は3年、大学は4年（短期大学は2年）が一般的です。

学校には、国が設置する国立学校、都道府県・市町村が設置する公立学校、そして学校法人が設置する私立学校があります。

学校は4月からはじまり、翌年の3月で1学年が修了します。

(1) 小学校・中学校

外国籍の子どもは就学の義務はありませんが、日本の小学校や中学校への入学が可能です。入学手続きをする前に、外国人登録を済ませておきましょう。 **外国人登録(P 59～) 参照**

住んでいる市町の役所へ行き、「就学申請書」に必要事項を記入します。その際、外国人登録証明書と印鑑が必要になります。入学する学校は住んでいる住所に基づいて教育委員会が定めます。授業料や教科書代は無料ですが、教材費、給食費、学用品などは自己負担となります。

私立学校へ入学したい場合は、各私立学校に直接申し込んでください。



1. 日本の教育制度

日本教育制度，一般来说是小学6年、初中3年(满6岁～15岁)的9年义务教育，高中3年、大学4年(大专2年)的普通教育。

日本学校有，由国家设立的国立学校、都道府县·市町村设立的公立学校，还有学校法人设立的私立学校。

学校4月开学，至第二年的3月为一个学年。

(1) 小学・初中

外国籍の儿童虽然没有就学的义务，但是可以在日本的小学及中学上学。在办理入学手续前，事先办理好外国人登录手续吧。参照 **外国人登录(P 60～)**

去所居住的市町政府机关，在「就学申请书」上填写必要事项。届时，请务必带好外国人登录证和印章。由教育委员会根据学生的住处来决定去哪所学校就学。

学费和教科书费是免费的，但教科书以外的教材费、伙食费、学习用品等需要个人负担。

如果想去私立学校上学，请去各私立学校直接申请。

(2) 高等学校

高等学校は義務教育ではありませんが、公立学校の授業料は原則として無料です。入学金、教科書代などは自己負担となります。私立高校の場合は、月額9,900円の就学支援金制度があります。保護者の所得により異なることもあります。

高校は、入学試験を受け合格しなければなりません。県立高校の入学試験は3月の上旬、私立高校の入学試験は1月から2月に行われます。県立高校は同一日に行われるため、一つの高校しか受験できません。私立高校の受験日は高校により異なるので、複数受けることができます。事前に担任の先生と十分に話し合って志望校を検討しましょう。また、入学試験を受けるためには、日本の中学校を卒業見込みであること、または外国で9年間の学校教育を修了したことなどが条件となります。

県内には県立64校、私立17校の高等学校があり、学校によって全日制、定時制、通信制があります。普通科と専門学科（工業科、商業科、農業科など）と総合学科が設けられていて、授業内容が異なります。



(2) 高中(高等学校)

高等学校虽然不属于义务教育，但公立学校的学费原则上是免费的。入学费、教科书费等由个人负担。如果就读私立高中，每月可以得到9,900日元补助，这项制度称为就学支援金制度。根据监护人的收入不同会有所差别。

高中，必须通过入学考试。县立高中的入学考试是3月上旬，私立高中的入学考试在1月至2月举行。由于县立高中的入学考试都是在同一日举行，所以只能报考一个县立高中。不同的私立高中，入学考试日期也不同，所以可以报考多个学校。事先和班主任老师多商量，研讨希望报考的学校吧。此外，要接受入学考试，必须是将要在日本的中学毕业，或者具备在国外接受了9年学校教育等条件。

县内有64所县立高中，17所私立高中，根据学校的不同有全日制、定期制、函授制3种类型。并且设有普通科和专门学科（工业科、商业科、农业科等）和综合学科，教学内容也有所差别。

2. 幼稚園

幼稚園は満3歳から小学校就学前の幼児を対象とした教育機関であります。日本では多くの子どもが幼稚園に行きますが、義務教育ではありません。

※両親が仕事や病気のため0歳～就学前までの子どもを保育できない場合は、保育園（P169～）を参照してください。

(1) 入園手続き

4月からの入園は前年9月1日から募集を始めます。入園の申し込みは、公立幼稚園は住んでいる市町の役所に、私立幼稚園は各幼稚園に問い合わせてください。

(2) 保育料

幼稚園によって違いますが、一般的には保育料と諸経費で約2～3万円程度です。保護者の所得に応じて就園奨励費補助金が交付されます。私立幼稚園に同時に2人以上在園する場合、または幼児が私立幼稚園に在園し、上の児童が保育所等に入所している場合には、保育料の保護者負担が2人目の児童については1人目の2分の1に、3人目以降の児童については、10分の1に軽減されます。詳しくは住んでいる市町の役所へ問い合わせてください。

(3) 保育時間・休日

通常、10:00～14:00までですが、引き続き時間を延長して子どもを預かる「預かり保育」を行っている幼稚園もあります。休みは土曜日・日曜日・祝日のほか、春休み・夏休み・冬休みがあります。

2. 幼儿园

幼儿园是以满3岁至小学入学前的儿童为对象而设立的教育机关。在日本虽然大多数孩子都上幼儿园，但幼儿园不属于义务教育。

※如果父母由于工作及疾病不能照顾0岁～入学前的儿童，请参照保育园（P170～）。

(1) 入园手续

如果4月份入园，前一年的9月1日开始招生。入园申请，公立幼儿园在所居住的市町政府机关办理，私立幼儿园的入园申请，请向各个幼儿园查询。

(2) 保育费

虽然每个幼儿园的保育费会有所差别，但一般情况下保育费和各种经费加算起来大约需要2～3万日元左右。根据监护人的收入发放就园奖励费补助金。如果一个家庭同时有2名以上儿童在园，或者年龄小的孩子在私立幼儿园，年龄大的孩子在保育所入所的话，监护人负担的保育费会减少，第二个孩子的保育费是第一个孩子的一半，第三个以后的孩子的保育费会减少到十分之一。详细情况请向所居住的市町的政府机关咨询。

(3) 保育时间・休息日

虽然通常的保育时间是10:00～14:00，但是有的幼儿园还实行延长保育时间的「晚托班」。

休息日除了星期六・星期日・节假日以外，还有春假・暑假・寒假。

(4) 入園準備

入園が許可されると、入園料、その他の納入金を支払います。幼稚園で使用するものは次のようなものがあり、入園手続き時に説明があります。幼稚園で指定されているものや、手作りで用意するものがありますので入園する幼稚園にあわせて準備をしましょう。

●入園グッズ（例）

□ 通園靴

□ うわばき（うわばき入れ）

□ 着替え袋

□ スモック

□ コップ（コップ入れ）

□ 齒ブラシ

□ 制服

□ 体操服

□ 帽子

□ 手さげ袋

□ かさ

□ レインコート



(4) 入园准备

如果入园得到许可，就要支付入园费、其它缴纳金。去幼儿园要准备以下物品，在办理入园手续时幼儿园会向你说明。因为有的是幼儿园规定的，有的要求亲手制作，所以根据幼儿园的要求来准备吧。

●入园物品（例）

□ 去幼儿园穿的鞋

□ 室内穿的鞋(放鞋的袋子)

□ 替换衣服袋

□ 罩衫

□ 杯子(放杯子的袋子)

□ 牙刷

□ 制服

□ 体操服

□ 帽子

□ 手提袋

□ 雨伞

□ 雨衣

3. 小学校・中学校・高等学校の行事

学校では授業以外に、さまざまな行事や活動があります。学校から事前に行事のお知らせが届きます。学校の行事には積極的に参加しましょう。

(1) 授業参観

あらかじめ、指定された授業参観日には、保護者は学校に行き、子どもが授業を受けている様子を見ることができます。その後、保護者会(学級懇談会)が開かれます。先生と保護者間の情報の交換や交流をする場なので参加しましょう。

(2) クラブ・部活動

小学校からクラブ活動があり、中学校、高等学校では「運動系(体育系)」と「文化系」に区分された「部活動」があります。自分が興味をもっていることや、特技を生かす部活動に入りましょう。教師(顧問)の指導の下、放課後や休日に活動します。クラブメイトとは違う仲間ができます。

(3) 修学旅行

社会的な見聞を広めるため、教育的学校行事の一環として、教職員の引率により児童・生徒が主に最終学年において、泊りかけの旅行に行きます。中学校や高等学校では2年時に行われることもあります。



3. 小学・初中・高中的活动

在学校除了上课以外，还有各种各样的活动。学校会事先寄来活动的通知。积极参加学校的各种活动吧。

(1) 上课参观

家长在事先指定的上课参观日，可以去学校看到孩子们上课的样子。然后召开家长会(学级恳谈会)。在这里，老师和家长之间交换及交流信息，所以请积极参加吧。

(2) 俱乐部・业余爱好活动(部活动)

从小学开始就有俱乐部活动，在初中、高中，有被区分为「运动部(体育部)」和「文化部」的「部活动」。加入自己感兴趣的，或能发挥特长的部活动吧。在老师(顾问)的指导下，放学后及休息日活动。在「部活动」里可以交到同班同学以外的朋友。

(3) 修学旅行

为了让学生增长社会见识，也作为学校教育活动的一个环节，由教职员率领儿童·学生在最后一个学年，去短期住宿旅行。初中及高中有时也会在2年级时举办。

4. 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることにより、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的とした日本の学校です。栃木県には、県立の特別支援学校が14校あります。

(1) 小学部・中学部への入学を希望する場合

住んでいる市町の教育委員会に相談します。その後、入学が適切であるか判断され、入学する学校や期日について教育委員会から通知が届きます。入学を希望する場合は、該当する特別支援学校の体験学習や教育相談を必ず受けましょう。

(2) 幼稚部・高等部への入学を希望する場合

幼稚部・高等部には入学者選抜があります。幼稚部は直接希望する特別支援学校へ、高等部は在籍している中学校を通じて希望する特別支援学校へ問い合わせてください。

(3) 就学奨励費

特別支援学校の児童生徒の保護者等に対して、教科書用図書の購入費、学校給食費、交通費等が、家庭の収入に応じて支給されます。

(4) 相談窓口

栃木県総合教育センター教育相談部
TEL028-665-7210

4. 特別支援学校

是以幼儿园、小学、初中、高中的教育为标准，让视觉障碍者、听觉障碍者、智力障碍者、肢体伤残者或者病弱者(包括身体虚弱者)能接受与此同等的教育，克服学习或生活上的困难，谋求自立为目的的日本的学校。在栃木县，有14所县立特别支援学校。

(1) 如果想入学小学部・初中部

去所居住的市町的教育委员会咨询。然后，教育委员会会判断能否入学，并把关于入学的学校及日期的通知寄给你。如果想入学，请务必去符合自己条件的特别支援学校体验、学习，并接受教育咨询吧。

(2) 如果想入学幼儿园部・高中部

入学幼儿园部・高中部需要经过选拔。幼儿部请直接咨询你想要入学的特别支援学校，高中部请通过现在就读的初中向你想要入学的特别支援学校咨询。

(3) 就学奖励费

根据家庭收入，向就读于特别支援学校的儿童学生的监护人，发放教科图书的购入费、学校伙食费、交通费等费用。

(4) 咨询窗口

栃木县综合教育中心教育咨询部

电话 028-665-7210

5. 編入学

(1) 小学校・中学校

住んでいる市町の住民登録を済ませて教育委員会へ行き、小学校、中学校への編入希望を申し出ると、学校が指定され入学通知書が発行されます。原則として、子どもの年齢相当の学年に編入されます。その後、保護者は、子どもと一緒に入学する学校へ行きます。母国で受領した学校関係の書類（在籍証明書や成績証明書など）があればそれらも持参します。

(2) 高等学校

高校に編入するためには試験を受けなくてはなりません。出願書類として、入学志願書のほか、高校の単位修得証明書、成績証明書が必要です。高校編入を希望する場合は、希望する学校に直接問い合わせてください。



5. 插班(中途入学手続)

(1) 小学、初中

在所居住の市町政府机关办理好住民登录后,去教育委员会提出小学、初中插班申请,学校会发给你指定的入学通知书。原则上是插班到与儿童年龄相应的学年。然后,家长和儿童一起去入学的学校。如果有从本国的学校得到的相关材料(在籍证明书或成绩证明书等)的话,请把这些材料带去学校。

(2) 高中

要插班就读高中必须通过考试。作为申报志愿的材料,除了入学志愿书以外,还需要高中的学分取得证明书、成绩证明书。如果想插班高中的话,请直接向你所希望的学校咨询。

6. 日本語教育

日本語を勉強するには、日本語教育機関である「日本語学校」と市町や、国際交流協会、民間団体やボランティア団体などが運営をする「日本語教室」の2種類があります。□日本語学校一覧 (P 193～)、□日本語教室一覧 (P 195～) 参照

(1) 日本語学校

学生として日本語を勉強するところです。財団法人日本語教育振興協会に認定された日本語学校に入学をすると、日本語を学ぶための在留資格を取得できます。入学申し込みをすると、日本語学校の職員が代理で在留資格認定証明書を申請します。□在留資格 (P 35～)、入管法の改正 (P 43～) 参照

●財団法人 日本語教育振興協会

<http://www.nisshinkyo.org/>

6. 日语教育

学习日语，有日语教育机关的「日语学校」和市町及国际交流协会、民间团体和志愿者团体等运营的「日语教室」两种场所。参照□日语学校一览 (P 194～)、□日语教室一览 (P 196～)

(1) 日语学校

日语学校是作为学生学习日语的场所。如果进入由财团法人日本语教育振兴协会认定的日语学校学习，就能取得学习日语的居留资格。如果申请入学，日语学校的职员会为你代理申请居留资格认定证明书。参照□居留资格 (P 36～)、入管法的改正 (P 44～)

●财团法人 日语教育振兴协会

<http://www.nisshinkyo.org/>

にほんごがっこういちらん
日本語学校一覧

学校名・住所	TEL
アティスインターナショナルアカデミー 宇都宮市一条3-1-6 アティスピル	028-610-7601
宇都宮日本語学院 宇都宮市元今泉3-8-5	028-610-5821
中央文教学院 宇都宮市今泉4-12-9篠崎ビル	028-624-1042
国際情報ビジネス専門学校 宇都宮市大通り1-2-5	028-622-8110
セントメリー日本語学院 宇都宮市大通り4-2-10	028-627-9211
国際テクニカルデザイン・自動車専門学校 小山市三峯1-10-21	0285-28-0777
ティビイシィ日本語学校 小山市神山2-8-18	0285-37-7837
専門学校足利コミュニティーカレッジ 足利市家富町2330	0284-41-6131
東日本国際アカデミー 足利市福居町412-2	0284-64-8752
好学院 栃木市大町1-15	0282-22-5550

日语学校一览

学校名・地址	电话
Atys 国际学院 宇都宮市一条 3-1-6 Atys 大厦	028-610-7601
宇都宮日本语学院 宇都宫市元今泉 3-8-5	028-610-5821
中央文教学院 宇都宮市今泉 4-12-9 篠崎大厦	028-624-1042
国际信息商业专门学校 宇都宫市大道 1-2-5	028-622-8110
ST. MARY 日本语学院 宇都宫市大道 4-2-10	028-627-9211
国际技术设计·汽车专门学校 小山市三峯 1-10-21	0285-28-0777
TBC 日本语学校 小山市神山 2-8-18	0285-37-7837
专门学校足利社区学院 足利市家富町 2330	0284-41-6131
东日本国际学院 足利市福居町 412-2	0284-64-8752
好学院 栃木市大町 1-15	0282-22-5550

(2) 日本語教室

日本語教室は、市町や国際交流協会、民間団体、ボランティア団体が行っています。各団体によって、開催日時、期間、定員など異なりますので、詳しくは各団体へ問い合わせてください。
 栃木県内の国際交流協会一覧 (P 325～)、 栃木県内の市町の役所一覧 (P 329～) 参照

日本語教室一覧

団体名	場所
NPO 法人宇都宮市国際交流協会 (外国人のための日本語教室)	宇都宮市国際交流プラザ 宇都宮市馬場通り4-1-1
TEL028-616-1870	宇都宮市北生涯学習センター 宇都宮市若草3-12-25
一歩一歩日本語会話	宇都宮市総合福祉センター 宇都宮市中央1-1-15
TEL028-637-7394	宇都宮市東生涯学習センター 宇都宮市元今泉5-9-7
FJC (日本語友の会)	どちぎ国際交流センター 宇都宮市本町9-14
TEL028-635-9595	宇都宮市国際交流プラザ 宇都宮市馬場通り4-1-1
	市民活動サポートセンター 宇都宮市中今泉3-5-1
	中央生涯学習センター 宇都宮市中央1-1-13

(2) 日语教室

日语教室，是由市町及国际交流协会、民间团体、志愿者团体举办的。由于各个团体的举办时间、日期、开设时间长短、招生人数不同，详细情况请向各团体咨询。参照 栃木县内国际交流协会一览 (P 326～)、 栃木县内的市町政府机关一览 (P 330～)

日语教室一覧

团 体 名	场 所
NPO 法人宇都宮市国際交流协会 (针对外国人的日语教室)	宇都宮市国际交流广场 宇都宮市马场大道 4-1-1
电话 028-616-1870	宇都宮市北生涯中心 宇都宮市若草 3-12-25
一步一步日本语会话	宇都宮市综合福祉中心 宇都宮市中央 1-1-15
电话 028-637-7394	宇都宮市东生涯学习中心 宇都宮市元今泉 5-9-7
FJC (日本语之友)	栃木国际交流中心 宇都宮市本町 9-14
电话 028-635-9595	宇都宮市国际交流广场 宇都宮市马场大道 4-1-1
	市民活动支持中心 宇都宮市中今泉 3-5-1
	中央生涯学习中心 宇都宮市中央 1-1-13

団体名	場所
「ひまわり・親子で日本語」ネットワーク会 TEL028-625-0050	こくさいこうりゅう とちぎ国際交流センター うつのみやしほんちょう 宇都宮市本町9-14 その他
きよはらちくこくさいこうりゅうかい 清原地区国際交流会 (日本語会話教室) TEL028-667-1014	きよはらちくし民 清原地区市民センター うつのみやしきよはらこうぎょうだんち 宇都宮市清原工業団地15-4
とちぎけんにっちゅうゆうこうきょうかい 栃木県日中友好協会 (中国人のための 日本語トレーニング) TEL028-625-5588	とちぎけんにっちゅうゆうこうきょうかい 栃木県日中友好協会 うつのみやしほんちょう 宇都宮市本町12-11
あしかがしこくさいこうりゅうこうきょうかい 足利市国際交流協会 日本語わいわい 日本語こんばんは 日本語教室なかよし 日本語わくわく 日本語ようこそ TEL0284-43-2412	あしかがしみん 足利市民プラザ あしかがしあさくらちょう 足利市朝倉町264
とちぎしこくさいこうりゅうきょうかい 栃木市国際交流協会 (とちぎごらく会) TEL0282-25-3792	あしかがしおうかいがくしゅう 足利市生涯学習センター あしかがしあいおいちょう 足利市相生町1-1
おおひらそうごうしょじんけんすいしんか 大平総合支所 人権推進課 (栃木市大平隣保館日本語講座) TEL0282-43-6611	とちぎだい ちく 栃木第5地区 コミュニティーセンター とちぎしはこのもりまち 栃木市箱森町31-36
	きんろうしゃそうこうふくし 勤労者総合福祉センター とちぎいいまいまいすまち 栃木市今泉町1-2-7
	とちぎしおおひらりんほかん 栃木市大平隣保館 とちぎしおおひらまちあらい 栃木市大平町新1305-3

团体名	场 所
「向日葵・亲子日语教室」 网点 电话 028-625-0050	栃木国际交流中心 宇都宫市本町 9-14 其他
清原地区国际交流会 (日语会话教室) 电话 028-667-1014	清原地区市民中心 宇都宫市清原工业团地 15-4
栃木县日中友好协会 (针对中国人的日语训练) 电话 028-625-5588	栃木县日中友好协会 宇都宫市本町 12-11
足利市国际交流协会 热热闹闹学日语 晚上好，日语 日语教室好朋友 怦然心动学日语 日语教室欢迎您 电话 0284-43-2412	足利市市民广场 足利市朝仓町 264
	足利市生涯学习中心 足利相生町 1-1
栃木市国际交流协会 (栃木音乐会) 电话 0282-25-3792	栃木第5地区社区中心 栃木市箱森町 31-36
	劳动者综合福祉中心 栃木市今泉町 1-2-7
大平综合支所人权推进课 (栃木市大平邻保馆日语讲座) 电话 0282-43-6611	栃木市大平邻保馆 栃木市大平町新 1305-3

団体名	場所
佐野市国際交流協会 (外国人のための日本語講座) TEL0283-24-4447	いぬぶしちくこうみんかん 犬伏地区公民館 さのしこうじゆうきょううかい 佐野市犬伏下町1798 しみんかつどう 市民活動センター さのしおあはしちょう 佐野市大橋町3211-5 こくさいこうりゅうきょううかいじむしょ 国際交流協会事務所(会議室) さのしおあはしちょう 佐野市大橋町2183
鹿沼市国際交流協会 (日本語教室) TEL0289-63-2264	かぬましきょうしつ 鹿沼市民情報センター かぬましぶんかしちょう 鹿沼市文化橋町1982-18
グローバル・グループ (グローバル・カフェ) (グローバルのにほんご) TEL0289-76-3393	グローバルハウス かぬましみどりちょう 鹿沼市緑町2-2-18 しきさいわいいちょうきょうしつない くもん式 幸町 教室内
にほんごFC (日本語教室) あおき 090-6548-2766 (青木) 080-3557-2820 (柿沼)	きよす 清州コミュニティセンター かぬましふかほど 鹿沼市深程116-1 とうふだい 東部台コミュニティセンター かぬましみどりちょう 鹿沼市緑町1-3-36
にっこうしこうさいこうりゅうきょううかい 日光市国際交流協会 (日光市日本語教室) TEL0288-21-5196	しみんかつどうしえん 市民活動支援センター にっこうしいまいち 日光市今市304-3
おやましこうさいこうりゅうきょううかい 小山市国際交流協会 (マンディーサークル) TEL0285-45-4526 (山中) (とびらの会) あおき TEL0285-23-1282 (青木)	おやましきんろうせいしきょうねん 小山市勤労青少年ホーム おやましこうさいこうみんかん 小山市中央公民館 おやましきょうしきょう 小山市中央町1-1-1

団体名	場所
佐野市国際交流協会 (針對外国人的日语讲座)	犬伏地区公民館 佐野市犬伏下町 1798
鹿沼市国际交流协会 (日语教室)	市民活动中心 佐野市大桥町 3211-5
电话 0283-24-4447	国际交流协会事务所(会议室) 佐野市大桥町 2183
鹿沼市国际交流协会 (日语教室)	鹿沼市民信息中心 鹿沼市文化桥町 1982-18
Global · Group (Global · Café) (Global 日语)	Global House 鹿沼市绿町 2-2-18 公文 (KUMON) 式幸町教室内
日语 FC (日语教室)	清州社区中心 鹿沼市深程 116-1
090-6548-2766 (青木)	东部台社区中心 鹿沼市绿町 1-3-36
080-3557-2820 (柿沼)	日光市国际交流协会 (日光市日语教室)
电话 0288-21-5196	市民活动支援中心 日光市今市 304-3
小山市国际交流协会 (Monday Circle)	小山市勤劳青少年之家 小山市犬塚 3-1-2
电话 0285-45-4526 (山中) (TOBIRA 之会)	小山市中央公民館 小山市中央町 1-1-1
电话 0285-23-1282 (青木)	

団体名	場所
あやまこくさいこうりゅうかい 小山国際交流会おいふあ TEL0285-25-6510 080-5091-4114	おやましちゅうおうこうみんかん ししゃしつ 小山市中央公民館（試写室） おやましちゅうおうちょう 小山市中央町1-1-1
もあかしこくさいこうりゅうきょうかい 真岡市国際交流協会 TEL0285-83-8719	もあかしこうみんかん 真岡市公民館 もあかしらしまち 真岡市荒町1201
ああたわらこくさいこうりゅうかい 大田原国際交流会 TEL0287-22-5353	おあたわらし 大田原市ボランティアセンター かん ユーライ館 おあたわらしづみよしちょう 大田原市住吉町1-7-1
なすしおはらしこくさいこうりゅうきょうかい 那須塩原市国際交流協会 TEL0287-62-7151	いきいきふれあいセンター なすしおばらしさくらちょう 那須塩原市桜町1-5
みしまこうみんかん 三島公民館 TEL0287-36-8531	ひがしなすのこうみんかん 東那須野公民館 なすしおはらしひがしこや 那須塩原市東小屋474-11
こくさい さくら国際フレンドシップクラブ TEL028-682-7759	みしまこうみんかん 三島公民館 なすしおばらしひがしみしま 那須塩原市東三島6-337
しもつけしこくさいこうりゅうきょうかい 下野市国際交流協会 にほんごきょうしつ (日本語教室) TEL0285-40-5555	いじばらしこうみんかん 石橋公民館 しもつけしいしばし 下野市石橋416
みぶまちしょうがいがくしゅうかん 壬生町生涯学習館 TEL0282-82-8384	グリーンタウンコミュニティセンター しもつけしみどり 下野市緑3-5-4
	みぶまちしょうがいがくしゅうかん 壬生町生涯学習館 みぶまちおちあい 壬生町落合3-5-3

団体名	場所
小山国際交流会 0IFA 电话 0285-25-6510 080-5091-4114	小山市中央公民館（试映室） 小山市中央町 1-1-1
真岡市国際交流协会 电话 0285-83-8719	真岡市公民馆 真岡市荒町 1201
大田原国際交流协会 电话 0287-22-5353	大田原市志愿者中心友爱馆 大田原市住吉町 1-7-1
那须盐原市国际交流协会 电话 0287-62-7151	活力洋溢交流中心 那须盐原市樱町 1-5
三岛公民馆 电话 0287-36-8531	东那须野公民馆 那须盐原市东小屋 474-11
櫻 (SAKURA) 国际友谊俱乐部 电话 028-682-7759	櫻 (SAKURA) 市氏家公民馆 櫻 (SAKURA) 市樱野 1322-8
下野市国際交流协会 (日语教室) 电话 0285-40-5555	石桥公民馆 下野市石桥 416
壬生町生涯学习馆 电话 0282-82-8384	绿色城镇地方自治体中心 下野市绿 3-5-4
	壬生町生涯学习馆 壬生町落合 3-5-3

団体名	場所
のぎまちこくさいこうりゅうきょうかい 野木町国際交流協会 （日本語教室） TEL0280-57-4188	のぎまちこうみんかん 野木町公民館 のぎまちまるばやし 野木町丸林571
たかねざわまちこくさいこうりゅうきょうかい 高根沢町国際交流協会 TEL028-675-3175	ほうしゃくじ 宝積寺タウンセンター たかねざわまちこうようだい 高根沢町光陽台3-10-1

(2010年4月1日現在)

(3) 子ども向け日本語教育

らいにち 来日して間もない児童生徒を対象に学校生活で使用する日本語
 かいかわ ようか じどうせいと たいしょう がっこうせいかつ しょう にほんご
 の会話、読み書き、小学校・中学校生活の決まりなどを学習する
 きょうしつ つうねん ひら しゅうがっこう ちゅうがっこうせいかつ ま がくしゅう
 教室を通年で開いています。詳しくは住んでいる市町の教育委員
 かいどあ かい くわくす しちょう きょういくいん
 会へ問い合わせてください。

団体名	場所
野木町国際交流協会 (日语教室) 电话 0280-57-4188	野木町公民館 野木町丸林 571
高根沢町国際交流協会 电话 028-675-3175	宝積寺 TOWN 中心 高根沢町光阳台 3-10-1

(截至 2010 年 4 月 1 日)

(3) 针对儿童的日语教育

以刚来日本不久的儿童学生为对象，教授在学校使用的日语会话、读写、小学·中学的学校规定等，教室全年开放。详细情况请向所居住的市町的教育委员会咨询。

7. 奨学金

進学したいけれど経済的な理由で困難な人のために奨学金制度があります。

日本で最も利用者が多い奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）が運営しているものです。その他、都道府県や市町単位で実施しているところや、民間団体や、学校独自で奨学金制度を設けているところもあります。

奨学金は貸与期間が終わったら返す必要があります。何年かけて分割で返済するのが一般的です。

さまざまな制度がありますので、自分にあったものを見つめよう。

詳しくは、財団法人栃木県育英会事務局に問い合わせてください。

●財団法人栃木県育英会

TEL 028-623-3459

宇都宮市塙田 1-1-20

7. 奖学金(助学贷款)

有针对由于经济上的原因造成升学困难的人而制订的奖学金制度。

在日本被最多利用的奖学金制度，是由独立行政法人 日本学生支援机构(旧日本育英会)运营的奖学金。其他，还有由都道府县及市町实施的奖学金制度，由民间团体、或学校独自设立的奖学金制度。

奖学金在借贷期限结束后必须偿还。一般是在几年内分期付款偿还。

因为有各种各样的奖学金制度，寻找最适合自己的那一种吧。

详细情况，请向财团法人栃木县育英会事务局咨询。

●财团法人栃木县育英会

电话 028-623-3459

宇都宫市塙田 1-1-20

1. 医療機関の区分

医科大学附属の病院を「大学病院」、内科や外科など複数の診療科目がある病院を「総合病院」、また、入院ベッド数が20以上あるものを「病院」、ベッド数19以下またはない場合は「診療所」（「医院」、「クリニック」とも呼ばれます）と言います。原則としてどの医療機関も同一料金で受診できます。

風邪などあまり重症でない病気であれば、近くの医院等で十分対応してくれます。担当の医師が重症であると判断した場合は、より設備のある適切な病院を紹介されます（紹介状を発行してくれます）。大きな病院や人気のあるクリニックは、数時間待つこともあります。大学病院などでは、医師の紹介状がないと受け付けなかったり、別料金を取るところもあります。

2. 診察を受ける流れ

- ①（窓口）受付で健康保険証を提示し「初診です」と言って、症状を簡単に伝えます。
- ②（問診票）問診票に、現在の病気や既往症、アレルギーなどを記入します。問診票（P209～）参照
- ③（診察）名前を呼ばれたら診察室に入り、診察を受けます。
- ④（会計）医療費を現金で払います。保険証があれば医療費の30%、なければ全額となります。
健康保険と年金（P229～）参照

1. 医疗机关的区分

医科大学附属的医院叫作「大学病院」，有内科及外科等多个诊疗科目的医院叫作「综合病院」，此外，住院床位在 20 个以上的叫作「病院」，如果床位数在 19 个以下或没有的叫作「诊疗所」（也称作「医院」、「诊所」）。原则上所有的医疗机关都统一收费。

如果是感冒等不太严重的疾病，在附近的诊疗所等就可以充分应对。如果负责你的医生判断是重病的话，会介绍你去设备更好的合适的医院治疗。（会为你开介绍信。）

大医院及有人气的诊所，有时会等上几个小时。在大学病院等地方，如果没有医生的介绍信就有可能不让挂号，或被要求另外收取费用。

2. 就诊流程

- ①（窗口）在挂号处出示健康保险证，说明是“初诊”，并简单说明一下症状。
- ②（病情调查表）在病情调查表（问诊票）上填写现在的疾病症状及既往病史、过敏史等。参照病情调查表（问诊票）（P 210～）
- ③（诊察）当被叫到名字后，进入诊察室，接受诊察。
- ④（付款）现金支付医疗费。如果有保险证则支付医疗费的 30%，如果没有保险证则需要全额支付。
参照健康保险和养老金保险（P 230～）



* 領収書の再発行はしないので、きちんと保管しましょう。
 * 会計窓口では、「医療費の領収書」と「処方箋」(薬が出る場合のみ)を渡されます。

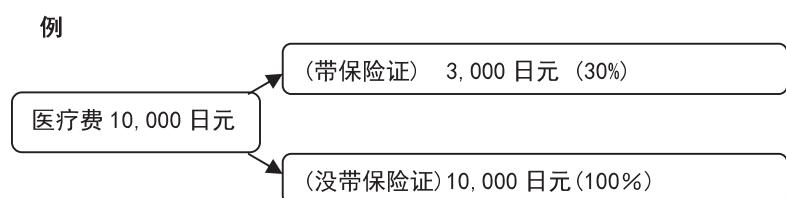
- ⑤ (薬) 薬のもらい方 (主に3パターンです)
- I 会計窓口で薬をもらう。(小さな医院など)。
 - II 会計窓口とは別の薬の受取り窓口に処方箋を提出し、薬をもらう。
 - III 医療機関の近くにある薬局などに行って処方箋を提出し、薬代を支払い、薬をもらう。(これを「院外処方」と言います。)
- * 院外処方で初めて行った薬局では、患者のアレルギーや別の薬を飲んでいるなどを把握するため、薬局の問診票の記入を求められることがあります。

3. 問診票

診療科によって異なりますが、どんな症状か、いつから痛いのか、アレルギー、今までにかかった病気、手術を受けたことがあるかなどの質問項目があります。

下記サイトを活用し、医療機関に持参すると役立つでしょう。

- 「多言語問診票」
<http://www.k-i-a.or.jp/medical/>
- 「メディカルハンドブック」
<http://www.ia-ibaraki.or.jp/kokusai/paper/medical/index.html>



* 因为收据不能再发行，所以请妥善保管吧。
 * 在收费窗口，你会拿到「医疗费收据」和「处方」（只限于开药时）

- ⑤ (药) 拿药的方法 (主要有3种形式)
- I 在收费窗口取药。(小诊所等)。
 - II 不是在收费窗口而是在取药窗口提交药方，取药。
 - III 在医疗机构附近的药房提交处方，支付药费，取药。
 (这叫作「院外处方」。)

* 去第一次去的药房接受院外处方，药房为了掌握患者是否有过敏史及是否在服用其他药物等信息，会要求患者填写药房的病情调查表(问诊票)。

3. 病情调查表(问诊票)

虽然根据诊疗科的不同会有所差别，但大致有，什么样的症状、何时开始疼痛、过敏史、至今为止得过的疾病、是否动过手术等提问项目。
 有效利用以下网站，下载后带去医疗机构也许会对你有所帮助吧。

- 「多种语言问诊票 (病情调查表)」
<http://www.k-i-a.or.jp/medical/>
- 「医疗手册」
<http://www.ia-ibaraki.or.jp/kokusai/paper/medical/index.html>

やかんきゅうじつしんりょうじょ 4. 夜間休日診療所

やかん きゅうじつ きゅうかん たいあう いりょうきかん けんない し しょ
夜間や休日の急患に対応する医療機関が県内12市に19か所あります。
じせん でんわれんらく うえ い ほけんしょう わす も い
事前に電話連絡の上、行ってください。保険証を忘れずに持って行き

ましよう。

きんきゅう じゅうしおう ばあい ばん でんわ きゅうきゅうしゃ よ
緊急かつ重症の場合は、119番に電話して救急車を呼びます。
きんきゅうでんわ かた さんしょう
緊急電話のかけ方（P 7～）参照

4. 夜间假日诊疗所

县内12个市19个地区设有应对夜间及节假日急诊患者的医疗机关。

去之前，请电话联系。去时不要忘了带上保险证。

紧急且是重症患者的情况下，可以打119叫救护车。

参照拨打紧急电话的方法（P 8～）

けんない きゅうじつやかんしんりょうじょいちらん
県内の休日夜間診療所一覧

市町	医療機関	診療科	受付時間
やいたし 矢板市	きゅうじつやかん しんりょうしつ 休日夜間こども診療室 やいたしおみた こくさいいりょう 矢板市富田77国際医療 ふくしだいがくしおひょういんない 福祉大学塩谷病院内 TEL 0287-44-1155	な い か 内科、 し ょ う に か 小兒科	きゅうじつ 休 日 18:30~21:00
さくら市	きゅうじつやかん しんりょうしつ 休日夜間こども診療室（くろす） さくら市氏家2650黒須病院内 TEL 028-682-8811	し ょ う に か 小兒科	きゅうじつ 休 日 18:30~21:30
うつのみやし 宇都宮市	うつのみやしやかんきゅうじつきゅうきゅう 宇都宮市夜間休日救急 しんりょうじょ 診療所 うつのみやしたけばやしまち 宇都宮市竹林町968 TEL 028-625-2211	な い か 内科、 し ょ う に か 小兒科	へいじつ 平日19:00~翌7:00 休 日 9:00~17:00 19:30~翌7:00
		し か 歯科	へいじつ 平日19:30~24:00 きゅうじつ 休 日 9:00~17:00 19:30~24:00
	とちぎけんがんかい 栃木県眼科医会 うつのみやなかとまつり 宇都宮市中戸祭1-10-37 こくりつよういんきこどちぎひょういんない 国立病院機構栃木病院内 TEL 028-622-5241	がんか 眼科	きゅうじつ 休 日 10:00~16:00
あしかがし 足利市	あしかがしきゅうじつきゅうきゅうしんりょうじょ 足利市休日救急診療所 あしかがししたいょうちうよう 足利市大正町863-7 あしかがしほけん ない 足利市保健センター内 TEL 0284-44-0816	な い か 内科、 し ょ う に か 小兒科	きゅうじつ 休 日 10:00~16:00
		し ょ う に か 小兒科	へいじつ きゅうじつ 平日、休 日 19:00~22:00

県内夜间节假日诊疗所一览

市町	医疗机关	诊疗科	受理时间
矢板市	休日（节假日）夜间儿童诊疗室 矢板市富田 77 国际医疗福祉大学盐谷病院内 电话 0287-44-1155	内科、 小儿科	节假日 18:30~21:00
櫻市 (SAKURA市)	休日夜间儿童诊疗室（KUROSU） 櫻(SAKURA)市氏家 2650 黑须病院内 电话 028-682-8811	小儿科	节假日 18:30~21:30
宇都宫市	宇都宫市夜间休日救急诊 疗所 宇都宫市竹林町 968 电话 028-625-2211	内科、 小儿科	平日 19:00~次日 7:00 节假日 9:00~17:00, 19:30~次日 7:00
		齿科	平日 19:30~24:00 节假日 9:00~17:00, 19:30~24:00
	栃木县眼科医会 宇都宫市中户祭 1-10-37 国立病院机构栃木病院内 电话 028-622-5241	眼科	节假日 10:00~16:00
足利市	足利市休日救急诊疗所 足利市大正町 863-7 足利市保健中心内 电话 0284-44-0816	内科、 小儿科	节假日 10:00~16:00
		小儿科	平日、节假日 19:00~22:00

じちょう 市町	いりょうきかん 医療機関	しんりょうか 診療科	うけつけじかん 受付時間
あしかがし 足利市	あしかがしきゅうじつきゅうきゅうしきしりょうじよ 足利市休日救急歯科診療所 あしかがしいしょうちょう 足利市大正町863 あしかがしほうん 足利市保健センター1階 TEL 0284-44-0815	し か 歯科	きゅうじつ 休 日 10:00~13:00
とちぎし 栃木市	きゅうかん 急救センター とうきしきゅういちらう 栃木市境町27-15 TEL 0282-22-8699	ないか 内科	へいじつ 平日19:00~22:00 きゅうじつ 休 日 9:00~21:00
		げ か 外科	きゅうじつ 休 日 9:00~21:00
	しょうにきゅうきゅうしんりょう 小児救急診療 とうきしきだいちょう 栃木市大町39-5 きびょういんない とちの木病院内 TEL 0282-22-7722	し ょ う に か 小兒科	きゅうじつ 休 日 19:00~21:00
さのし 佐野市	きゅうじつかんきんきゅうしんりょうじよ 休日夜間緊急診療所 さのしらえかみちょう 佐野市植上町1677 TEL 0283-24-3337	ないか 内科 し ょ う に か 小兒科	へいじつ 平日19:30~22:30 きゅうじつ 休 日 9:00~12:00 13:30~16:30 19:30~22:30
		げ か 外科	きゅうじつ 休 日 9:00~12:00 13:30~16:30 19:30~22:30
	さのきゅうじつかんりょうじよ 佐野休日歯科診療所 さのしあほしちょう 佐野市大橋町2182 TEL 0283-24-7575	し か 歯科	きゅうじつ 休 日 9:00~11:30

市町	医疗机关	诊疗科	受理时间
足利市	足利市休日救急歯科诊所 足利市大正町863-7 足利市 保健中心内 电话 0284-44-0815	齿科	节假日 10:00~13:00
栃木市	急诊中心 栃木市境町 27-15 电话 0282-22-8699	内科	平日 19:00~22:00 节假日 9:00~21:00
		外科	节假日 9:00~21:00
	小儿救急诊疗 栃木市大町 39-5 TOTINO 木 病院内 电话 0282-22-7722	小儿科	节假日 19:00~21:00
佐野市	休日夜间紧急诊疗所 佐野市植上町 1677 电话 0283-24-3337	内科、 小儿科	平日 19:30~22:30 节假日 9:00~12:00, 13:30~16:30, 19:30~ 22:30
		外科	节假日 9:00~12:00, 13:30~16:30, 19:30~ 22:30
	佐野休日齿科诊疗所 佐野市大桥町 2182 电话 0283-24-7575	齿科	节假日 9:00~11:30

市町	医療機関	診療科	受付時間
鹿沼市 かぬまし	きゅうじつやかんきゅうかんしんりょうじよ 休日夜間急患診療所 かぬましきただよ 鹿沼市坂田山2-170 TEL 0289-65-2101	ないか 内科、 しょうにか 小児科	へいじつ 平日19:00~21:30 きゅうじつ 休 日10:00~11:30 13:00~16:30 19:00~21:30
		しか 歯科	きゅうじつ 休 日10:00~11:30 13:00~16:30
日光市 にっこうし	きゅうじつきゅうかん 休日急患こども診療所 じゅうじつひどもさき 日光市平ヶ崎109 日光市 いまいほけんふくし 今市保健福祉センター内 TEL 0288-30-7299	しょうにか 小児科	きゅうじつ 休 日9:00~11:30 14:00~16:30 19:00~22:00
小山市 おやまし	やかんきゅうじつきゅうかん 夜間休日急患センター あやましわかぎょう 小山市若木町1-1-5 あやましみんびょういん かい 小山市民病院1階 TEL 0285-23-6832	ないか 内科、 しょうにか 小児科 げか 外科	へいじつ 平日18:45~21:45 きゅうじつ 休 日9:45~11:45 12:45~16:45 17:45~20:45
		しか 歯科	きゅうじつ 休 日10:00~16:00
真岡市 もあかし	きゅうかん 急患センター もあかしたまち 真岡市田町1246-1 はがくんじいしかいかん 芳賀郡市医師会館 TEL 0285-82-9910	ないか 内科、 しょうにか 小児科	へいじつ 平日18:00~21:00 きゅうじつ 休 日8:30~11:30
大田原市 おおたわらし	きゅうじつきゅうかんしんりょうじよ 休日等急患診療所 おおたわらしわかくさ 大田原市若草1-832 TEL 0287-23-6500	ないか 内科、 しょうにか 小児科	へいじつ 平日18:30~21:30 きゅうじつ 休 日18:30~21:30
那須塩原市 なすしおばらし	きゅうじつしんりょうじよ 休日診療所 なすしおばらしきろいさくいいちょう 那須塩原市黒磯幸町8-10 TEL 0287-63-1100	ないか 内科	へいじつ 平日19:00~22:00 きゅうじつ 休 日19:00~22:00

市町	医疗机关	诊疗科	受理时间
鹿沼市	休日夜间急患诊疗所 鹿沼市坂田山2-170 电话 0289-65-2101	内科、 小儿科	平日 19:00~21: 30 节假日 10:00~11:30, 13:00 ~ 16:30, 19:00 ~ 21:30
		齿科	节假日 10:00~11:30, 13:00~16:30
日光市	休日急患儿童诊疗所 日光市平崎109 日光市今市 保健福祉中心内 电话 0288-30-7299	小儿科	节假日 9:00~11:30, 14:00 ~ 16:30, 19:00 ~ 22:00
小山市	夜间休日急患中心 小山市若木町1-1-5 小山市 民病院1楼 电话 0285-23-6832	内科、 小儿科、 外科	平日 18:45~21:45 节假日 9:45~11:45, 12:45 ~ 16:45, 17:45 ~ 20:45
	休日急患齿科诊疗所 小山市中央町2-2-21 小山 市保健福祉中心内 电话 0285-23-6854	齿科	节假日 10:00~16:00
真冈市	急患中心 真冈市田町1264-1 芳贺郡 市医师会馆 电话 0285-82-9910	内科、 小儿科	平日 18:00~21:00 节假日 8:30~11: 30
大田原市	休日等急患诊疗所 大田原市若草1-832 电话 0287-23-6500	内科、 小儿科	平日 18:30~21:30 节假日 18:30~21:30
那须盐原市	休日诊疗所 那须盐原市黑矶幸町8-10 电话 0287-63-1100	内科	平日 19:00~22:00 节假日 19:00~22:00

5. 入院について

(1) 入院の準備

入院することになったら、以下のものを準備しておくと便利です。大きな病院には売店などがあり、そこで購入することもできます。

- パジャマ（複数）（場合によりますが、前開きがいいでしょう）
- スリッパ（病院内を移動するときのため）
- 靴下
- 下着
- 洗面用具（石鹼、歯ブラシ、歯みがき粉、シャンプーなど）
- 箸、スプーン、コップ
- タオル
- 爪切り
- ティッシュ
- 時計
- ヘアブラシ



(2) 入院中のお友達へお見舞い

お見舞いは相手を思う気持ちが一番です。お花（鉢植え以外）や食べ物、お金、あるいは必要と思われるもの（テレホンカードや雑誌など）を持って行くこともあります。マナーを紹介しますので、参考にしてください。

■タイミングを考える。

入院直後、手術直後など、まだ痛みがありそうな時ではなく、快方に向かっているときに行きます。短期入院であれば、退院後に訪問するのもいいでしょう。

■他の患者さんの迷惑にならないようにする。

大声で話す、多人数で行く（3人以内がお勧めです）、長くいる（20分以上）のはやめましょう。

5. 关于住院

(1) 住院的准备

如果要住院，事先准备好以下物品会比较方便。大医院有小卖部等，在那里也可以购买到。

- 睡衣（多件）（根据不同的情况，有各种式样，但前开襟的睡衣比较合适吧）
- 拖鞋（在医院内使用）
- 袜子
- 内衣
- 盥洗用具（肥皂、牙刷、牙膏、洗发水等）
- 筷子、汤匙、杯子
- 毛巾
- 指甲刀
- 纸巾
- 钟表
- 梳子

(2) 探望住院的朋友

探望病人最重要的是关心对方。通常可以带些鲜花（盆栽除外）、食品、钱、或觉得对病人有用的东西（电话卡及杂志等）去探望。下面介绍一下探望病人的礼节，供你参考。

■考虑时间。

一般避开刚住院不久、刚动完手术等还有病痛的时期，而是在病情好转的时候去探望。如果是短期住院，也可以等病人出院后去探望。

■不要给其他的病人制造麻烦。

避免大声说话，探望人数不宜过多（推荐在3人以内），也不宜长时间逗留（20分钟以上）。

■携帯電話の電源を切る。

■マスクをする（義務化している病院や病室もあります）。

6. 高額療養費制度

重い病気などで長く入院したり、長期に治療をすると、医療費が高額になります。被保険者の所得額によって違いますが、1か月におよそ8万円以上になると、超えた部分について払い戻される制度です。

また、高額療養費の額に達しなくても、1か月に21,000円以上の医療費が2か所以上の医療機関でそれぞれ発生した場合なども、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

* 70歳以上の人の場合、基準となる金額や算定方法が異なります。

* 健康保険に加入していることが条件です。

* 制度を利用するためには、申請が必要です。

(1) 利用方法

2つの方法から、どちらか条件に合うほうを選ぶことができます。

(治療前)

① 「限度額適用認定証」の交付申請をする。

* 国民健康保険の人は、市町の役所

* 健康保険（会社を通じて加入する保険）の人は、「全国健康保険協会栃木支部」

〒320-8514 宇都宮市大通り 1-4-22

住友生命宇都宮第2ビル

TEL 028-616-1691（申請書をダウンロードでき、郵送申請可）

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/1.html>

② 「限度額適用認定証」と「保険証」を医療機関に提示すると、限度額までしか窓口で請求されません。

* 70歳以上の方は、手続きをしなくても限度額までしか請求されない仕組みとなっています。

■关闭手机电源。

■戴口罩（也有规定有戴口罩义务的医院及病房）。

6. 高額疗养费制度

如果由于重病等长期住院、长期治疗，医疗费会非常昂贵。日本为此建立了这样的制度，即虽然根据被保险者的收入金额的不同会有所差别，但是如果1个月的医疗费花费了大约8万日元以上的话，超过的那部分可以被退还。

此外，即使没有达到高额疗养费的金额，如果1个月在2个以上的医疗机关各花费了21,000日元以上的医疗费，超过自费限度额的那部分金额也可以被退还。

* 70岁以上的老人，有不同的金额标准和计算方法。

* 加入健康保险是首要条件。

* 利用这个制度，必须事先申请。

(1) 利用方法

在两种方法中，可以选择自己适合的一种。

(治疗前)

① 办理「限度額適用認定証」的发放申请。

* 加入国民健康保险的人向市町的政府机关申请

* 加入健康保险(通过公司加入的保险)的人向「全国健康保险协会

栃木支部」申请

〒320-8514 宇都宮市大通り 1-4-22 住友生命宇都宮第2ビル

邮编 320-8514 宇都宮市大道 1-4-22 住友生命宇都宮第2大厦

电话 028-616-1691（可以下载申请书，可以邮寄申请）

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/1.html>

② 如果在医疗机关提交「限度額適用認定证」和「保険証」，在窗口只需支付不超过限度额的医疗费。

* 70岁以上的老人，即使不办理手续，也只需支付不超过限定额的医疗费。

(治療後)

- ① 高額療養費払い戻し申請をする（申請先是、上記と同じ）
② 申請から約3か月後に限度額を超えた部分が払い戻されます。
2年前からさかのぼって申請できます。

(治疗后)

- ① 办理高额疗养费退还申请手续。（申请处同上）
② 自申请起3个月后退还超过限度额的那部分金额。
申请可以追溯到2年前。（即从开发票之日起，2年内申请有效。）

7. 医療ソーシャルワーカー（MSW）

大きな病院では、医療ソーシャルワーカー（MSW）がいます。入院や治療が長くなると、いろいろな問題が生じます。そんな時、医療ソーシャルワーカーが患者や家族のために相談にのってくれます。

- 医療費が不安だ。
- 病気や治療について医師に聞きづらい。
- 退院後の生活が心配だ。
- 福祉サービスについて知りたい。



8. 通訳が必要なとき

医療機関にかかるとき、通訳が必要な場合は上記の医療ソーシャルワーカーに相談するか、国際交流協会等に依頼してください。

いくつかの国際交流協会では、通訳の登録者制度があり、依頼に応じて通訳者の派遣をしています。原則、有料ですので、特別な事情がない限り、通訳料や交通費は支払いましょう。団体木県内の国際交流協会一覧（P325～）参照

9. 健康診断

健康診断は、健康の維持や病気の早期発見のために、診察やいろいろな検査（尿、血液、血压、心電図、胸部X光検査等）を行うものです。女性には乳がん・子宮がん検診もあります。

一年に一度は健康診断を受けましょう。
詳細については、勤務先あるいは住んでいる市町の役所に問い合わせてください。

7. 医疗社会福利工作者（MSW）

在大医院，有医疗社会福利工作者（MSW）。如果长期住院及治疗，就会产生各种各样的问题。届时，医疗社会福利工作者会为患者及家属给予意见和帮助。

- 为医疗费而不安。
- 向医生难以打听关于疾病及治疗的情况。
- 担心出院后的生命。
- 想了解关于福利服务的内容。

8. 需要翻译的时候

去医疗机关看病时，如果需要翻译，请和上述的医疗社会福利工作者商量，或委托国际交流协会等。

有若干个国际交流协会，设有翻译的登记制度，接受委托后派遣翻译。因为原则上要收费，所以只要没有特别的理由，就请支付翻译费及交通费吧。参照□县内的国际交流协会（P 326～）

9. 健康体检

健康体检，是为了维持健康及早期发现疾病，而进行的诊察及各种检查（尿、血液、血压、心电图、胸部X光检查等）。女性还有乳癌·子宫癌的检查。

一年接受一次健康体检吧。

详细情况，请向工作单位或者所居住的市町的政府机关咨询。

10. エイズ相談

保健所では、匿名・無料でエイズに関する相談や検査を行っています。エイズに感染したかもしれないと思ったら、感染したと思う日から8週間以上たってから検査を受けてください。
(県内のエイズ検査機関)

けんないほけんじょとう 県内保健所等	じゅうしょ 住所	TEL
うつのみやしほけんじょ 宇都宮市保健所	うつのみやしほけんじょ 宇都宮市竹林町972	028-626-1101
けんほくけんこうふくし 県北健康福祉センター	おおた原らしすみよしちょう 大田原市住吉町2-14-9	0287-22-2257
やいたけんこうふくし 矢板健康福祉センター	やいたしほんちょう 矢板市本町2-25	0287-44-1296
からすやまけんこうふくし 鳥山健康福祉センター	なすからすやましちゅうあう 那須鳥山市中央1-6-92	0287-82-2231
けんどうけんこうふくし 県東健康福祉センター	もおかしあらまち 真岡市荒町2-15-10	0285-82-3321
けんなんけんこうふくし 県南健康福祉センター	おやましいぬづか 小山市大塚3-1-1	0285-22-0302
どちぎけんこうふくし 栃木健康福祉センター	どちぎしかんだまち 栃木市神田町6-6	0282-22-4121
けんせいけんこうふくし 県西健康福祉センター	かぬましいまみやまち 鹿沼市今宮町1664-1	0289-64-3125
いまいちけんこうふくし 今市健康福祉センター	にっこうしげがわ 日光市瀬川51-8	0288-21-1066
あんそくけんこうふくし 安足健康福祉センター	あしかがしまさごちょう 足利市真砂町1-1	0284-41-5900

*一般的の医療機関でも有料で行っています。

(外国人のためのエイズ相談)

S H A R E = 国際保健協力市民の会

TEL 050-3424-0195 月～金 10:00～17:00 日本語・英語
TEL 080-3791-3630 木 9:00～16:00、土 17:30～22:00 タイ語

10. 艾滋病咨询

在保健所，匿名·免费进行关于艾滋病的咨询及检查。如果怀疑自己可能感染了艾滋病时，请在认为感染上的那天起经过8周以后接受检查。
(县内的艾滋病检查机关)

县内保健所等	地 址	电 话
宇都宫市保健所	宇都宫市竹林町 972	028-626-1101
县北健康福祉中心	大田原市住吉町 2-14-9	0287-22-2257
矢板健康福祉中心	矢板市本町 2-25	0287-44-1296
乌山健康福祉中心	那须乌山市中央 1-6-92	0287-82-2231
县东健康福祉中心	真冈市荒町 2-15-10	0285-82-3321
县南健康福祉中心	小山市犬塚 3-1-1	0285-22-0302
栃木健康福祉中心	栃木市神田町 6-6	0282-22-4121
县西健康福祉中心	鹿沼市今宮町 1664-1	0289-64-3125
今市健康福祉中心	日光市瀬川 51-8	0288-21-1066
安足健康福祉中心	足利市真砂町 1-1	0284-41-5900

*一般的的医疗机关也进行收费检查。

(针对外国人的艾滋病咨询)

S H A R E = 国际保健协力市民之会

电话 050-3424-0195 周一～周五 10:00～17:00 日语·英语
电话 080-3791-3630 周四 9:00～16:00、周六 17:30～22:00 泰国语

がいこくじん いりょうそうだん
(外国人のための医療相談)

こくさいいりょうじょうほう
A M D A 国際医療情報センター

TEL 03-5285-8088 每日 9:00~20:00

英、タイ、中、韓、スペイン

げつ すい きん 月・水・金 9:00~17:00 ポルトガル語

すい 水 13:00~17:00 フィリピン語

もく 木 13:00~17:00 ベトナム語

11. 結核

けっかく けっかくきん 結核は、結核菌によって主に肺に炎症を起こす感染症の病気です。

しょきじょうじょう かぜ に 初期症状が風邪によく似ていますが、治療を放置すると肺や呼吸器官ばかりではなく広範囲に組織が破壊されてしまいます。2週間以上咳

や微熱が続いた場合は、早めに医療機関に行きましょう。

* 結核治療は、公費負担制度があります。詳しくは県内保健所等に問い合わせてください。□県内保健所等 (P 225~) 参照



(针对外国人的医疗咨询)

A M D A 国际医疗信息中心

电话 03-5285-8088 每日 9:00~20:00 英、泰、中、韩、西班牙语

周一·三·五 9:00~17:00 葡萄牙语

周三 13:00~17:00 菲律宾语

周四 13:00~17:00 越南语

11. 结核

结核，是由结核杆菌感染引发的，主要表现为引起肺部炎症的传染性疾病。初期症状与感冒非常相似，如果搁置治疗不仅是肺及呼吸器官，大范围的组织也会受到破坏。如果持续2周以上咳嗽、低烧，请尽早去医疗机构检查吧。

* 结核治疗，有公费负担的制度。详细情况请向县内保健所等咨询。

参照□县内保健所等 (P 226 ~)

健康保険と年金 けんこうほけん ねんきん

1. 健康保険 けんこうほけん

日本では、健康保険の加入が義務付けられており、加入すると保険料を支払うことになりますが、病気やけがをした時に医療機関に支払う自己負担額は、一般的に医療費の30%を支払うだけで済みます。健康保険に加入していないと、医療費は全額自己負担となってしまいます。

健康保険には、住んでいる市町で加入する「国民健康保険」と勤務先で加入する「健康保険」と主に2つに分けられます。

健康保险和年金(养老金)

1. 健康保险

在日本，有义务加入健康保险，加入保险需要支付保险金，不过在生病和受伤时支付给医疗机构的个人负担额，一般情况下只需支付医疗费的30%就行。如果没加入健康保险，医疗费必需全额个人负担。

健康保险，主要分为在所居住的市町里加入的「国民健康保险」和在上班的工作单位里加入的「健康保险」两种类型。

めいしょく 名 称	こくみんけんこうほけん 国民健康保険	けんこうほけん 健康保険
たいしょく 対象	けんこうほけんしゃかにゅう のぞ 健康保険者加入を除くす ひと べての人。外国人の場合 さいりゅうしかく ねんじょうは、在留資格が1年以上 ひと ある人	かいしゃ きんむ 会社に勤務している人 かいしゃ けんこうほけんてきょう (会社が健康保険適用を う) はあい 受けていない場合*は、 こくみんけんこうほけん 国民健康保険に加入)
かにゅうほうほう 加入方法	す しちょう やくしょ 住んでいる市町の役所で てつづ 手続きをする。 ひょうしょるい <必要書類> かいじくじんとうろくしょうめいしょ 外国人登録証明書、パス ポート	かいしゃ つう かにゅう 会社を通じて加入する
ほけんりょう さんしゅつ 保険料の算出	せんねん しょとく せたい にんずう 前年の所得や世帯の人数 もど けいさん を基に計算される。	ほんにん きゅうりょう もど けいさん 本人の給料を基に計算さ じきょうぬし れ、事業主と加入者と せっぽん はら 折半して払う。
ほけんりょう しはら 保険料の支払 ほうほう い方法	のうしょばら こうざふりかえ 納付書払いや口座振替な ど	きゅうりょう てんび 給料から天引き
いりょうひ 医療費の じこふたんわりあい 自己負担割合	さいみまん 2割 3歳未満 さい 3~69歳 3割 さいいじょう 70歳以上 1割	3割
ほけんたいじょうかい 保険対象外の ちりょう 治療	せいじう にんしん しゃっさん しれつきょうせい 正常な妊娠・出産、歯列矯正、美容整形、健康診査、 じとじょう こうつうじこ 仕事上や交通事故によるけが (労災 P 259~、 こうつうじこ 交通事故 P 15~)など	けんこうしんさ ろうさい
たの他の きゅうふせいで 給付制度	しゃっさんいくじいちじきん ・出産育児一時金 (P 147~)・妊産婦医療費助成 せいど 制度 (P 145~)・高額療養費制度 (P 221~)・ そうさいひ まいそうひ しきゅうどう 葬祭費/埋葬費の支給等	にんさんぶいりょうひじょせい (P 146~)

*一般的に、常時5人以上の従業員がいる場合は、適用事業所となっています。

名 称	国民健康保险	健康保险
対象	所有未加入健康保险的人。如果是外国人，必须是持1年以上居留资格的外国人	在企业工作的人 (如果企业不满足加入健康保险的条件*，可以加入国民健康保险)
加入方法	在居住的市町的政府机关办理手续。 <必要材料> 外国人登录证明书，护照	通过企业加入
保险费的核算	以前一年的收入和家庭的人数为基础来计算。	以本人的工资为基础来计算，由企业与加入者均摊支付。
保险费的支付方式	缴纳通知书付款或银行转帐等	从工资内先行扣除
医疗费的个人负担比例	未满3岁 2成 3~69岁 3成 70岁以上 1成	3成
不在保险范围内的治疗	正常的怀孕·分娩，牙齿矫正，美容整形，健康体检，由于工作或交通事故的受伤(职工灾害补偿保险P 260~，交通事故P 16~)等	
其他的补贴制度	·生育一次性津贴(P 148~)·孕产妇医疗费补助制度(P 146~) ·高额疗养费制度(P 222~)·殡葬祭费/埋葬费的支付等	

*一般情况下，企业平时有5名以上的职工的话，就成为健康保险的适用单位。

(1) 保険証

保険に加入すると「保険証」が交付されます。大切なもののないで、失くさないようにしましょう。医療機関で診察を受けるときは、必ず窓口に提示します。保険証を貸借することはできません。
□診察を受ける流れ（P 207～）参照

(2) 介護保険

介護が必要になったとき、必要な介護サービスを受けられる制度で、40歳以上になると加入します。通常の保険料に介護保険料が上乗せされて請求あるいは天引きされます。

介護サービスを受けるには、65歳以上で「要介護認定」を受け必要があります。一番軽い「要支援1」から「要支援2」、「要介護1」、「要介護2」、「要介護3」、「要介護4」、「要介護5」の7段階に判定されます。どれにも該当しない判定になることもあります。介護認定を受けるとその認定期に合わせた限度額まで、サービスを利用できます。

また、40歳～65歳未満でも特定疾病（関節リウマチや末期がん等）で要支援・要介護状態になった場合も対象となります。

要介護認定を受けるには、「国民健康保険」「健康保険」の両加入者とも、住んでいる市町の役所に問い合わせてください。

2. 年金

日本の年金制度は、老後や事故などにより障害が残って働けない場合に、生活の安定を図るために社会全体で支え合う制度です。20歳以上～60歳未満の人は外国人も含み、全員が加入することになっています。

(1) 保险证

如果加入保险，就会发给「保险证」。因为是重要的证件，请妥善保管。在医疗机构就诊时，务必在受理窗口出示保险证。禁止进行保险证的借贷。参照□就诊的流程（P 208～）

(2) 护理保险

是在需要护理的时候，能够得到必要的护理服务的一种制度，年龄到了40岁以上就可以加入。在通常的保险费上，另外加上护理保险费被要求支付或者会在工资上被先行扣除。

要享受护理服务，必须是65岁以上且接受了「要护理认定」的人。从最轻的「要支援1」开始「要支援2」、「要护理1」、「要护理2」、「要护理3」、「要护理4」、至最繁杂的「要护理5」，被判定为7个等级。也可能会有不符合任何一个认定的判定。接受了护理认定后就可以在与认定级别相应的限度金额以内，享受这项服务。

此外，即使是40岁～未满65岁的人，如果罹患了特定疾病（风湿性关节炎、晚期癌症等）需要支援·护理时，也可以被列为享受该项服务的对象。

加入「国民健康保险」和「健康保险」的人，两者都可以接受要护理认定，具体情况请向市町的政府机关咨询。

2. 年金（养老金）

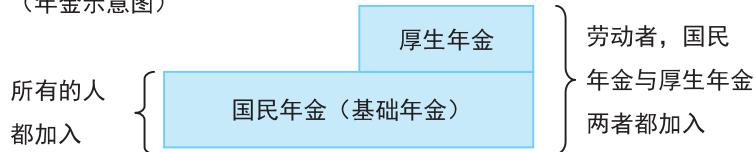
日本年金制度，是为了向晚年或者由于事故等原因留下残疾不能工作的人，提供稳定的生活而建立的社会全体互相扶持的制度。20岁～60岁未满的人包括外国人，所有的人都必须加入。

(年金イメージ図)



名称	国民年金（基礎年金）	厚生年金
対象	20歳～60歳未満のすべての人。外国人の場合には、在留資格が1年以上ある人	会社に勤務している人
加入方法	住んでいる市町の役所で手続きをする。 <必要書類> 外国人登録証明書、パスポート	会社を通じて加入する (国民年金未加入の場合には、厚生年金加入時に国民年金も自動加入となる)
保険料の算出	所得に関係なく月額15,020円(年払い)や半年払いや割引制度あり	本人の給料を基に計算され、事業主と加入者と折半して払う
保険料の支払い方法	納付書払いや口座振替など	給料から天引き
年金の給付	65歳～終身受けられる。 保険料の納入期間または免除期間*が併せて25年以上であること	65歳～終身「老齢基礎年金」に上乗せして受けられる。 給付の条件 「老齢基礎年金」の給付条件を満たすこと

(年金示意图)



名 称	国民年金（基礎年金）	厚生年金
対象	所有 20 岁～未满 60 岁的人，持有 1 年以上居留资格的外国人	在企业工作的人
加入方法	在所居住的市町的政府机关办理手续 <必要材料> 外国人登录证明书、护照	通过企业加入（如未加入国民年金的，加入厚生年金时，也自动加入国民年金）
保险费的核算	与收入无关，月额 15,020 日元(有按年分期付款折扣制度及按半年分期付款折扣制度)	以本人的工资为基础来计算，由企业与加入者均摊支付。
保险费的支付方法	缴纳通知书的支付及银行转帐等	从工资内先行扣除
养老金的发放	「老龄基础年金」 65 岁～终身享受 缴纳条件 保险费的缴纳时间或与免除期间*加算起来达 25 年以上	「老龄厚生年金」 65 岁～终身享受「老龄基础年金」的基础上另外还可享受「老龄厚生年金」 缴纳条件 满足「老龄基础年金」的缴纳条件

名 称	国民年金（基礎年金）	厚生年金
た その他の 年金給付	<p>「障害基礎年金」 被保險者が病気やケガで障害が残ったときに、傷害等級に応じて受給できる。</p> <p>「遺族基礎年金」 被保險者が死亡したときに、一定の条件のもと遺族に支給される。</p>	<p>「障害厚生年金」 被保險者が病気やケガで障害が残ったときに、傷害等級に応じて「障害基礎年金」に上乗せして受給できる。</p> <p>「遺族厚生年金」 被保險者が死亡したときに、一定の条件のもと「遺族基礎年金」に上乗せして遺族に支給される。</p>
た その他	毎年納入する保険料は、年末調整や確定申告の際に「社会保険料」として全額が所得税の控除となる。	

* 免除期間とは、経済的な理由等で保険料を納付することが難しいときに納付免除を受ける期間のことです。免除のためには、申請が必要です。詳しくは、市町の役所に問い合わせてください。

〈日本年金機構 保険制度案内〉

英 語 http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/pdf/seido_english.pdf

中国語 http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/pdf/seido_chinese.pdf

ポルトガル語

http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/pdf/seido_portuguese.pdf

スペイン語

http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/pdf/seido_spanish.pdf

韓国・朝鮮語

http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/pdf/seido_korean.pdf

名 称	国民年金（基礎年金）	厚生年金
其他年金 的发放	<p>「残疾基础年金」 被保险者由于疾病或受伤而留下残疾时，按照伤害等级，可以领取残疾基础年金</p> <p>「遗族基础年金」 被保险者如果死亡时，根据一定的条件向死者家属发放遗族基础年金。</p>	<p>「残疾厚生年金」 被保险者由于疾病或受伤而留下残疾时，按照伤害等级，除了可以领取残疾基础年金外，还可以领取残疾厚生年金。</p> <p>「遗族厚生年金」 被保险者如果死亡时，根据一定的条件向死者家属除了发放遗族基础年金外，还发放遗族厚生年金。</p>
其他	每年缴纳的保险金，在年末调整和纳税确定申报的时候，作为「社会保险金」被全额免除所得税。	

所谓*免除期间，是指由于经济原因等缴纳保险费困难时享受免除缴纳保险费的那段时间。免除保险料，需要事先申请。详细情况，请向市町的政府机关咨询。

<日本年金机构 保険制度指南>

英语 http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/pdf/seido_english.pdf

中文 http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/pdf/seido_chinese.pdf

葡萄牙语

http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/pdf/seido_portuguese.pdf

西班牙语

http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/pdf/seido_spanish.pdf

韩国・朝鲜语

http://www.nenkin.go.jp/pamphlet/pdf/seido_korean.pdf

(1) だつたいいちじきん 脱退一時金

日本にいる間に年金に加入した外国人が、日本を出国した後に脱退一時金が支給されるというものです。日本を出国後2年以内に手続きする必要があります。

① 受給のおもな条件

- ・日本国籍でないこと
- ・国民年金または厚生年金を6か月以上納めていた人
- ・日本を出国した人

② 必要書類

脱退一時金請求書*、パスポートの写し（最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ）、年金手帳、銀行が発行した口座証明書等

③ 提出先

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24 日本年金機構

*脱退一時金請求書は、市町の役所、最寄りの年金事務所または、日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

英語 http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/pdf/english.pdf
中国語 http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/pdf/china.pdf
ポルトガル語

http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/pdf/portugal.pdf
スペイン語

http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/pdf/spain.pdf
韓国・朝鮮語

http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/pdf/korea.pdf

(1) 一次性退还金

对在日本居住期间加入了年金的外国人，离开日本国境以后，向其支付的一次性退还金。必须在离开日本国境之后的2年内办理手续。

① 领取的主要条件

- ・不是日本国籍
- ・交纳了6个月以上国民年金或厚生年金的人
- ・离开日本国境的人

② 必要材料

一次性退还金申请书*、护照的副本（最后离开日本国境的年月日、姓名、出生年月日、国籍、签名、能确认居留资格的页面）、年金手册、银行发行的帐户证明书等

③ 提交处

邮编 168-8505 东京都杉并区高井戸西3-5-24 日本年金机构

*一次性退还金申请书，可在市町的政府机关，附近的养老金事务所领取，或可从日本养老金机构的网页下载。

英语

http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/pdf/english.pdf
中文

http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/pdf/china.pdf
葡萄牙语

http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/pdf/portugal.pdf
西班牙语

http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/pdf/spain.pdf
韩国·朝鲜语

http://www.nenkin.go.jp/main/individual_02/pdf/korea.pdf

(2) 社会保障協定

日本で働く外国人が、日本でも自国でも年金に加入することによる保険料の二重負担やどちらかの国での保険料の掛け捨てとなるないよう、下記の国と社会保障協定を結んでいます。協定を結んでいる国とは、一定の条件のもと、年金加入期間を日本とその国で通算できます。

ただし、「脱退一時金制度」を利用した場合は、その期間を通して計算できなくなるので、注意が必要です。

〈協定締結国〉

ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン、アイルランド

〈締結準備国〉

イタリア、ブラジル、スイス等

(2) 社会保障协定

针对在日本工作的外国人，为了防止在日本和自己的国家都加入了养老保险而形成双重负担，或在其中一个国家不退本金，日本与下列国家缔结了社会保障协定。在一定的条件下，养老金缴纳的时间在协定缔结国之间可以合起来计算。

但是，如果利用了「一次性退还金制度」，那么在日本加入的那段时间不能被合计在内，所以请务必注意。

<协定缔结国>

德国，英国，韩国，美国，比利时，法国，加拿大，澳大利亚，荷兰，捷克，西班牙，爱尔兰

<缔结预备国>

意大利，巴西，瑞士等

ふく祉

1. 高齢者福祉

(1) 介護サービス

介護が必要となった高齢者が、安定した日常生活を送れるよう介護を受けるものです。自宅から施設に通う、施設に泊まる、自宅に介護員（ヘルパー）に来てもらうといった3つの形態のほか、施設に入所する形態があります。

要介護認定を受けた65歳以上の方や40歳以上で特定疾のある方は、利用料の1割負担でサービスが受けられます。詳しくは、住んでいる市町の役所に問い合わせてください。

介護保険（P233～）参照

(2) 高齢者向け優良賃貸住宅

国が定めた高齢者居住法に基づき、高齢者の居住に適したバリアフリー や緊急通报装置などのある優良な賃貸住宅のこと。県が施設整備等の費用を助成することにより、入居者の家賃負担が軽減されています。

（申請者の資格）申込者が60歳以上であること、県内に住所又は勤務場所があること、申込者および同居者が入居時ににおいて自立した日常生活が営めること、家賃を支払えること等

●栃木県住宅供給公社 电话 028-622-0461

<http://4776.pr.arena.ne.jp/index.html>

2. 障害者福祉

市町で身体障害の認定を受けると「障害者手帳」が、知的障害の認定を受けると「療養手帳」が交付されます。この手帳を提示することにより、公共機関等で料金の割引や税金の控除を受けることができま

福利

1. 老年人福利

(1) 护理服务

护理服务是，必须接受护理的老年人，为了能度过安稳的日常生活而接受的护理。除了有去养老院接受日间护理服务、短期住宿养老院护理服务、护理员(护工)上门护理服务3种类型外，还有长期入住养老院日常护理服务。

接受了需要护理认定的65岁以上的人及40岁以上患有特定疾病的人，只需负担1成的护理费，就可以享受护理服务。详细情况，请向所居住的市町的政府机关咨询。

参照护理保险（P 234～）

(2) 面向老年人的优良出赁住房

根据国家规定的老年人居住法，建造了设有适合老年人居住的无障碍设施及紧急通报装置的优良出赁住宅。由县里补助维修设施的费用，减轻住户的房租负担。

<申请者资格>申请者必须是60岁以上、在县内有住处或有工作单位、申请者及其同居者在迁入时日常生活能够自食其力、能支付房租等

●栃木县住宅供给公社 电话 028-622-0461

<http://4776.pr.arena.ne.jp/index.html>

2. 残疾人福利

在市町，如果接受了身体残疾的认定，就可以领取「残疾人手册」，如果接受了智力残疾的认定，可以领取「疗养手册」。出示了这些手册，可以享受公共机关等的使用费的折扣服务及免除税金。

す。

詳しく述べて、市町の役所に問い合わせてください。

(1) 障害に関する相談窓口

機関名	とちぎリハビリテーションセンター障害者総合相談所
相談内容	心身の障害に関する総合的な相談、判定等
TEL	028-623-7010
機関名	栃木県発達障害者支援センター
相談内容	自閉症、発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの相談、助言、情報提供
TEL	028-623-6111
機関名	栃木県難病相談支援センター
相談内容	難病に関する相談、患者会の交流、日常生活用具の展示
TEL	028-623-6113
機関名	身体障害者総合相談所
相談内容	身体障害者の結婚や就労に関する相談
TEL	028-623-6353
機関名	障害者地域生活相談所（障害者110番）
相談内容	障害者の自立と社会参加促進のための相談、法的助言
TEL	028-623-6113
機関名	児童相談所（県内3か所）（P175～）参照

□子どものための福祉制度（P165～）参照

详细情况，请向所居住的市町的政府机关咨询。

(1) 关于残疾的咨询窗口

机关名	栃木（TOCHIGI）康复中心残疾人综合咨询所
咨询内容	关于身心残疾的综合性咨询及判定等
电话	028-623-7010
机关名	栃木县发育残疾人支援中心
咨询内容	自闭症、发育障碍、学习障碍（LD）、成人多动症（ADHD）等咨询、建议、信息提供
电话	028-623-6111
机关名	栃木县疑难病症咨询支援中心
咨询内容	关于疑难病症的咨询、患者会的交流、日常生活用具的展示
电话	028-623-6113
机关名	身体残疾人综合咨询所
咨询内容	关于身体残疾人结婚及就业的咨询
电话	028-623-6353
机关名	残疾人地区生活咨询所（残疾人110）
咨询内容	为了残疾者的自立及促进参加社会活动的咨询、法律建议
电话	028-623-6113
机关名	儿童相谈所（县内3所）参照（P176～）

儿童的福利制度 参照 □针对儿童的福利制度（P166～）

3. 生活保護

病気や失業などで生活が困難になった場合、経済的な援助を受ける制度です。生活保護を受けるためには、受給が適当であるか調査を受ける必要があります。個々の事情によりどのような支援を受けられるか、また受給条件などは変わってきます。支援が必要な方は、住んでいる市町の役所に相談してみましょう。

4. 生活福祉資金貸付制度

所得や失業などにより日常生活の維持が困難な方に対し、生活費や一時的な資金を貸し付けることにより生活の立て直しを支援する制度です。

・貸付限度額	(二人以上の世帯) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内
・貸付期間	12か月以内
・返済期間	20年以内に毎月返済
・貸付利子	連帯保証人がいる場合 0% 連帯保証人がいない場合 1.5%



外国人も対象となります。現住所に6か月以上居住していること、原則として「永住」の在留資格を持っていることが条件となります。「永住」の在留資格を持っていない場合は、個別に判断されます。上記以外の貸付も行っているので、詳しくは住んでいる市町の社会福祉協議会に問い合わせてください。栃木県内の社会福祉協議会(P333~)

5. ボランティア活動

ボランティアで社会に貢献したいときは、下記相談窓口に問い合わせてみましょう。あなたの特技を生かした活動が見つかるかもしれません。無理のない範囲で身近なところから始めてみましょう。

3. 生活保護

是由于疾病及失业等原因造成生活困难，在经济上接受援助的制度。为了得到生活保护，有必要接受是否符合领取条件的调查。由于各自的原因，能够得到什么样的支援，或者领取条件等也会随之改变。有必要接受支援的人，请试着去市町的政府机关咨询一下吧。

4. 社会福利资金贷款制度

是针对由于收入减少及失业等原因不能维持日常生活的人，以贷款的方式借给其生活费及临时资金，来帮助他们重新生活的支援制度。

- ・ 贷款限度額 (二人以上の家庭) 每月 20 万日元以内
(单身) 每月 15 万日元以内
- ・ 贷款期限 12 个月以内
- ・ 返済期限 每月返还 20 年以内还清
- ・ 贷款利息 如果有连带保证人 0%
如果没有连带保证人 1.5%

外国人虽然也被列为援助对象，但是必须在现在的住处住满 6 个月以上，原则上必须持有「永住」居留资格为前提条件。如果没有永住居留资格，将作个别判断。

因为除了上述以外，还进行其它的贷款，所以详细情况请向市町的社会福利协议会咨询。市町的社会福利协议会 (P 334 ~)

5. 志愿者活動

想作为一个志愿者为社会做贡献时，请试着去下列咨询窗口询问吧。也许能找到发挥你特长的活动。在力所能及的范围内，试着从身边做起吧。

- 栃木県ボランティア活動振興センター TEL 028-622-5838
● 栃木県社会福祉協議会 地域福祉ボランティア課
TEL 028-622-0525
- 栃木県生涯学習ボランティアセンター TEL 028-665-7207
かがやきネット（ボランティア情報検索システム）
<http://www.tochigi-edu.ed.jp/rainbow-net/kagayaki/>

- 栃木县志愿者活动振兴中心 电话 028-622-5838
● 栃木县社会福祉协议会 地域福祉志愿者课 电话 028-622-0525
● 栃木县生涯学习志愿者中心 电话 028-665-7207
KAGAYAKI 网（志愿者信息检索系统）
<http://www.tochigi-edu.ed.jp/rainbow-net/kagayaki/>

労 働

1. 日本で働くには

外国人が日本で働く場合は、働くことができる在留資格を持ってい
る必要があります。あなたの持っている在留資格を確認しましょう。
また、「資格外活動許可」を得れば一定の時間内で働くことができ
る「留学」や「家族滞在」などの在留資格があります。
在留資格 (P 35～)、資格外活動許可 (P 49～) 参照

2. 公共職業安定所（ハローワーク）

公共職業安定所では、就職の相談や仕事の紹介を行っており、
全国の求人情報をオンラインでみることができます。

（1）ハローワークでの仕事探しの流れ

求職票に記入し登録する。必要書類：外国人登録証明書



ハローワークの職員が、希望する職種、
給料、労働条件などを質問し、その上で
一緒に希望に合う職場を探す。
(日本語がわからば、ハローワークにある
パソコンで自由に検索することもできます。)



希望に合う職場が見つかった場合、ハローワークの職員に伝え、
会社と面接日時を設定してもらう。



会社に訪問し面接を受ける。

劳动

1. 要在日本工作

外国人如果在日本工作，必须持有能工作的居留资格。事先确认一下
你现在的居留资格吧。

此外，「留学」、「家族滞在」等居留资格，如果得到了「资格外活动许
可」，就允许在一定的时间内工作。

参照在留资格 (P 36～)、资格外活动许可 (P 50～)

2. 公共职业安定所（职业介绍所）

在公共职业安定所，提供就业咨询和职业介绍，并且能在线查阅全国
的招人信息。

（1）在职业介绍所找工作的流程

填写求职票，登记。必要材料：外国人登录证明书



职业介绍所的工作人员，会询问你所希望的职业种类，工资，劳
动条件等，然后与你一起寻找符合你要求的工作岗位。

(如果会日语，可以通过职业介绍所的电脑自由检索求人信息。)



如果找到了你希望的工作岗位、通知职业介绍所的职员、要求安排
与公司的面试日期。



去公司接受面试。

(2) 通訳のいるハローワーク

機関名	ハローワーク宇都宮
日時	月、水、金 13:00~17:00、木10:00~12:00
TEL	028-623-8609
言語	ポルトガル語、スペイン語、英語
機関名	ハローワーク真岡
日時	火、水 9:00~17:00
TEL	0285-82-8655
言語	ポルトガル語、スペイン語

(2) 有翻译的职业介绍所

机关名	宇都宫职业介绍所
日期时间	星期一、三、五 13:00~17:00、星期四 10:00~12:00
电话	028-623-8609
语言	葡萄牙语、西班牙语、英语
机关名	真冈职业介绍所
日时	星期二、三 9:00~17:00
电话	0285-82-8655
语言	葡萄牙语、西班牙语

3. 劳动条件

在就职之前，需要充分地确认工资和劳动时间等劳动条件。为了避免将来发生纠纷，请公司出具明确记载劳动条件的文件（劳动条件通知书）吧。劳动基准监督署，提供同时记载日语和外语的「劳动条件通知书」的格式。在劳动基准监督署或在下列的网站能下载到。

英语

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040325-4.pdf>

中文

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040325-5.pdf>

葡萄牙语

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040325-3.pdf>

3. 劳働条件

就職する前に、給料や労働時間といった労働条件を十分に確認する必要があります。後々のトラブルを避けるためにも、労働条件が明記された書面（労働条件通知書）を会社から発行してもらいましょう。労働基準監督署は、「労働条件通知書」の様式を日本語と外国語併記で提供しています。労働基準監督署または下記のサイトでダウンロードできます。

英語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040325-4.pdf>

中国語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040325-5.pdf>

ポルトガル語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040325-3.pdf>

スペイン語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040325-1.pdf>

韓国・朝鮮語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040325-6.pdf>

タガログ語

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040325-2.pdf>

(1) 給料

労働基準法で、給料は、「通貨で（品物でなく）」、「労働者に直接」、「全額を」、「各月に1回以上」、「期日を定めて」支払わなければならぬことになっています。

また、都道府県や仕事の種類により最低賃金が定められています。

事業主は最低賃金以上の給料を労働者に支払わなければなりません。

もし契約書に最低賃金以下の額が明記されていたら、契約書の賃金額は無効となります。パートタイマーやアルバイトにも適用されます。

(2) 年次有給休暇

労働基準法で、事業主は、6か月以上続けて勤務し、全労働日の80%以上出勤した労働者に対して、年次有給休暇を与えることになっています。



西班牙语

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040325-1.pdf>

韩国・朝鲜语

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040325-6.pdf>

他加禄语

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040325-2.pdf>

(1) 工资

根据劳动基准法，工资，必须「用货币（而不是物品）」「直接支付给劳动者」「全额」「每月1次以上」「在指定日期」支付。

此外，根据都道府县和工作的种类的不同有最低报酬的规定。

雇主必须支付给劳动者最低报酬以上的工资。

如果在合同里明确记载的工资金额在最低报酬以下，那么，这份合同记载的工资金额是无效的。这条规定也适用于计时工和临时工。

(2) 年度带薪休假

根据劳动基准法规定，雇主必须对连续工作6个月以上，出勤率80%以上劳动者，给予年度带薪休假。

勤務年月	6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月 以上
労働時間	週30時間 以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日 はつか 20日

年次有給休暇は発生した日より2年内で消滅します。退職後は有給休暇の権利はなくなります。また、有給休暇は「休む」ことが目的であるため、事業主が現金で買い取ることは原則として禁止されています。

外国人労働者相談コーナー

機関名	栃木労働局監督課
日時	月曜日、木曜日（第2、4木曜除く）8：45～16：30
TEL	028-634-9115
言語	ポルトガル語
機関名	大田原労働基準監督署
日時	第2、4木曜日 8：45～17：00
TEL	0287-22-2279
言語	ポルトガル語
機関名	栃木労働基準監督署
日時	水曜日（第5水曜除く） 8：45～16：30
TEL	0282-24-7766
言語	中国語

* 日本語での相談は毎日受け付けています。

工作年限	6个月	1年 6个月	2年 6个月	3年 6个月	4年 6个月	5年 6个月	6年 6个月 以上	
劳动时间	一周30小时 以上	10天	11天	12天	14天	16天	18天	20天

年度带薪休假从得到休假那天起2年内有效。退职后将丧失带薪休假的权利。此外，带薪休假的目的是「休息」，原则上禁止雇主用现金买取带薪休假。

<外国人劳动者咨询处>

机关名	栃木劳动局监督课
日期时间	周一、周四（第2、4周四除外）8:45～16:30
电话	028-634-9115
语言	葡萄牙语
机关名	大田原劳动基准监督署
日期时间	第2、4个周四 8:45～17:00
电话	0287-22-2279
语言	葡萄牙语
机关名	栃木劳动基准监督署
日期时间	周三（第5个周三除外） 8:45～16:30
电话	0282-24-7766
语言	中文

* 每天受理日语咨询。

4. 労働保険

労働保険は、労働者災害補償保険と雇用保険の2つがあります。労働者を一人でも雇っていれば、会社の規模や種類に関係なく、労働保険に加入しなければなりません。

(1) 労働者災害補償保険（労災保険）

仕事中にけがをしたり、病気や死亡した場合、または通勤途中で事故に遭った場合に労働基準監督署に申請し、認められれば労災保険の対象となり、下記の補償を受けることができます。労災保険料は全額事業主が負担します。

・療養補償給付

仕事中や通勤中の事故でけがや病気にかかった場合に、必要な治療費が支払われます。労働災害かなと思うときは、「労災指定病院」に行き、療養の給付申請をしておきましょう。労災が認められれば、治療が終わるまでお金を払う必要はありません。労災指定病院以外で治療した場合は、労働基準監督署に申請します。

最寄りの労災指定病院は、(財)労災保険情報センターのホームページで検索できます。

<http://www.hospital-db.rousai-ric.or.jp/hospital/search.php>

・休業補償給付

仕事中や通勤中の事故でけがや病気にかかった場合で、休業して給料をもらえないかった場合に、休んで4日目から給料日額の60%が支給されます。

・障害補償給付

仕事中や通勤中の事故でけがや病気が治っても、身体に障害が残った場合、障害の程度に応じて補償されます。

4. 劳动保险

劳动保险，有劳动者灾害补偿保险和雇佣保险二种类型。即使只雇佣了一名员工，不论企业的规模和种类如何、都必须加入劳动保险。

(1) 劳动者灾害补偿保险（劳灾保险）

如果在工作中受伤、生病、死亡，或者在上下班途中遇到事故时，向劳动基准监督署申请，得到认可就能被列为劳灾保险的对象、并能得到下列补偿。劳灾保险费由雇主全额承担。

· 支付疗养补偿金

如果在工作中或上下班途中遭遇事故而造成负伤或疾病时，可得到必要的治疗费。如果认为是工伤，可以去「劳灾指定医院」，预先办理疗养支付申请。如果被认定为工伤，那么整个治疗过程的医疗费都不需支付。如果在劳灾指定医院以外的医院治疗，可向劳动基准监督署申请。

就近的劳灾指定医院，可在(财)劳灾保险信息中心的网页上检索到。

<http://www.hospital-db.rousai-ric.or.jp/hospital/search.php>

· 支付停工补偿费

如果在工作及上下班途中由于事故导致负伤或疾病，无法工作而不能领取工资时，从停工的第四天起开始支付日工资的 60%的停工补偿费。

· 支付残疾补偿金

在工作及上下班途中由于事故导致负伤及疾患，治愈后仍留有残疾时，根据残疾的程度给予补偿。

いそくほしょうきゅうふ ・遺族補償給付

ろうどうしゃ しごとちゅう つうきんとちゅう じこ しほう ばあい いそく たい
労働者が仕事中や通勤途中の事故で死亡した場合、遺族に対
して支給されます。

ろうどうさいがい うたが ばあい かいしゃ ちか ろうどうきじゅんかんとくしょ
労働災害が疑われる場合は、会社の近くの労働基準監督署あるは、外国人労働者相談コーナー（P 257～）に問い合わせてください。

(2) 雇用保険

こようほけん ろうどうしゃ しごとこう とき あんしん さいしゅうしょくさき さが
雇用保険は、労働者が失業した時に、安心して再就職先を探す
ことができるよう、一定期間給付を受けることができる制度です。
1週間の労働時間が20時間以上で、31日以上雇用する見込み＊
がある65歳未満の労働者は、雇用保険の適用となります。加入の
手続きは、労働者個人ではなく、事業主を通じて行ないます。
雇用保険料（2011年度）は、一般業種の場合、給料の1000分
の15.5で、そのうち労働者の負担分が1000分の6、事業主負担分
は1000分の9.5となります。

* 31日以上雇用する見込みとは、雇用される時に雇用期間の明示
がないときや、同様の雇用契約の労働者が31日以上雇用された
実績がある場合もこれに含まれます。

① 失業してしまったら

- しつきょうきゅうふ う じょうけん かくにん
失業給付を受けるための条件を確認します。
はたら い し しゅうしょくかつどう
・働く意思があり、就職活動をしていること。
じこつ こう たいしょく はあい げついじゅうこようほけん かにゅう
・自己都合での退職の場合：12か月以上雇用保険に加入していること。

こよう どうさん ばあい げついじゅうこようほけん かにゅう
解雇、倒産の場合：6か月以上雇用保険に加入していること。

② 失業給付の手続き

ひつようしょるい も い てつづ
最寄りのハローワークに、必要書類を持って行き手続きをします。

・支付遗属补偿金

如果劳动者在工作及上下班途中由于事故导致死亡，向其遗属支付遗属补偿金。

如果怀疑是工伤的话，可以去公司附近的劳动基准监督署、或者外国人劳动者咨询处（P 258～）咨询。

(2) 雇佣保险

雇佣保险，是为了劳动者在失业后，能够安心再就业，在一定期间内向其支付失业金的制度。

一周的劳动时间在 20 小时以上，被雇佣可能性在 31 天以上＊，未满 65 岁的劳动者，适用于雇佣保险。加入手续不是由劳动者个人办理，而是通过雇主来办理。

雇佣保险费（2011 年度），如果是一般行业，需支付工资的千分之 15.5，其中劳动者负担千分之 6，雇主负担千分之 9.5。

* 被雇佣可能性在 31 天以上，是指被雇佣时没有明确表示雇佣期限，或有同样的雇佣合同的劳动者有被雇佣了 31 日以上的实例。

① 如果失业了

确认领取失业给付的条件。

- 有工作意愿，正在求职中。
- 因自己的原因而辞职时：必须加入了雇佣保险 12 个月以上。
因被解雇，或企业破产时：必须加入了雇佣保险 6 个月以上。

② 领取失业给付的手续

去附近的职业介绍所，带好必要的材料办理手续。

ひつようしょるい　りしょくひょう　かいしゃ　はつこう
〈必要書類〉離職票*（会社から発行してもらいます）、
雇用保険被保険者証、外国人登録証明書（カード）、
写真2枚（縦45mm×横35mm）、印鑑、預金通帳
手続き後には、受給説明会に出席したり、原則として4週間に1度、
指定された日に就職活動の報告をして失業認定を受けなければなりません。

*離職票は、離職票－1（A4サイズ）と離職票－2（A3サイズ）
があります。

離職票－2には、退職直前の6か月あるいは12か月の給料や
退職理由などが記入されており、内容に間違いがないという
退職者本人の署名が書かれているものです。

署名をするときは、離職票の内容をよく確認しましょう。もし内容
に誤りがある場合は、訂正してもらいます。訂正してもらえないまま
離職票が発行された場合は、失業給付手続きのときにハローワークの
職員に伝えてください。

また、退職後なかなか離職票を発行してもらえない時も、ハローワー
クにその旨相談しましょう。

<必要材料>失业票*（请公司出具）、雇佣保险被保险者证、外
国人登录证明书(卡)、照片2张(长45mm×宽35mm)、
印章、存折

办理手续后，需要出席领取说明会，原则上是4周1次，在指定的
日期必须做求职活动的报告从而接受失业的认定。

*失业票、有失业票-1（A4）和失业票-2（A3）两种类型。

在失业票-2里，记录了离职前的6个月或者12个月的工资和离职理由等信息，还有离职者本人的签名以证明内容的正确性。

签名时，需认真地确认失业票的内容。如果注意到内容有误，请要求订正。如果没有得到订正就被颁发了失业票，在办理失业支付手续时请通知职业介绍所的职员。

此外，在离职后，一直不能从公司拿到失业票时，也可向职业介绍所咨询。

りしょくひょう 離職票-2（見本）

りしょくひいせん ちんぎんしはらいじょうきょうとう
①離職日以前の賃金支払状況等

りしょくりゆつ

②離職理由

ぐたいてきじょうきさいらん じぎょうぬしよう
③具体的事情記載欄 (事業主用)

ぐたいてきじょうきさいらん じしょくしゃよう
④具体的事情記載欄 (離職者用)

じぎょうぬし きさい ないよう いぎ ばあい どうじょう きさい
事業主が記載した内容に異議がない場合は「同上」と記載してください

さい。

じぎょうぬし つ りしょくりゆう いぎ あ な
⑤事業主が○を付けた離職理由に異議 有り・無し

みすか きさい じこう まちが みど
⑥自ら記載した事項に間違이がないことを認めます。

③ 失業給付の金額と期間

こようほけん かにゅう きかん きゅうりょう がく ねんれい りしょくりゆう
雇用保険に加入していた期間、給料の額、年齢、離職理由

により決められます。

失業票-2（样本）

①失业日以前的工资支付状况等

②失业理由

③具体情况记载栏(雇主用)

④具体情况记载栏(失业者用)

对雇主记载的内容没有异议时，请写上「同上」。

⑤对雇主划圈的失业理由是否有异议 有·无

⑥保证自己所填写的事项属实无误。

③可领取失业给付的金额和期间

根据加入雇佣保险的期间、工资额、年龄、失业理由来决定。

税 金

日本の税金は、所得税、住民税、消費税、自動車税、固定資産税などがあります。

1. 所得税

1年以上日本に住むすべての人は、国籍に関係なく一定の所得（収入）があれば、税金を支払う義務があり、これを所得税といいます。

(1) 納税の仕方

その年の1月1日から12月31日の間に得た所得に対して課税されます。納税の仕方は、次の方法があります。

① 給与所得者の場合、給与の支払者が、月々の給与から所得税を差し引いて納めます。詳しくは団源泉徴収票（P 275～）参照

② 給与所得者以外の方（自営業もしくは2か所以上に勤めている方など）は、自分で収入金額、必要経費、税額を算出し、翌年2月16日から3月15日までの間に所轄する税務署に確定申告して納税の手続きをします。詳しくは団確定申告（P 279～）参照

(2) 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

その年の最初の給与を受け取る前に会社に提出する申告書です。給与所得者が、配偶者控除、扶養控除、障害者控除を受けるために、給与支払い者に提出します。給与支払い者は、その年の年末にこれに従って年末調整をします。団年末調整（P 275～）参照

ただし、年の途中で子どもが生まれたり、配偶者がパートで働いたり、扶養家族に異動などがあった場合には、すみやかに給与支払い者に報告します。年末調整後に異動があった場合は、自分で確定申告をしなければなりません。団確定申告（P 279～）参照

税金

日本は、所得税、住民税、消費税、自動車税、固定資産税等種類。

1. 所得税

所有在日本居住1年以上的人，不论国籍，只要有一定的所得（收入），就有缴纳税金的义务，这就是所得税。

(1) 纳税的方法

针对当年的1月1日至12月31日一年间所得的收入征收。

有以下几种纳税方法。

① 如果是工薪族（工资所得者），雇主（工资支付者）会从每月的工资中扣除所得税并缴纳。详细情况请参照団源泉征收票（P 276～）

② 工薪族以外的人（自营业者或在2个地方以上工作的人员），将自己的收入金额、必要经费、税额核算出来，在第2年的2月16日至3月15日之间去管辖地的税务局进行纳税申报，办理纳税手续。详细情况请参照団纳税申报（P 280～）

(2) 工薪族的扶养扣除等(变动)申告书

在领取当年的第一次工资之前向公司提交的申报书。工薪族为了接受配偶者扣除、扶养扣除、残疾人扣除，需要向雇主提交申报书。雇主根据这份申报书在当年的年末作年末调整。参照団年末调整 P 276～

只是，这一年中如果有孩子出生，配偶打工，扶养家属有变动的话，请及时向雇主汇报。如果在年末调整后有变动的话，必须由本人亲自去纳税申报。参照団纳税申报（P 280～）

きゅうしょとくしゃ ふようこうじょうとう いどう しんこくしょ みほん
(3) 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 見本

<p>(この申告書は、あなたの給与について配偶者扶助や扶養控除、障害者扶助などの特例を受けるために提出するものです。) この申告書は、扶助対象配偶者が扶養親権に付する人がいない人と提出する必要があります。 この申告書は、土町別以上から給与の支払を受ける場合に、そのうちの土町別にしか提出することができます。</p>																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">② 所籍税務署名 姓 名 (氏名)</td> <td colspan="2">④ (フリガナ) あなたの氏名</td> <td colspan="2">⑤ お年玉の氏名 あなたの御名</td> <td colspan="2">扶</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ 配偶者扶助 市区町村名</td> <td colspan="2">⑥ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務</td> <td colspan="2">⑦ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務</td> <td colspan="2">⑧ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務</td> <td colspan="2">⑨ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">あなたに特例扶養調査や扶養親権扶助がなく、かつ、あなたの身が障害者、算定、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の欄に記入する必要はありません。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">主たる扶養から控除される場合は、扶養親権扶助の記入欄</td> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>区分等</td> <td>氏 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>住所 又は 勤用</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>B (16歳以上 (16歳未満)</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>C (16歳未満 の勤労学生)</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>D (他の扶養者 扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>○ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」欄は、平成22年8月1日現在の所得報酬開催法の規定に基づいて作成しております。 ○ 「申告の給付」とは、この申告書を提出した給付から受けられる給付をいいます。 ○ 「扶助対象配偶者」とは、扶助対象配偶者に該当する場合には、「老人扶助対象配偶者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者」とは、扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ この申告書の記入によっては、裏面の「申告についてのご注意」欄と照合してください。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">扶助親権扶助の記入欄</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>○ 「扶助親権扶助の記入欄」欄は、地方税法第45条の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親権扶助の記入欄を示しています。</p> </td> </tr> </table> </td></tr></table>										② 所籍税務署名 姓 名 (氏名)		④ (フリガナ) あなたの氏名		⑤ お年玉の氏名 あなたの御名		扶				③ 配偶者扶助 市区町村名		⑥ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		⑦ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		⑧ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		⑨ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		あなたに特例扶養調査や扶養親権扶助がなく、かつ、あなたの身が障害者、算定、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の欄に記入する必要はありません。										主たる扶養から控除される場合は、扶養親権扶助の記入欄	<table border="1"> <tr> <td>区分等</td> <td>氏 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>住所 又は 勤用</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>B (16歳以上 (16歳未満)</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>C (16歳未満 の勤労学生)</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>D (他の扶養者 扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>○ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」欄は、平成22年8月1日現在の所得報酬開催法の規定に基づいて作成しております。 ○ 「申告の給付」とは、この申告書を提出した給付から受けられる給付をいいます。 ○ 「扶助対象配偶者」とは、扶助対象配偶者に該当する場合には、「老人扶助対象配偶者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者」とは、扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ この申告書の記入によっては、裏面の「申告についてのご注意」欄と照合してください。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">扶助親権扶助の記入欄</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>○ 「扶助親権扶助の記入欄」欄は、地方税法第45条の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親権扶助の記入欄を示しています。</p> </td> </tr> </table>										区分等	氏 名	あなたの 扶助年 月日	扶養親権扶助の記入欄		住所 又は 勤用	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		⑤	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		⑥	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		B (16歳以上 (16歳未満)	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		C (16歳未満 の勤労学生)	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		D (他の扶養者 扶助の記入欄)	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由		<p>○ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」欄は、平成22年8月1日現在の所得報酬開催法の規定に基づいて作成しております。 ○ 「申告の給付」とは、この申告書を提出した給付から受けられる給付をいいます。 ○ 「扶助対象配偶者」とは、扶助対象配偶者に該当する場合には、「老人扶助対象配偶者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者」とは、扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ この申告書の記入によっては、裏面の「申告についてのご注意」欄と照合してください。</p>										扶助親権扶助の記入欄										<table border="1"> <tr> <td>⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> </table>										⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶助月日 及び事由	1	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	2	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	3	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	<p>○ 「扶助親権扶助の記入欄」欄は、地方税法第45条の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親権扶助の記入欄を示しています。</p>																																	
② 所籍税務署名 姓 名 (氏名)		④ (フリガナ) あなたの氏名		⑤ お年玉の氏名 あなたの御名		扶																																																																																																																																																																																			
③ 配偶者扶助 市区町村名		⑥ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		⑦ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		⑧ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		⑨ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務																																																																																																																																																																																	
あなたに特例扶養調査や扶養親権扶助がなく、かつ、あなたの身が障害者、算定、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の欄に記入する必要はありません。																																																																																																																																																																																									
主たる扶養から控除される場合は、扶養親権扶助の記入欄	<table border="1"> <tr> <td>区分等</td> <td>氏 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>住所 又は 勤用</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>B (16歳以上 (16歳未満)</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>C (16歳未満 の勤労学生)</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>D (他の扶養者 扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>○ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」欄は、平成22年8月1日現在の所得報酬開催法の規定に基づいて作成しております。 ○ 「申告の給付」とは、この申告書を提出した給付から受けられる給付をいいます。 ○ 「扶助対象配偶者」とは、扶助対象配偶者に該当する場合には、「老人扶助対象配偶者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者」とは、扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ この申告書の記入によっては、裏面の「申告についてのご注意」欄と照合してください。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">扶助親権扶助の記入欄</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>○ 「扶助親権扶助の記入欄」欄は、地方税法第45条の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親権扶助の記入欄を示しています。</p> </td> </tr> </table>										区分等	氏 名	あなたの 扶助年 月日	扶養親権扶助の記入欄		住所 又は 勤用	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		⑤	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		⑥	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		B (16歳以上 (16歳未満)		姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		C (16歳未満 の勤労学生)	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		D (他の扶養者 扶助の記入欄)	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由		<p>○ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」欄は、平成22年8月1日現在の所得報酬開催法の規定に基づいて作成しております。 ○ 「申告の給付」とは、この申告書を提出した給付から受けられる給付をいいます。 ○ 「扶助対象配偶者」とは、扶助対象配偶者に該当する場合には、「老人扶助対象配偶者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者」とは、扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ この申告書の記入によっては、裏面の「申告についてのご注意」欄と照合してください。</p>										扶助親権扶助の記入欄										<table border="1"> <tr> <td>⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> </table>										⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶助月日 及び事由	1	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	2	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	3	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	<p>○ 「扶助親権扶助の記入欄」欄は、地方税法第45条の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親権扶助の記入欄を示しています。</p>																																																																								
	区分等	氏 名	あなたの 扶助年 月日	扶養親権扶助の記入欄		住所 又は 勤用	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由																																																																																																																																																																																
	⑤	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由																																																																																																																																																																																	
	⑥	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由																																																																																																																																																																																	
	B (16歳以上 (16歳未満)	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由																																																																																																																																																																																	
	C (16歳未満 の勤労学生)	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由																																																																																																																																																																																	
D (他の扶養者 扶助の記入欄)	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由																																																																																																																																																																																		
<p>○ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」欄は、平成22年8月1日現在の所得報酬開催法の規定に基づいて作成しております。 ○ 「申告の給付」とは、この申告書を提出した給付から受けられる給付をいいます。 ○ 「扶助対象配偶者」とは、扶助対象配偶者に該当する場合には、「老人扶助対象配偶者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者」とは、扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ この申告書の記入によっては、裏面の「申告についてのご注意」欄と照合してください。</p>																																																																																																																																																																																									
扶助親権扶助の記入欄																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td>⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> </table>										⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	1	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	2	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	3	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由																																																																																																																																																				
⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由																																																																																																																																																																																
1	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由																																																																																																																																																																																
2	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由																																																																																																																																																																																
3	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由																																																																																																																																																																																
<p>○ 「扶助親権扶助の記入欄」欄は、地方税法第45条の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親権扶助の記入欄を示しています。</p>																																																																																																																																																																																									

(3) 工薪族的扶養控除等(変動)申告書 样本

<p>(この申告書は、あなたの給与について配偶者扶助や扶養控除、障害者扶助などの特例を受けるために提出するものです。) この申告書は、扶助対象配偶者が扶養親権に該当する人がいない人と提出する必要があります。</p>																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">② 所籍税務署名 姓 名 (氏名)</td> <td colspan="2">④ (フリガナ) あなたの氏名</td> <td colspan="2">⑤ お年玉の氏名 あなたの御名</td> <td colspan="2">扶</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ 配偶者扶助 市区町村名</td> <td colspan="2">⑥ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務</td> <td colspan="2">⑦ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務</td> <td colspan="2">⑧ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務</td> <td colspan="2">⑨ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務</td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">あなたに特例扶養調査や扶養親権扶助がなく、かつ、あなたの身が障害者、算定、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の欄に記入する必要はありません。</td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">主たる扶養から控除される場合は、扶養親権扶助の記入欄</td> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>区分等</td> <td>氏 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>住所 又は 勤用</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>B (16歳以上 (16歳未満))</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>C (16歳未満 の勤労学生)</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>D 勤労学生</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>○ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」欄は、平成22年8月1日現在の所得報酬開催法の規定に基づいて作成しております。 ○ 「申告の給付」とは、この申告書を提出した給付から受けられる給付をいいます。 ○ 「扶助対象配偶者」とは、扶助対象配偶者に該当する場合には、「老人扶助対象配偶者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者」とは、扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ この申告書の記入によっては、裏面の「申告についてのご注意」欄と照合してください。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">扶助親権扶助の記入欄</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>○ 「扶助親権扶助の記入欄」欄は、地方税法第45条の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親権扶助の記入欄を示しています。</p> </td> </tr> </table> </td></tr></table>										② 所籍税務署名 姓 名 (氏名)		④ (フリガナ) あなたの氏名		⑤ お年玉の氏名 あなたの御名		扶				③ 配偶者扶助 市区町村名		⑥ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		⑦ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		⑧ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		⑨ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		あなたに特例扶養調査や扶養親権扶助がなく、かつ、あなたの身が障害者、算定、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の欄に記入する必要はありません。										主たる扶養から控除される場合は、扶養親権扶助の記入欄	<table border="1"> <tr> <td>区分等</td> <td>氏 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>住所 又は 勤用</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>B (16歳以上 (16歳未満))</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>C (16歳未満 の勤労学生)</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>D 勤労学生</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>○ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」欄は、平成22年8月1日現在の所得報酬開催法の規定に基づいて作成しております。 ○ 「申告の給付」とは、この申告書を提出した給付から受けられる給付をいいます。 ○ 「扶助対象配偶者」とは、扶助対象配偶者に該当する場合には、「老人扶助対象配偶者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者」とは、扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ この申告書の記入によっては、裏面の「申告についてのご注意」欄と照合してください。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">扶助親権扶助の記入欄</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>○ 「扶助親権扶助の記入欄」欄は、地方税法第45条の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親権扶助の記入欄を示しています。</p> </td> </tr> </table>										区分等	氏 名	あなたの 扶助年 月日	扶養親権扶助の記入欄		住所 又は 勤用	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		⑤	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		⑥	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		B (16歳以上 (16歳未満))	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		C (16歳未満 の勤労学生)	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		D 勤労学生	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由		<p>○ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」欄は、平成22年8月1日現在の所得報酬開催法の規定に基づいて作成しております。 ○ 「申告の給付」とは、この申告書を提出した給付から受けられる給付をいいます。 ○ 「扶助対象配偶者」とは、扶助対象配偶者に該当する場合には、「老人扶助対象配偶者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者」とは、扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ この申告書の記入によっては、裏面の「申告についてのご注意」欄と照合してください。</p>										扶助親権扶助の記入欄										<table border="1"> <tr> <td>⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> </table>										⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶助月日 及び事由	1	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	2	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	3	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	<p>○ 「扶助親権扶助の記入欄」欄は、地方税法第45条の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親権扶助の記入欄を示しています。</p>																																	
② 所籍税務署名 姓 名 (氏名)		④ (フリガナ) あなたの氏名		⑤ お年玉の氏名 あなたの御名		扶																																																																																																																																																																																			
③ 配偶者扶助 市区町村名		⑥ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		⑦ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		⑧ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務		⑨ 在 月 日 扶養親権 又は 勤務																																																																																																																																																																																	
あなたに特例扶養調査や扶養親権扶助がなく、かつ、あなたの身が障害者、算定、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の欄に記入する必要はありません。																																																																																																																																																																																									
主たる扶養から控除される場合は、扶養親権扶助の記入欄	<table border="1"> <tr> <td>区分等</td> <td>氏 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>住所 又は 勤用</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>B (16歳以上 (16歳未満))</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>C (16歳未満 の勤労学生)</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td>扶助月日及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日及び事由</td> </tr> <tr> <td>D 勤労学生</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td colspan="2">扶養親権扶助の記入欄</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td colspan="2">扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>○ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」欄は、平成22年8月1日現在の所得報酬開催法の規定に基づいて作成しております。 ○ 「申告の給付」とは、この申告書を提出した給付から受けられる給付をいいます。 ○ 「扶助対象配偶者」とは、扶助対象配偶者に該当する場合には、「老人扶助対象配偶者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者」とは、扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ この申告書の記入によっては、裏面の「申告についてのご注意」欄と照合してください。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="10" style="text-align: center;">扶助親権扶助の記入欄</td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <table border="1"> <tr> <td>⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="10"> <p>○ 「扶助親権扶助の記入欄」欄は、地方税法第45条の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親権扶助の記入欄を示しています。</p> </td> </tr> </table>										区分等	氏 名	あなたの 扶助年 月日	扶養親権扶助の記入欄		住所 又は 勤用	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		⑤	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		⑥	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		B (16歳以上 (16歳未満))		姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		C (16歳未満 の勤労学生)	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由		D 勤労学生	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由		<p>○ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」欄は、平成22年8月1日現在の所得報酬開催法の規定に基づいて作成しております。 ○ 「申告の給付」とは、この申告書を提出した給付から受けられる給付をいいます。 ○ 「扶助対象配偶者」とは、扶助対象配偶者に該当する場合には、「老人扶助対象配偶者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者」とは、扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ この申告書の記入によっては、裏面の「申告についてのご注意」欄と照合してください。</p>										扶助親権扶助の記入欄										<table border="1"> <tr> <td>⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> </table>										⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶助月日 及び事由	1	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	2	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	3	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	<p>○ 「扶助親権扶助の記入欄」欄は、地方税法第45条の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親権扶助の記入欄を示しています。</p>																																																																								
	区分等	氏 名	あなたの 扶助年 月日	扶養親権扶助の記入欄		住所 又は 勤用	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由																																																																																																																																																																																
	⑤	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由																																																																																																																																																																																	
	⑥	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由																																																																																																																																																																																	
	B (16歳以上 (16歳未満))	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由																																																																																																																																																																																	
	C (16歳未満 の勤労学生)	姓 名	生 年 月 日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日及び事由	扶助月日及び事由	扶助月日及び事由																																																																																																																																																																																	
D 勤労学生	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶養親権扶助の記入欄		扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由																																																																																																																																																																																		
<p>○ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」欄は、平成22年8月1日現在の所得報酬開催法の規定に基づいて作成しております。 ○ 「申告の給付」とは、この申告書を提出した給付から受けられる給付をいいます。 ○ 「扶助対象配偶者」とは、扶助対象配偶者に該当する場合には、「老人扶助対象配偶者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者」とは、扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ 「扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助に該当する場合には、「老人扶助親権扶助者又は老人扶助親権扶助」欄に□印を付けてください。 ○ この申告書の記入によっては、裏面の「申告についてのご注意」欄と照合してください。</p>																																																																																																																																																																																									
扶助親権扶助の記入欄																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <tr> <td>⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)</td> <td>姓 名</td> <td>あなたの 扶助年 月日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>姓 名</td> <td>生 年 月 日</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> <td>扶助月日 及び事由</td> </tr> </table>										⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	1	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	2	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	3	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由																																																																																																																																																				
⑧ (主たる扶 養親権扶助の記入欄)	姓 名	あなたの 扶助年 月日	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由																																																																																																																																																																																
1	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由																																																																																																																																																																																
2	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由																																																																																																																																																																																
3	姓 名	生 年 月 日	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由	扶助月日 及び事由																																																																																																																																																																																
<p>○ 「扶助親権扶助の記入欄」欄は、地方税法第45条の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親権扶助の記入欄を示しています。</p>																																																																																																																																																																																									

- 平成〇年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
- 扶助の支払者の名称(姓名)
- 扶助の支払者の所在地(住所)
- あなたの氏名
- 扶助対象配偶者
- 扶助対象扶養調査(16歳以上)
- 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生
- 16歳未満の扶養親族

2. 税法上の非居住者

外国人であっても居住者と非居住者では課税の範囲や税率が異なります。居住者とは、日本に1年以上住んでいる方で、日本人と同じ税率がかかりますが、日本に来て1年に満たない非居住者は、所得税の減免が受けられます。

源泉徴収義務者（給与支払い者）が最初の支払い日までに「租税条約に関する届出書」を納税地の所轄税務署長宛に提出します。概ね国内源泉所得の20%が源泉徴収されます。
給与所得者以外の方（自営業もしくは2か所以上に勤めている方など）は、確定申告（P 279～）をします。

(1) 課税所得の範囲

区分		課税所得の範囲				
		国内源泉所得		国外源泉所得		
居住者	永住者	国内支払	国外支払	国外支払		
	非永住者*	国外支払	国外から国内に送金されたもの (海外から日本の口座に振込まれたもの)	国外から国内に送金されないもの (海外の口座に振込まれたもの)		
非永住者	原則として課税	原則として課税	かぜい課税	かぜい課税	かぜい課税	かぜい非課税

* 非永住者とは、過去10年内に合計5年以内日本に居住しているひとです。在留資格の「永住者」とは違います。

2. 税法上の非居住者

即使是外国人，作为纳税人也被区分为居住者和非居住者，在征税的范围及税率上会有所差别。居住者是指在日本居住1年以上的人，缴纳的税率和日本人相同，来日本未满一年的人，称为非居住者，缴纳所得税时，可以得到减免。

义务征收所得税者(雇主)在第一次支付工资日之前，向纳税所属地区的税务署署长提交「租税条约相关申报书」。非居住者大约会被征收日本境内收入的20%的税金。

工薪族以外的人(自营业者或在2个地方以上工作的人等)需要进行纳税确定申报。(P 280～)

(1) 所得税征税范围

区分	所得税征税范围					
	境内收入来源所得		境外收入来源所得			
	境内支付	境外支付	境内支付	境外支付	从境外向日本境内汇入的款项 (从境外向日本的银行账户里汇入的款项)	没从境外向日本境内汇入的款项 (在境外的银行帐户里汇入款项)
居住者	永住者	全额征税	全额征税	全额征税	全额征税	全额征税
	非永住者*	全额征税	全额征税	全额征税	全额征税	免税
非居住者		原则上征税		免税		

* 非永住者是指过去10年内在日本居住合计不到5年的人。与在留资格的「永住者」不同。

(2) 税税条约

租税条约とは、国家間レベルで締結される租税に関する条約で正式には「二重課税の回避及び脱税の防止のための条約」と呼ばれています。日本は55の国と租税条約を締結しています。非居住者の居住地国と日本との間で租税条約が締結されている場合には、その非居住者の日本での源泉所得に対する課税が軽減または免除される場合があります。免除などをする場合には、所定の届出書や還付請求書を国内源泉所得の支払い者を経由して近くの税務署に提出する必要があります。詳しい手続きなどは、税務署に問い合わせてください。

(2) 租税条约

所谓租税条约，是指国家之间缔结的关于租税的条约，正式名称为「避免双重征税及防止偷漏税的相关协定」。日本与 55 国家签订了租税条约。

如果非居住者的国家与日本之间缔结了租税条约，那么对该非居住者在日本的收入所得所征收的税款，有可能得到减轻或免除。

如果要得到免除等，需要通过日本境内收入来源支付者（雇主），向就附近的税务局提交指定的申报书和退还税款申请书。详细的手续等，请向税务局咨询。



3. 年末調整

年末調整とは、1年間の給与総額が確定する年に、その年の納めるべき税額を正しく計算し、毎月の給料から徴収してきた所得税額の過不足額を精算することをいいます。差額が生じた時は、その徴収または返付を、12月の給料で行います。

所得税の過不足が生じる原因是、扶養者の異動、給料の変動、諸控除適用などによるもので、年末の所得税額の精算(年末調整)はごく一般的なことです。

(1) 源泉徴収票

勤務先を通じて1月1日から12月31日までに支払われた、給与の合計額や源泉徴収された所得税額などが記載されたものを源泉徴収票といい、翌年の1月ごろ勤務先の会社からもらいます。

源泉徴収票は、あなたの給与所得などを証明するとしても重要な書類で、在留資格の更新手続などのときに必要な書類です。大切に保管しておきましょう。

平成 年分 ①給与所得の源泉徴収票

支 払 を受ける 者		住所又は居所		氏 (アリナリ) 名 (会員名)	
種 別		支 払 金額	給与所得控除後の金額	所得控除額の合計額	源 泉 徴 収 税 額
内	千	円	内	千	円
控除対象配偶者の有無等 控除額の額 持 定 名		被 扶 养 者 の 数 (配偶者を除く。)	被 扶 养 者 の 種 (本人各姓く。)	社会保険料 の 控除額	生命保険料 の 控除額
否	有	人	人	内	内
内	千	円	内	千	円
(備考) 住宅借入金等特別控除可能額		国民年金保険料等の金額		配 傷 者 の 合計 所得	内
居住開始年月日				個人年金保険料の金額	内
				旧長期扶養料特別控除の金額	内
未成年者 相 別		本人扶養者 相 別	扶 養 者 相 別	扶 養 者 相 別	扶 養 者 相 別
丙	乙	丙	乙	丙	乙
相 別	相 別	相 別	相 別	相 別	相 別
外 国 人	死亡者	被 扶 养 者	被 扶 养 者	被 扶 养 者	被 扶 养 者
國籍	性別	年 齡	性別	年 齡	性別
国籍	性別	年齢	性別	年齢	性別
支 払 者	支 払 者	支 払 者	支 払 者	支 払 者	支 払 者
氏名又は名称		(電話)			
整 理 帳	①	④	⑤	⑥	⑦

3 1 5 - 1

3. 年末調整

所谓年末调整，是指在确定1年的工资总额的年末，正确计算那年应该缴纳的税额，对从每月的工资中征收的所得税额是否超过或不足而进行的细算。出现差额时，在12月份的工资中补交或退还。

所得税出现差额的原因，是由于扶养者的变动，工资的变动，各种扣除适用等多种情况，年末的所得税额的细算(年末调整)是非常普通的事。

(1) 源泉征收票

源泉征收票是指通过你的工作单位记载的从1月1日至12月31日发放的工资总额和被征收的所得税总额等的票据，在下一年的1月份左右由工作单位直接发给你。

源泉征收票，是证明你的收入等极其重要的资料，是在办理居留资格更新手续等时需要提交的必要文件。请妥善保管好。

平成 年分 ①給与所得の源泉徴収票

支 払 を受ける 者		住所又は居所		氏 (アリナリ) 名 (会員名)	
種 別		支 払 金額	給与所得控除後の金額	所得控除額の合計額	源 泉 徴 収 税 額
内	千	円	内	千	円
控除対象配偶者の有無等 控除額の額 持定名		被 扶 养 者 の 数 (配偶者を除く。)	被 扶 养 者 の 種 (本人各姓く。)	社会保険料 の 控除額	生命保険料 の 控除額
否	有	人	人	内	内
内	千	円	内	千	円
(備考) 住宅借入金等特別控除可能額		国民年金保険料等の金額		配 傷 者 の 合計 所得	内
居住開始年月日				個人年金保険料の金額	内
				旧長期扶養料特別控除の金額	内
未成年者 相 別		本人扶養者 相 別	扶 養 者 相 別	扶 養 者 相 別	扶 養 者 相 別
丙	乙	丙	乙	丙	乙
相 別	相 別	相 別	相 別	相 別	相 別
外 国 人	死亡者	被 扶 养 者	被 扶 养 者	被 扶 养 者	被 扶 养 者
國籍	性別	年 齡	性別	年 齡	性別
国籍	性別	年齢	性別	年齢	性別
支 払 者	支 払 者	支 払 者	支 払 者	支 払 者	支 払 者
氏名又は名称		(電話)			
整 理 帳	①	④	⑤	⑥	⑦

3 1 5 - 1

- ① 給与所得の源泉徴収票
しはらいうもの
- ② 支払を受ける者
しはらいきんがく
- ③ 支払金額
きんがく
- ④ 給与所得控除後の金額
しょくじゆこうじゆかく
- ⑤ 所得控除の額の合計額
げんせんちとうしうせいかく
- ⑥ 源泉徴収税額
はいきゅうしゃとくべつこうじよ
- ⑦ 配偶者特別控除の額
ふようしんぞくかず
- ⑧ 扶養親族の数
しゃやいほけんりょうどう
- ⑨ 社会保険料*等の金額
せいかいほけんりょうこうじょがく
- ⑩ 生命保険料の控除額
じしんほけんりょうこうじょがく
- ⑪ 地震保険料の控除額
じゆうたんくわいほけんりょうとうくべつこうじょ
- ⑫ 住宅借入金等特別控除の額
しはらいしゃ
- ⑬ 支払者

*社会保険料とは、健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料の合計額をさします。

(2) 支払調書
しょどくせいしょ
所得法によって、謝礼金や不動産の使用料等の支払者は、その支払の明細について税務署に報告することが義務となっていますが、このような支払いの報告書類を支払調書といいます。支払者は、支払いの受け取り者にも支払調書を発行することになりますので、支払調書を受け取った場合は、確定申告(P279～)の際に提出しましょう。

(3) 母国への送金による所得税
ほこくそうきんしょとくぜい
母国にいる扶養家族に、生活費を送金していることがわかる国外送金依頼書(控)などの書類を持参し確定申告をすると扶養控除の対象になります。確定申告(P279～)参照

- ① 工资所得的源泉征收票
- ② 工资领受者
- ③ 支付金额
- ④ 工资所得扣除后的金额
- ⑤ 所得扣除金额的合计额
- ⑥ 源泉征收税额
- ⑦ 配偶特别扣除的金额
- ⑧ 扶养亲属的人数
- ⑨ 社会保险费*等的金额
- ⑩ 人寿保险费的扣除金额
- ⑪ 地震保险费的扣除金额
- ⑫ 住房贷款等特别扣除的金额
- ⑬ 支付者

*社会保险费，是指健康保险费、厚生年金保险费、雇佣保险费的合计金额。

(2) 支付报告书

根据所得税法规定，支付报酬和房地产使用费的人，有义务把此支付明细向税务局汇报，像这样的支付报告材料称为支付报告书。支付者，也会向被支付者出具支付报告书，所以如果你领取了支付报告书，请在确定申告 纳税确定申报(P 280～)时提交吧。

(3) 向自己国家汇款时的所得税

如果能把能证明你给国内的扶养亲属邮寄生活费的国外汇款委托书(副本)等资料进行了纳税确定申报，那么你在国内的扶养亲属就成为扶养扣除对象。请参考确定申告(P 280～)

給与所得者は、会社を経由して「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に母国にいる扶養家族を含め必ず記入し提出します。提出した月から、給与から差し引かれる所得税が軽減されます。

4. 確定申告

前年1月1日から12月31日の1年間で得た所得について、確定した金額を計算し、その所得金額に対して税額を算出し、申告します。
所得税が、①アルバイトなど給与から引かれていない人や、②2年以上から給付を貰っている人、③自営業者や給与以外に所得のある人などは、翌年の2月16日から3月15日までの間に、近くの税務署で「確定申告」をする必要があります。
申告用紙は、在日期間が1年以上で、前年に確定申告をして納税した人に郵送されます。これから新しく確定申告しようとする人や、勤務先で源泉徴収されている人には郵送されません。

〈必要書類〉

- ① 前年の所得を証明するもの（源泉徴収票や支払い証明書）
- ② 扶養控除に必要なもの（出生証明や結婚証明書）
- ③ 保険料控除に必要なもの（保険の控除証明書）
- ④ 医療費控除に必要なもの（支払った医療費の領収書）
- ⑤ 送金の国外送金依頼書（控）と計算書
(受取人と同居していない親族を扶養している場合)
- ⑥ 本人名義の預金通帳
- ⑦ 外国人登録証明書
- ⑧ 印鑑

(1) e-Tax

確定申告の手続きをインターネットでできます。このシステムを「e-Tax（イータックス）」と呼ばれています。利用するには、

工资所得者，请务必在「工资所得者的扶养扣除等(变动)申报书」上填写包括在国内的扶养家属在内的所有事项，通过公司提交给税务局。从提交的那个开始，从工资扣除的所得税会得到减免。

4. 确定申告(纳税确定申报)

计算前一年的1月1日开始至12月31日的1年内所确定的工资金额，针对这个工资金额计算出税额，进行申报。

对于所得税，①临时工等工资中没被扣减的人，或者②从2个以上的地方得到工资的人，或者③自营业者和工资以外有收入的人等，在下一年的2月16日到3月15日之间，需要到就近的税务局办理「确定申告」的手续。

在日本居住1年以上，而且在前一年办理了确定申告后纳了税的人将会收到邮寄来的申告表格。现在开始想要重新办理确定申告的人和在公司被征收所得税的人不会收到申告表格。

〈必要材料〉

- ① 能证明前一年的收入的材料(源泉征收票和支付证明书)
- ② 为申请扶养扣除的必要的材料(出生证明和结婚证明书)
- ③ 为申请保险费扣除的必要的材料(保险的扣除证明书)
- ④ 为申请医疗费扣除的必要的材料(医疗费的支付收据)
- ⑤ 国外汇款委托书(备份)和清单
(如果扶养了不起同居的亲属)
- ⑥ 本人名义的存折
- ⑦ 外国人登录证明书
- ⑧ 印章

(1) e-Tax

用因特网能办理确定申告的手续。这个系统称作「e-Tax」。e-Tax 的

ぜいむしょ まどぐち こくせいちょう きんこう
税務署の窓口または、国税庁のホームページを参考にしてください

い。
こくせいちょう えいごばん
●国税庁ホームページ (英語版)

http://www.nta.go.jp/foreign_language/index.htm

(2) 確定申告書用紙 (見本)

利用方法、请咨询税务局的窗口，或参考国税厅的网页。

●国税厅的网页(英文版)

http://www.nta.go.jp/foreign_language/index.htm

(2) 纳税 确定申报表格 (样本)

平成□年分の所得税の 申告書B		F A 0 0 2 5
第一表 (平成二十一年度分以降用)		
住 所	姓 名	
支 所	生 活 所 在 地	申告書用紙
税 収 入 金額 等	税 金 の 金額 等	税 金 の 金額 等
所 得 金 額	所 得 金 額	所 得 金 額
差 し 引 か れ る 金 額	差 し 引 か れ る 金 額	差 し 引 か れ る 金 額
合 计	合 计	合 计
被 扶 全 額	被 扶 全 額	被 扶 全 額
扶 携 学 生、障 害 者	扶 携 学 生、障 害 者	扶 携 学 生、障 害 者
記 保 有 特 别 捷 报	記 保 有 特 别 捷 报	記 保 有 特 别 捷 报
扶 携 金 額	扶 携 金 額	扶 携 金 額
合 计	合 计	合 计

平成□年分の所得税の 申告書B		F A 0 0 2 5
第一表 (平成二十一年度分以降用)		
住 所	姓 名	
支 所	生 活 所 在 地	申告書用紙
税 収 入 金額 等	税 金 の 金額 等	税 金 の 金額 等
所 得 金 額	所 得 金 額	所 得 金 額
差 し 引 か れ る 金 額	差 し 引 か れ る 金 額	差 し 引 か れ る 金 額
合 计	合 计	合 计
被 扶 全 額	被 扶 全 額	被 扶 全 額
扶 携 学 生、障 害 者	扶 携 学 生、障 害 者	扶 携 学 生、障 害 者
記 保 有 特 别 捷 报	記 保 有 特 别 捷 报	記 保 有 特 别 捷 报
扶 携 金 額	扶 携 金 額	扶 携 金 額
合 计	合 计	合 计

5. 住民税

都道府県と市町村に納める 2 つの地方税を合計したものを住民税といいます。1月1日現在、居住していた市町から課税されます。毎年1月1日～12月31日までの所得が課税対象となり、翌年の6月から納めます。

納入方法は、特別徴収と普通徴収に分かれます。
会社に勤めている会社員の場合、毎月の給料から天引きされ、会社が本人に代わって各市町に納めますが、これを特別徴収といいます。
給与から引かれない場合や、会社を退職した人は、各市町から郵送されてくる納税通知書に従って、本人が直接納める方法を普通徴収といいます。普通徴収の場合は、一括で納める方法と分割で納める方法があり、自由に選ぶことができます。
分割で納めるときは、6月、8月、10月、翌年1月の年4回が一般的です。納付には、口座振替やコンビニエンスストアや郵便局で納付することができます。
納期限内に支払わないことを滞納といいます。滞納をすると、督促状が送付され、延滞金がかかります。納期限を守りましょう。

6. 消費税

医療、福祉、教育などを除いた商品・製品の販売やサービスを受けたりするときに支払うお金に税率 5 % 課税されます。値段に消費税が含まれて表示されている「内税」と、消費税が含まれず別に加算される「外税」があります。

5. 居民税

向都道府县与市町村 2 个地方交纳的地方税款，合计称为居民税。在这一年的1月1日时，由你所居住的市町征收居民税。征税对象为每年的1月1日～12月31日为止的收入，从第二年的6月开始纳税。

纳税方法，分成特别征收与普通征收两种。

如果是在公司上班的公司职员，从每月的工资中先行扣除，由公司代替本人向各市町交纳，这种方法称为特别征收。

如果不能从工资中先行扣除，或已离职的人，按照从市町邮寄来的纳税通知书，由本人直接纳税的方法，称为普通征收。普通征收，有一次性纳税和分期纳税的方法，可以自由选择。

分期纳税，一般是在6月、8月、10月、和第二年的1月，每年4次。可通过转帐或者在便利店或邮局缴纳税金。

在缴纳期限内没有支付税金的行为称为滞纳(逾期未缴)。逾期未缴的话，会收到催促信，需另缴滞纳金。让我们遵守缴纳期限吧。

6. 消費税

在接受医疗、福利、教育等之外的商品·产品的销售或服务时支付的金额上，需征收 5% 税率的消费税。当其包含在价格中就表明为「内税」，当其不包含在价格中需要另外加算的是「外税」。

7. 自動車税

詳しく述べ
詳しくは、自動車税（P 297～）を見ましょう。

8. 固定資産税

1月1日の時点で保有している土地や家屋等にかかる税金です。口座振替や市町から送られてくる納付書で納入します。滞納すると延滞金がかかるので注意しましょう。

7. 机动车税

详细请参阅、关于机动车税(P 298～)。

8. 固定资产税

对1月1日所拥有的土地和房屋等需缴纳的税金。通过转帐或凭市町发出的缴纳通知书缴纳。如果逾期未缴需缴纳滞纳金，请留意。

じどうしゃ 自動車

1. 運転免許証の取得

日本で自動車を運転できる免許証やその取得方法は次のとおりです。

(1) 日本の運転免許証

県公安委員会で指定された自動車教習所で運転技術や交通ルールなどを学び、卒業検定に合格した後、運転免許試験場で適性試験と学科試験に合格すると日本の運転免許証が発行されます。自動車教習所に行かずに、直接、運転免許試験場で運転技能試験および学科試験（日本語と英語のみ）を受ける方法もあります。しかし、運転技能試験は運転ができるだけでは合格できませんので、事前の十分な準備が必要となります。

(2) 外国で発行された運転免許証から日本の運転免許証への切り替え

国外で運転免許証を取得してから、通算して3か月以上その国に滞在していた場合は、確認審査^{*1}に合格すると日本の運転免許証に切り替えることができます。

〈申請場所〉 栃木県運転免許センター

（鹿沼市下石川 681 TEL 0289-76-0110）

〈必要書類〉 • 外国の運転免許証（有効期限内のもの）

（交付日の記載のない免許証の場合は、免許の交付日を証明する書類が必要です。）

• 外国の運転免許証の日本語訳文

（日本にある在外公館または日本自動車連盟（J A F）^{*2}によって翻訳されたものののみ有効です。）

• パスポート

• 外国人登録証明書（栃木県に外国人登録していることを確認します）

机动车

1. 驾驶执照的取得

下面来介绍在日本驾驶机动车的驾驶执照及驾照的取得方法。

(1) 日本的驾驶执照

在县公安委员会指定的驾校学习开车的技术、交通规则等，通过毕业审定后，去驾照考场接受适应性检查和学科考试，合格后就能领取到日本的驾驶执照。也可以不去驾校，直接去驾照考场，参加驾驶技能考试以及学科考试（只有日语版和英语版试卷）。但是，会开车不代表就能通过驾驶技能考试，所以必须事先做好充分准备。

(2) 用在国外取得的驾驶执照来换取日本的驾驶执照

在国外取得驾照以后，如果在那个国家前后逗留满3个月以上，并通过确认审查^{*1}合格后，就能换取日本的驾驶执照。

〈申请地点〉 栃木县驾照中心

（鹿沼市下石川 681 电话 0289-76-0110）

〈必要材料〉 • 外国的驾照（有效期限以内）

＊如果驾照上没有写明交付日期，必须出示能证明驾照交付日期的材料。

• 外国驾照的日语译文

＊只有驻日大使馆或日本机动车联盟（JAF）^{*2}翻译的才有效。

• 护照

• 外国人登录证明书（确认在栃木县作过外国人登录）

• 申請用写真（縦30mm×横24mm、6か月以内に無帽で撮影したもの）*運転免許センターでも写真を撮れます

*出身国により、追加の書類が求められることがありますので、詳しくは栃木県運転免許センターに問い合わせてください。

〈手数料〉
申請手数料：2,400円（普通車）
交付手数料：2,100円

〈受付時間〉 月曜日～金曜日（休日を除く）13:00～14:00

* 1 確認審査とは、運転や交通ルール等の「知識確認」と運転免許センターのコース内を実際に走行する「技能確認」のことです。栃木県運転免許センターでは、ふりがな付きの日本語のほか、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ペルシャ語で受けすることができます。

また、下記の国と地域の出身の方については、確認審査は免除されます。

確認審査が免除される国と地域

アイスランド、アイルランド、イギリス、イタリア、オーストリア、オーストラリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク、台湾（23か国、1地域）

* 2 日本自動車連盟（JAF）への翻訳依頼は、直接あるいは郵送で申請できます。

• 申请用照片（长 30mm 宽 24mm、6 个月以内拍的免冠照）
*在驾照中心也可以拍照

* 根据不同的国籍，也有可能被要求附加材料，详细情况请向栃木县驾照中心咨询。

<手续费> 申请手续费：2,400 日元（普通车）交付手续费：2,100 日元

<受理时间> 周一～周五（节假日除外）13:00～14:00

*1 确认审查，是指驾驶及交通规则等的「知识确认」以及在驾照中心的跑道内实际行驶的「技能确认」。在栃木县驾照中心，除了有标有平假名的日语版试卷以外，还有英语、中文、葡萄牙语、西班牙语、波斯语版试卷。

此外，来自下列国家和地区的人员，可以免除确认审查。

可以免除确认审查的国家和地区

冰岛，爱尔兰，英国，意大利，奥地利，澳大利亚，荷兰，加拿大，韩国，希腊，瑞士，瑞典，西班牙，捷克，丹麦，德国，新西兰，挪威，芬兰，法国，比利时，葡萄牙，卢森堡，台湾（23个国家，1个地区）

*2 委托日本机动车联盟（JAF）翻译，可直接申请也可邮寄申请。

- <必要書類>
- ・申請書（J A F のホームページでダウンロードするか、電話連絡をしてファックス等で送ってもらえます）
 - ・外国の運転免許証（原本）
 - ・外国人登録証明書のコピー（アラビア語圏、ロシア語圏の方、韓国、タイ、ミャンマーの方のみ必要）

<料金>
3,000円
<所要日数>
原則として即日。ただし、アラビア語、ロシア語、韓国語、タイ語、ミャンマー語等は2週間～3週間かかります。

<郵送による申請方法> 上記の必要書類（外国の免許証について、両面カラーコピーしてください）と料金（3,000円）と返送料（380円）を添えて現金書留で送ります。（現金書留の封筒は、郵便局で入手できます。）

<申請先>
J A F 栃木支部
(〒321-0166 宇都宮市今宮2-4-6 栃木県自動車会館内 TEL 028-659-3322)

- J A F ホームページ（申請書）
 - 英語 http://www.jaf.or.jp/inter/translation/pdf/pdf_apli_english.pdf
 - 中国語 http://www.jaf.or.jp/inter/translation/pdf/pdf_apli_chinese.pdf
 - ポルトガル語 http://www.jaf.or.jp/inter/translation/pdf/pdf_apli_portu.pdf
 - スペイン語 http://www.jaf.or.jp/inter/translation/pdf/pdf_apli_spanish.pdf

- <必要材料>
- ・申请书（在 JAF 的网页上下载，也可以电话联系 JAF 后，用传真等为你发送过来）
 - ・外国的驾驶执照（原件）
 - ・外国人登录证的复印件（只要求阿拉伯语圈、俄语圈、韩国、泰国、缅甸的申请者提交）

<費用> 3,000 日元

<所需时间>

原则上是当天就可以办理完手续。只是阿拉伯语，俄语，韩语，泰国语缅甸语等需花费 2 ~ 3 周时间。

<邮寄申请方法>

将上述必要材料(如果是外国驾照，请准备正反两面彩色复印件)附上手续费(3000 日元)和回寄费(380 日元)用汇款挂号信邮寄至以下地址。(汇款挂号信的信封，可以在邮局得到。)

<申请地址> J A F 栃木支部

（邮编 321-0166 宇都宮市今宮 2-4-6 栃木县机动车会馆内
电话 028-659-3322）

●JAF 网页（申请书）

英语

http://www.jaf.or.jp/inter/translation/pdf/pdf_apli_english.pdf

中文

http://www.jaf.or.jp/inter/translation/pdf/pdf_apli_chinese.pdf

葡萄牙语

http://www.jaf.or.jp/inter/translation/pdf/pdf_apli_portu.pdf

西班牙语

http://www.jaf.or.jp/inter/translation/pdf/pdf_apli_spanish.pdf

かんこくご
韓国語

http://www.jaf.or.jp/inter/translation/pdf/pdf_apli_hangul.pdf
タイ語
http://www.jaf.or.jp/inter/translation/pdf/pdf_apli_thai.pdf

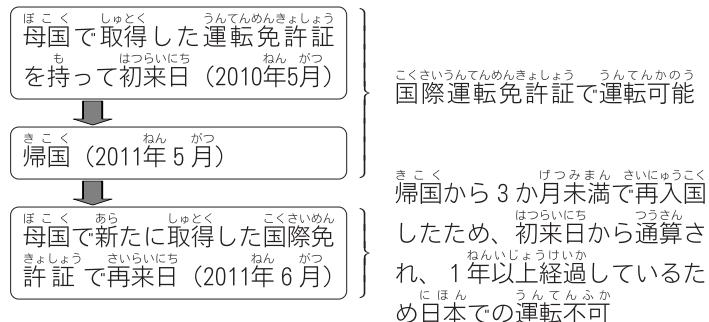
(3) 国際運転免許証

どうろこうつうかくめい はつこう
道路交通に関するジュネーブ条約に加盟している国で発行され
た国際運転免許証で運転可能です。道路交通法により、来日し
た日 *から1年までは有効です。日本に長期滞在する方は、日本
の免許証に切り替えることをお勧めします。

●警視庁ホームページ（ジュネーブ条約加盟国掲載）

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/>

らいにち ひ menkyo/kokugai/kokugai04.htm
* 来日した日とは、原則として初来日を指します。外国人登録
をしている方が、日本から出国し3ヶ月以内に再入国した場合は、
「来日した日」とはみなされません。



(4) 外国で発行された運転免許証で運転する

スイス、ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、台湾で發
行された運転免許証で日本の道路を運転できます。ただし、
運転免許証の日本語翻訳文も携行する必要があります。翻訳は、

韓語

http://www.jaf.or.jp/inter/translation/pdf/pdf_apli_hangul.pdf
泰国语
http://www.jaf.or.jp/inter/translation/pdf/pdf_apli_thai.pdf

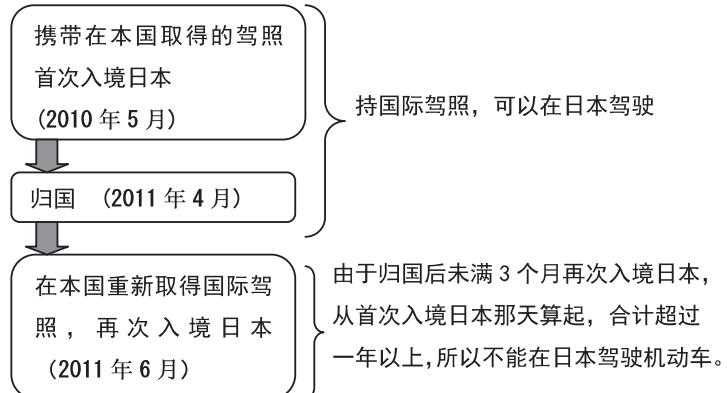
(3) 国際驾驶执照

持有与道路交通相关的日内瓦条约加盟国发放的国际驾驶执照者，可以在日本驾驶车辆。根据道路交通法规定，国际驾驶执照是自入境日本的那天*起一年内有效。对于长期居住日本的人，建议换取日本的驾驶执照。

●警视厅的网页（刊登有日内瓦条约加盟国的名称）

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/menkyo/menkyo/kokugai/kokugai04.htm>

*入境日本的那天，原则上是指第一次入境日本的那天。办理完外国人登录手续的人，如果从日本出境后3个月以内，再入境日本的话，将不被承认是「入境日本的那天」。



(4) 持在国外取得的驾照在日本驾驶机动车

持有在瑞士、德国、法国、意大利、比利时、台湾发放的驾照，可以在日本驾驶机动车。只是，需要随身携带驾驶执照的日语译文。请委托

前述の J A F に依頼してください。有効期限は、日本入国から 1 年間です。日本に長期滞在する方は、日本の免許証に切り替えることをお勧めします。また、J A F で依頼した日本語翻訳文を、切り替え申請時に利用することもできます。□日本自動車連盟 (J A F) (P 291～) 参照



2. 運転免許証の更新等

(1) 運転免許証の有効期限・更新手続き

免許証の有効期限は、最初の交付日から 3 回目の誕生日の 1か月後、2 回目以降は、大きな違反がなければ 5 年ごとの更新手続きとなります。更新時期が近づくと「運転免許更新のお知らせ」が郵送で届きます（住所が変わったときは、必ず転居先の最寄りの警察署で変更手続きをしておきましょう）。更新手続きは、栃木県運転免許センターまたは、最寄りの警察署で行ってください。更新手続きを忘れると免許証は失効してしまいます。

(2) 運転免許証の失効と再取得

理由にかかわらず失効後、6 か月以内であれば、適正試験と講習を受けて免許証の再取得ができます。やむを得ない理由がある場合は、3 年未満、正当な理由がない場合でも 1 年未満であれば、運転免許センターで技能試験等に合格すれば、再取得が可能です。詳しくは、栃木県運転免許センター (P 287～) に問い合わせてください。

3. 自動車の所有

自動車を購入するときは、自動車の登録と所有者の登録を行い、自動車保険に加入したり、自動車を保管する場所を確保する必要があります。

前面所述的 J A F 翻译。有效期限，是从入境日本开始一年以内。对于长期居住日本的人，建议换取日本的驾驶执照。此外，委托 J A F 翻译的日语译文，在申请换取日本驾驶执照时也可以使用。参照□日本机动车联盟 (J A F) (P 292～)

2. 驾驶执照的更新等

(1) 驾驶执照的有效期限·更新手续

驾照的有效期限是从首次交付日开始至第三次生日后的一个月为止的那段时间。第二次以后的更新，如果没有严重违反交通规则的记录，每 5 年办理一次更换驾照手续。临近更新时，驾照中心会寄来「驾照更新通知」(如果住址变更，请务必去新住址就近的警察局办理好住址变更手续)。驾照更新手续可以在栃木县驾照中心或就近的警察局办理。如果忘记办理驾照更新手续，驾照就会失效。

(2) 驾驶执照的失效和再取得

无论什么理由，驾照失效后，如果在 6 个月以内，接受适应性考试和讲座可以重新取得驾照。如果有万不得已的理由，在 3 年以内，即使没有正当的理由也要在 1 年以内，去驾照中心通过技能考试等，才可以重新取得驾照。

详细情况请向 栃木县驾照中心 (P 288～) 咨询。

3. 机动车的所有

购买机动车时，有必要进行机动车登录和车主登录，加入机动车保险，确保汽车的保管场所。

(1) 自動車の登録

すべての自動車は登録をし、ナンバープレートを付けなければなりません。登録の手続きは、自動車購入店で代行してもらえます。友人から自動車を譲り受けたときなどは、栃木運輸支局（TEL 050-5540-2019）に問い合わせてください。

(2) 車庫証明（自動車保管場所証明書）

自動車を保管する場所を証明するもので、自動車購入店で代行してもらえます。自分で申請する場合は、最寄りの警察署で手続きします。車庫となる場所は、自宅から2キロ以内にあること、自動車全体を収容できることなどが条件となっています。

(3) 自動車損害賠償責任保険

強制保険とも呼ばれ、すべての自動車の所有者が加入を義務付けられているもので、被害者の死亡、けが、後遺障害など対人賠償に限られています。つまり、加害者のけがや自動車の修理に対する賠償金は支払われません。また限度額もあるので、事故が起こった場合に備える補償としては、不十分と言えます。対物損害にも対応できる民間の自動車保険（任意保険）に入ることをお勧めします。

(4) 自動車税

自動車税とは、毎年4月1日付けて自動車の所有者にかかる税金です。自動車のローン返済中のため所有権が売り主にある場合は、買い主を所有者とみなします。4月1日時点の所有者に、自動車の納税通知書が送られ、通常5月31日までに納付します。自動車税を納付していないと、車検を受けることができません。

車検（P299～）参照

税額は自動車の総排気量によって決まります。また、エコカー

(1) 机动车的登录

所有的机动车都必须登录，并挂上汽车牌照。汽车销售店会为你代办登录手续。如果机动车是朋友转让给你等情况，有关登录手续请向栃木运输支局（电话 050-5540-2019）咨询。

(2) 车库证明（机动车保管场所证明书）

是证明保管机动车场所的材料，汽车销售店会为你代办申请手续。如果本人亲自去申请办理的话，可以去就近的警察局办理手续。车库必须是符合距离自己的住宅 2 公里以内，能容纳汽车全体等条件的场所。

(3) 机动车损害赔偿责任保险

也叫做强制保险，所有的机动车拥有者都有义务加入的保险，仅限于被害者的死亡、受伤、残疾后遗症等对他人的赔偿。也就是说，机动车损害赔偿责任保险不支付加害者的受伤及汽车修理的赔偿金。此外如果需要支付高额赔偿金时，由于机动车损害赔偿责任保险设有限度额，只支付一定限度的赔偿，用它作为防备事故发生后的赔偿，可以说是不充分的。建议加入对物损害也能得到赔偿的民营汽车保险（任意保险）。

(4) 机动车税

机动车税是指，每逢每年的 4 月 1 日，向机动车所有者征收的税款。机动车贷款偿还期间，虽然机动车的所有权在卖主手中，但买主会被认定是机动车的所有者，必须缴纳机动车税。在 4 月 1 日拥有着机动车的人会收到机动车纳税通知书，通常在 5 月 31 日以前缴纳税款。如果不缴纳机动车税，将不能接受车检。参照 车检（P 300～）

税款金额根据机动车的总排气量来决定。此外，环保型汽车作为减税

減税対象車は、自動車税、自動車取得税、自動車重量税が減税されます。

総排気量	通常の税額
1,000cc以下	29,500円
1,000cc超～1,500cc以下	34,500円
1,500cc超～2,000cc以下	39,500円
2,000cc超～2,500cc以下	45,000円
2,500cc超～3,000cc以下	51,000円
3,000cc超～3,500cc以下	58,000円
3,500cc超～4,000cc以下	66,500円
4,000cc超～4,500cc以下	76,500円
4,500cc超～6,000cc以下	88,000円
6,000cc超～	111,000円

(5) 車検 (自動車の検査)

法律で定められた一定の基準を満たしているか、自動車の構造や性能を検査することで、新車購入から3年後、以後2年後ごとに受ける必要があります。車検を受けていない自動車は、道路を走ることはできません。

車検は、自動車の購入店や指定整備工場に委託する方法と、自分で検査を受ける方法があります。自分で行って検査が不合格になった場合は、点検整備をやり直して再度検査を受けるか、指定整備工場等で整備して検査を受けることになります。

〈必要な書類〉・車検証
・自動車損害賠償責任保険証明書

对象车，可以减免机动车税、机动车取得税、机动车重量税。

总排气量	通常的税额
1,000cc 以下	29,500 日元
1,000cc 以上～1,500cc 以下	34,500 日元
1,500cc 以上～2,000cc 以下	39,500 日元
2,000cc 以上～2,500cc 以下	45,000 日元
2,500cc 以上～3,000cc 以下	51,000 日元
3,000cc 以上～3,500cc 以下	58,000 日元
3,500cc 以上～4,000cc 以下	66,500 日元
4,000cc 以上～4,500cc 以下	76,500 日元
4,500cc 以上～6,000cc 以下	88,000 日元
6,000cc 以上～	111,000 日元

(5) 车检 (机动车的检查)

是检验机动车的构造及性能是否达到法定标准的检查，新车购入3年后，以后每2年必须接受一次车检。没有接受车检的车辆，不能在公路上行驶。

车检，可以委托汽车销售店及指定维修工厂，也可以自己去办理车检手续。如果自己去有关部门接受检查后，得出不合格的结论，可以再做一次检查维修，重新去有关部门接受车检，或者去指定的维修工厂经过检查维修后，再重新去有关部门接受车检。

<必要的材料>・车检证

・机动车损害赔偿责任保险证明书

・自動車納税証明書 **机动车税 (P 297~) 参照**
 *自分で検査を受ける場合は、上記以外にも書類が必要です。

車検の平均的費用 (乗用車1,500cc、車両重量1t以下の場合)	
検査手数料	1,700円
自動車重量税	25,200円
自動車損害賠償責任保険 (24か月分)	22,470円
合計	49,370円

4. 交通ルール

日本では、自動車と自転車は車道の左側を走り、右側を走ることは禁止されています。歩行者は、歩道を歩き、歩道がない場合は道路の右側を歩きます。歩行者は自動車や自転車より優先されます。

自転車が例外的に歩道を走ることができる場合は、次のとおりです。

- ・道路標識で自転車通行が指定されている
- ・運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者
- ・運転者の身体が不自由

自動車に乗るときは、運転する人も同乗する人も必ずシートベルトを着用しなければなりません。6歳未満の子どもを乗せるときは、チャイルドシートを使用することが義務付けられています。

バイクに乗るときはヘルメットをかぶります。

交通事故の際の被害を軽減するためにも忘れずに着用しましょう。

・机动车纳税证明书 参照 **机动车税 (P 298~)**

*如果自己去有关部门接受车检，还需要上述以外的资料。

车检的平均费用 (譬如: 轿车 1,500cc、车体重量 1 吨以下)	
检查手续费	1,700 日元
机动车重量税	25,200 日元
机动车损害赔偿责任保险(24个月的份)	22,470 日元
合 计	49,370 日元

4. 交通规则

在日本，机动车和自行车靠道路的左侧行驶，禁止靠右侧行驶。行人在人行道上行走，如果没有行人行道，在道路的右侧行走。行人优先于机动车及自行车。

有以下几种自行车可以在人行道上通行的例外情况。

- ・人行道上有指定自行车通行的道路标示。
- ・骑自行车的人是未满 13 岁的儿童，或是 70 岁以上的老人。
- ・骑自行车的人是残疾人。

乘坐机动车时，驾驶者和一同乘坐的人都必须系好安全带。未满 6 岁的儿童搭乘时，有义务使用儿童专用安全带。

乘坐摩托车时戴安全帽。

为了在发生交通事故时能减轻伤害，别忘了系好安全带和戴好安全帽。

(1) いはんこうい　たい　しょぶん 違反行為に対する処分

自動車運転中の違反行為や自動車等の放置、禁止区域での駐停車に対して反則金が課せられます。また反則金のほか、違反行為が点数制になっており、交通違反や交通事故に対し、所定の点数が付加され、過去3年間でその合計点が一定の基準に達した場合は、運転免許証の効力停止や取り消しなどの処分が科せられます。

たとえば、初めて違反点数が6点になった場合、30日の免許停止になり、15点で免許の取り消しになります。また、過去に一度免許停止になったことのある人は、違反点数4点で60日の免許停止になり、10点で免許の取り消しになってしまいます。つまり、何度も違反行為を繰り返すと、運転できなくなり、その期間も長くなってしまいます。

(1) 对违规行为的处罚

对在驾驶机动车时发生的违规，或将机动车搁置不处理、在禁止区域违章停车等行为将处以罚款。此外，除了被罚款，还会被记点数，根据违反交通规则及交通事故的种类、程度，将被记上规定的点数，如果在过去3年中合计点数达到一定基准时，将会被处以暂停驾照及吊销驾照等处罚。

例如，如果第一次违反点数是6点，在30天内禁止驾驶机动车(暂停驾照)，如果是15点，将被吊销驾照。此外，过去曾经被暂停驾照一次的人，这次的违反点数是4点时，将会被暂停驾照，如果是10点将被吊销驾照。总之，如果反复数次地违反交通规则，就会被禁止驾驶，禁止的期限也会被延长。

いはんこうい しゅるい はんそくきんどういちらん
 <違反行為の種類および反則金等一覧>

いはんこうい しゅるい 違反行為の種類	てんすう 点数	はんそくきんどう 反則金等
さけよ うんてん こき ちゅう のう 酒酔い運転 (呼気 1 ℥ 中のアルコール濃度 0.25mg 以上)	35	えんいか 1,000,000円以下
さけよ うんてん どうじょうしゃ 酒酔い運転の同乗者	—	えんいか 500,000円以下
しゅきあ うんてん こき ちゅう のう 酒気帯び運転 (呼気 1 ℥ 中のアルコール濃度 0.15mg から 0.25mg 未満)	13	えんいか 500,000円以下
しゅきあ うんてん どうじょうしゃ 酒気帯び運転の同乗者	—	えんいか 300,000円以下
むめんきょううんてん 無免許運転	19	えんいか 300,000円以下
しんごうむし あか 信号無視 (赤)	2	えん 9,000円
けいたいでんわしよう 携帯電話使用	2	えん 9,000円
していばしょ いちじふていし 指定場所の一時不停止	2	えん 7,000円
うさせつほうほういはん 右左折方法違反	1	えん 4,000円
しょしんうんてんしゃひょうしきひょういはん 初心運転者標識表示義務違反	1	えん 4,000円
そうちやくぎむいはん シートベルト装着義務違反	1	—

●駐車違反についても反則金が科せられます。が、場所や状況により反則金額は異なります。

(2) はんそくきん のうふほうほう
反則金の納付方法

けいさづん こうつういはんこくち う のうふしょ わた
 警察官から「交通違反告知」を受けたときに、納付書を渡されます。
 のうふきげん こくちび ようかいない しめ きんがく きん
 納付期限 (告知日から 8 日以内) までに示された金額を金
 ゆうきかん しはら のうふきげん す ばあい すう
 融機関で支払います。納付期限を過ぎてしまった場合は、速やかに
 こくちしょ あおいろ うらめん きさい れんらくさき そうだん
 告知書 (青色) 裏面に記載のある連絡先に相談してください。
 しはら ぱあい けいじけん しまはつ
 支払わない場合は、刑事事件として処罰されます。

<违规行为的种类以及罚金等一览>

违规行为的种类	点数	罚金等
醉酒后驾驶机动车 (呼气 1 ℥ 中的酒精浓度在 0.25mg 以上)	35	1,000,000 日元以下
与醉酒后驾车者一同乘坐者	—	500,000 日元以下
饮酒后驾车 (呼气 1 ℥ 中的酒精浓度在 0.15mg ~ 未满 0.25mg 之间)	13	500,000 日元以下
与饮酒后驾车者一同乘坐者	—	300,000 日元以下
无证驾驶	19	300,000 日元以下
闯红灯	2	9,000 日元
驾驶时使用手机	2	9,000 日元
在指定的地点不遵守「一时停车」的规定	2	7,000 日元
违反左转、右转规则	1	4,000 日元
不履行张贴初学者标识的义务	1	4,000 日元
驾驶时没有系安全带	1	—

●违章停车虽然会被处以罚款，但根据场所及状况不同，罚款金额也会有所差别。

(2) 罚款的缴纳方法

从警察那里拿到「交通违反通知」时，还会拿到缴纳书。在缴纳期限（从通知日开始 8 天以内）之前，通过金融机关支付缴纳书上表示的金额。如果超过缴纳期限，请迅速向通知书（蓝色）反面记载的联系地址咨询。如果不支付罚金，将会作为刑事案件来处罚。

おも こうつうひょうしき
5. 主な交通標識

主な規制標識と警戒標識		
いちじていし 一時停止 じどうしゃ じてんしゃ 自動車、自転車は いつたん ど 一旦止まります。	さいこうそくど 最高速度 はあい この場合は50km いか そうこう 以下で走行します。	しゃりょうしんにゅうきんし 車両進入禁止 じどうしゃ はい 自動車は入れません。
ちゅうしゃきんし 駐車禁止 ばあい この場合は8時から じ ちゅうしゃ 20時まで駐車 できません。	ちゅうていしゃきんし 駐車停止禁止 ばあい この場合は8時から じ ちゅうていしゃ 20時まで駐停車 できません。	いっぽうつうこう 一方通行 じどうしゃ やじるし ほうこう 自動車は矢印の方向 すすみのみ進めます。
ほこうしゃおよ じてんしゃせんよう 歩行者及び自転車専用 ほこうしゃ じてんしゃ 歩行者と自転車のみ とお 通れます。	していほうこうがいしんこうきんし 指定方向外進行禁止 じどうしゃ やじるし ほこうこう 自動車は矢印の方向 すすみのみ進めます。こ ばあいうせつきんし の場合右折禁止です。	こうりゅうこうつう 合流交通あり この先、車線が さき しゃせん こうりゅう 合流します。

5. 主要的交通标识

主要限制标识和警告标识		
一时停车 机动车、自行车必须在 停车线内暂时停一下， 确认安全后，再通行。	最高时速 这种情况下表示最高行 驶速度不得超过 50 公 里。	禁止车辆驶入 机动车禁止入内。
禁止车辆长时间停放 这种情况下表示，在 8 点～20 点之间这里不 能长时间停放车辆。	禁止车辆长时间停放及 临时停靠 这种情况下，表示在 8 点～20 点之间这里不 能长时间停放及临时停 靠车辆。	单行道 机动车只能按照箭 头所指的方向行驶。
行人以及自行车专用车 道 只允许行人及自行车通 行。	禁止向指定以外的方 向行驶 机动车只能按照箭头所 指的方向行驶。 这种情况表示，禁止右 转。	有合流道 前方，车辆合流并 道。

おもな規制標識と警戒標識		
		
路面注意 ろめんちゅうい すべりやすいので、 注意が必要です。	凹凸あり でこぼこ 路面に凹凸があるの で注意が必要です。	落石注意 らくせきちゅうい 落石のおそれがあるので注意が必要です。

主要限制标识和警告标识		
		
注意路面 容易打滑，请务必注意。	路面不平 路面不平，请务必注意。	注意落石 有落石危险，请务必注意。

下記に該当する人が運転するときに、自動車の見やすい位置に貼るステッカーです。

運転者の標識	
	初心者マーク  高齢運転者マーク
ふつうじどうしゃめんきょしゅとくご 普通自動車免許取得後 1 年未 満の運転者であること。 表示義務があり、違反すると 反則金等が科せられます。 □交 通ルール (P301~) 参照	さいいじょう じどうしゃ うんてん 70歳以上で、自動車の運転に 支障をおよぼす可能性があると自 分で判断する運転者であること。 表示に努めるもので、罰則は ありません。
	身体障害者マーク  聴覚障害者マーク
したいふじゆう 肢体不自由であることで、運 転免許証に条件が付されている 運転者であること。 表示に努めるもので、罰則は ありません。	ちょうかくしょうがい 聴覚障害であることで、 運転免許証に条件が付されてい る運転者であること。 表示義務があり、違反すると 初心者マークと同じ反則金が科 せられます。

符合下列条件的人在驾驶车辆时，把以下标签张贴在机动车显眼的位置上。

驾驶者的标识	
	初学者标识
表示取得驾照未满 1 年的驾驶者的标识。 有张贴的义务，如果违反将被处以罚款等。 参照 <input checked="" type="checkbox"/> 交通规则 (P 302~)	 高龄驾驶者标识 表示 70 岁以上，自我判断由于年龄的原因会影响正常驾驶的驾驶者的标识。 尽量张贴，即使不张贴也不会被处以罚款。
	身体残疾人标识
表示有肢体残疾，驾照上有附加条件的驾驶者的标识。 尽量张贴，即使不张贴也不会被处以罚款。	 听觉残疾人标识 表示有听觉残疾，驾照上有附加条件的驾驶者的标识。 有张贴的义务，如果违反和初学者标识一样，将被处以罚款。

6. 交通事故相談

交通事故の当事者になってしまったときは、責任の有無に関係なく受けが人を救護する義務があります。救急車を手配するなど適切な対応をしましょう。□被害者になってしまったとき（P15～）参照
交通事故の被害者になったときも、加害者になったときも、不安なことがあれば専門の相談機関に相談しましょう。

機関名	栃木県弁護士会
TEL	028-643-2272（予約のときに、会場を指定してください）
日時	10：30～16：30（土・日・祝日・年末年始を除く）
住所	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県弁護士会館（宇都宮市小幡2-7-13） ・大田原商工会議所（大田原市城山1-3-36） ・小山市立生涯学習センター（小山市中央町口ブレ6階） ・栃木商工会議所（栃木市片柳2-1-46） ・足利市民会館（足利市有楽町837）
相談料	無料（交通事故相談のみ）
機関名	(財) 栃木県交通安全協会
TEL	028-622-8483
日時	9：00～16：00（土・日・祝日・年末年始を除く）
住所	宇都宮市本町12-11
相談料	無料

6. 交通事故咨询

如果成为交通事故当事人，无论有无责任都有义务救护负伤者。做好安排救护车等对应措施吧。参照□成为受害方时（P16～）

无论是成为交通事故的受害者，还是加害者，如果有什么不安和烦恼的话，请向专门的咨询机关咨询吧。

机关名	栃木县律师会
电话	028-643-2272（预约时，请指定会场）
日期时间	10：30～16：30（周六·周日·节假日·年末年初除外）
地址	<ul style="list-style-type: none"> · 栃木县律师会馆（宇都宫市小幡2-7-13） · 大田原工商会议所（大田原市城山1-3-36） · 小山市生涯学习中心（小山市中央町 ROBURE 6 楼） · 栃木工商会议所（栃木市片柳 2-1-46） · 足利市民会馆（足利市有乐町 837）
咨询费	免费（只限于交通事故咨询）
机关名	(财) 栃木县交通安全协会
电话	028-622-8483
日期时间	9：00～16：00（周六·周日·节假日·年末年初除外）
地址	宇都宫市本町 12-11
咨询费	免费

けんないしせつ
県内施設

こうえん
(公園・スポーツ)

設施名	住所	主な内容
栃木県総合運動公園	うつのみやしにしかわだ 宇都宮市西川田4-1-1 (TEL 028-659-1201) http://www.park-tochigi.com/sougou/	ゆうえんち 遊園地、競技 場 テニスコー ト、プール
栃木県中央公園	うつのみやしむつみちょう 宇都宮市睦町2-50 (TEL 028-636-1491) http://www.t-chuokoen.jp/	にほんていえん おあ 日本庭園、大 いけ なみきみち 池、並木道、 こひろば 子ども広場
栃木県体育館	うつのみやしなかとまつり 宇都宮市中戸祭1-6-3 (TEL 028-622-4201) http://www.tochigi-sports.jp/ts_shisetu202.html	たいいくかん ぶどう 体育館、武道 かん きゅうとうじょう 館、弓道場、 プール
栃木県グリーン スタジアム	うつのみやしきよはらうぎょうだんち 宇都宮市清原工業団地32 (TEL 028-667-0962) http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/shisetsu/greenstudium.html	サッカー・ラ グビー競技場
とちぎわんぱく公園	みぶまちくにや 壬生町国谷2273 (TEL 0282-86-5855) http://www.park-tochigi.com/wanpaku/	こどもの遊び 場、花壇、広 場、みずうみ 湖
鬼怒グリーンパーク	たかねざわまちほうしゃくじ 高根沢町宝積寺86-1 (TEL 028-675-1909) うつのみやしらさわちょう 宇都宮市白沢町1006-6 (TEL 028-671-4440) http://www.pref.tochigi.lg.jp/kouen/kinu/index.html	ボート、アス レチック、テ ニスコート、 ゴルフ場

県内设施

(公园・体育)

设施名	地址	主要的内容
栃木县综合运动公园	宇都宮市西川田4-1-1(电话 028-659-1201) http://www.park-tochigi.com/sougou/	游乐场，比赛 场，网球场，游 泳池
栃木县中央公园	宇都宮市睦町2-50(电话 028-636-1491) http://www.t-chuokoen.jp/	日本庭园，大池 塘，林荫大道， 儿童广场
栃木县体育馆	宇都宮市中戸祭1-6-3(电话 028-622-4201) http://www.tochigi-sports.jp/ts_shisetu202.html	体育馆，武道 馆，射箭场，游 泳池
栃木县绿色体育场 (Green Stadium)	宇都宮市清原工业团地32(电话 028-667-0962) http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/shisetsu/greenstudium.html	足球·橄榄球场
栃木儿童 (Wanpaku) 公 园	壬生町国谷2273(电话 0282-86-5855) http://www.park-tochigi.com/wanpaku/	儿童游戏场，花 坛，广场，湖
鬼怒绿色公园 (Green Park)	高根沢町宝积寺86-1(电话 028-675-1909) 宇都宮市白沢町1006-6(电话 028-671-4440) http://www.pref.tochigi.lg.jp/kouen/kinu/index.html	小船，体 育运 动，网 球场，高 尔夫球场

しせつめい 施設名	じゅうしょ 住所	おも ないよう 主な内容
にっことうたもざわこうやうつい 日光田母沢御用邸 きねんこうえん 記念公園	にっこうしほんちょう 日光市本町8-27 (TEL 0288-53-6767) http://www.park-tochigi.com/tamozawa/	たいしょうてんのうせい 大正天皇の静 よう 養のため建設 べっせつ された別荘
にっこう 日光だいや川公園	にっこうしせかわ 日光市瀬川844 (TEL 0288-23-0111) http://www.park-tochigi.com/daiyagawa/	じょう キャンプ場、 アスレチック、 パークゴルフ、 ひろば ちびっこ広場
いがしらこうえん 井頭公園	もおかししもこもりや 真岡市下籠谷99 (TEL 0285-83-3121) http://www.park-tochigi.com/igashira/	プール、ボート、 さんぽみち 散步道
なすのはらこうえん 那須野が原公園	なすしおばらせんぼんまつ 那須塩原市千本松801-3 (TEL 0287-36-1220) http://www.park-tochigi.com/nasunogahara/	じょう キャンプ場、 アスレチック、 プール、テニ スコート
やまこうえん みかも山公園	いわふねまちしもはら 岩舟町下津原1747-1 (TEL 0282-55-7272) http://www.park-tochigi.com/mikamo/	こどもの遊び ば 場、庭園、園 ないでんしゃ 内電車
いまいちせいしうねん 今市青少年スポーツ センター	にっこうしねむろ 日光市根室609-1 (TEL 0288-26-1155) http://www.tochigi-sports.jp/ts_shisetu101.html	りくじょうきょうぎじょう 陸上競技場、 アイススケー ト、クロスカ ントリー

设施名	地址	主要的内容
日光田母沢御用邸纪念 公园	日光市本町8-27(电话 0288-53-6767) http://www.park-tochigi.com/tamozawa/	为大正天皇的静 养而建设的别墅
日光大谷川公园	日光市瀬川844(电话 0288-23-0111) http://www.park-tochigi.com/daiyagawa/	露营场，体育运 动，公园高尔夫， 儿童广场
井头公园	真岡市下籠谷99(电话 0285-83-3121) http://www.park-tochigi.com/igashira/	游泳池，小船， 散步道
那须野原公园	那须盐原市千本松801-3(电话 0287-36-1220) http://www.park-tochigi.com/nasunogahara/	露营场，体育运动， 游泳池，网 球场
三毛山公园	岩舟町下津原1747-1(电话 0282-55-7272) http://www.park-tochigi.com/mikamo/	儿童游戏场，庭 园，园内电车
今市青少年体育中心	日光市根室609-1(电话 0288-26-1155) http://www.tochigi-sports.jp/ts_shisetu101.html	田径赛场，滑 冰，越野赛跑

しせつめい 施設名	じゅうしょ 住所	おも な内容
とちぎけんりつにっこりふり 栃木県立日光霧降ア イスアリーナ	にっこりふりの 日光市所野2854番地先 (TEL 0288-53-5881) http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/shisetsu/icearena.html	アイススケー ト
とちぎけんりつけんなんたいいくかん 栃木県立県南体育馆	あやましとじょう 小山市外城371-1 (TEL 0285-21-0021) http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/shisetsu/kennantaiikukan.html	たいいくかん 体育館、柔道 じょう 場、剣道場、 トレーニング しつ 室
とちぎけんりつ 栃木県立 おんすい 温水プール館	あやましとじょう 小山市外城371-1 (TEL 0285-22-4617) http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/shisetsu/onsuipool.html	プール
とちぎ花センター	いわふねまちしちはら 岩舟町下津原1612 (TEL 0282-55-5775) http://www.florence.jp/index.html	おおかだん 大花壇、鑑賞 だいおんしつ 大温室
けんみん 県民の森	やいたしながい 矢板市長井2927 (TEL 0287-43-0479) http://www.pref.tochigi.lg.jp/d58/kenmori/shoukai.html	こんちゅうかん 昆虫館、森林 てんじかん 展示館、キャ ンプ場
とちぎけんりつけんばくたいいくかん 栃木県立県北体育馆	あおたわらしみはら 大田原市美原3-2-62 (TEL 0287-22-8012) http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/shisetsu/kenhokutaiikukan.html	たいいくかん 体育館、武道 じょう 場、トレーニ ング室

设施名	地址	主要的内容
栃木县立日光雾降滑冰 競技场	日光市所野2854番地先(电话 0288-53-5881) http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/shisetsu/icearena.html	滑冰
栃木县立县南体育馆	小山市外城371-1(电话 0285-21-0021) http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/shisetsu/kennantaiikukan.html	体育馆, 柔道 场, 剑道场, 训 练室
栃木县立温水游泳池馆	小山市外城371-1(电话 0285-22-4617) http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/shisetsu/onsuipool.html	游泳池
栃木花卉中心	岩舟町下津原1612(电话 0282-55-5775) http://www.florence.jp/index.html	大花坛, 观赏大 温室
县民之林	矢板市长井2927(电话 0287-43-0479) http://www.pref.tochigi.lg.jp/d58/kenmori/shoukai.html	昆虫馆, 森林展 示馆, 露营场
栃木县立县北体育馆	大田原市美原3-2-62(电话 0287-22-8012) http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/education/sports/shisetsu/kenhokutaiikukan.html	体育馆, 武道 场, 训练室

ぶんか がくしゅう
(文化・学习)

施設名	住所	主な内容
栃木県立美術館	宇都宮市桜4-2-7 (TEL 028-621-3566) http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/jp/index.html	栃木県の近代美術、イギリス、フランスの風景画、戦後の日本美術
栃木県立図書館	宇都宮市塙田1-3-23 (TEL 028-622-5111) http://www.lib.pref.tochigi.jp/	インターネットでの蔵書検索、貸出予約可
栃木県立足利図書館	足利市有楽町832 (TEL 0284-41-8881) https://www.ashikaga-lib.pref.tochigi.jp/top.htm	日光の自然、地質時代から栃木県の歴史
栃木県立博物館	宇都宮市睦町2-2 (TEL 028-634-1311) http://www.muse.pref.tochigi.lg.jp/index.shtml	地震、大雨、煙などの疑似体験、災害のパネル展示
栃木県防災館	宇都宮市中里町248 (消防学校内) (TEL 028-674-4841) http://www.pref.tochigi.lg.jp/c53/prevent/bousai/chishiki/1181881836579.html	宇宙、地球などの科学展示、プラネタリウム、冒險広場
わくわくグランディ 科学ランド	宇都宮市西川田町567 (TEL 028-659-5555) http://www.tsm.utsunomiya.tochigi.jp/index.html	

(文化・学习)

设施名	地址	主要的内容
栃木县立美术馆	宇都宮市櫻4-2-7(电话 028-621-3566) http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/jp/index.html	栃木县的近代美术，英国、法国的风景画，战后的日本美术
栃木县立图书馆	宇都宮市塙田1-3-23(电话 028-622-5111) http://www.lib.pref.tochigi.jp/	可用因特网来检索藏书，预约借书
县立足利图书馆	足利市有乐町832(电话 0284-41-8881) https://www.ashikaga-lib.pref.tochigi.jp/top.htm	
栃木县立博物馆	宇都宮市睦町2-2(电话 028-634-1311) http://www.muse.pref.tochigi.lg.jp/index.shtml	日光的自然，从地质时代开始的栃木县的历史
栃木县防灾馆	宇都宮市中里町248 (消防学校内) (电话 028-674-4841) http://www.pref.tochigi.lg.jp/c53/prevent/bousai/chishiki/1181881836579.html	地震，大雨，烟幕等的模拟体验，灾害图板的展示
快乐格兰地科学园	宇都宮市西川田町567(电话 028-659-5555) http://www.tsm.utsunomiya.tochigi.jp/index.html	宇宙，地球等的科学展示，天象仪，冒险广场

施設名	住所	主な内容
日光自然博物館 にっこうしぜんはくぶつかん	にっこうしちゅうぐうし 日光市中宮祠2480-1 (TEL 0288-55-0880) http://www.nikko-nsm.co.jp/index.html	さいいん しじんじょう 最新の自然情 報や奥日光の かんこうじゅうほう てん 観光情報の展 示
栃木県立しもつけ ふとぎ あかしりょうかん 風土記の丘資料館	しもつけしこくぶんじ 下野市国分寺993 (TEL 0285-44-5049) http://www.shimotsuke-f.jp/	こふんぶんか てん 古墳文化の展 示、資料館周 辺の史跡見学 いわの 石斧づくり
栃木県立 ふとぎ あか なす風土記の丘 しりょうかん 資料館	おおたわらしゆづかみ ゆづかみかん 大田原市湯津上192 (湯津上館) (TEL 0287-98-3322) なかがわまちおがわ おがわかん 那珂川町小川3789 (小川館) (TEL 0287-96-3366) http://www.nasufudoki.com/	なす こだいぶん 那須の古代文 化の展示、那 須地域の文化 遺産、火起こ し等の体験学 習
栃木県 すいゆうえん なかがわ水遊園	おおたわらしきらど 大田原市佐良土2686 (TEL 0287-98-3055) http://www.aqua.pref.tochigi.jp/	たんすいぎょ すいぞく 淡水魚の水族 館、トンネル 型巨大水槽か ら見るアマゾ ンの魚

设施名	地址	主要的内容
日光自然博物馆	日光市中宫祠2480-1(电话 0288-55-0880) http://www.nikko-nsm.co.jp/index.html	最新的自然信息 和奥日光的旅游 信息的展示
栃木县立下野风土记之 丘资料馆	下野市国分寺993(电话 0285-44-5049) http://www.shimotsuke-f.jp/	古坟文化的展 示，资料馆周边 的史迹参观，石 斧制作
那须风土记之丘资料馆	大田原市汤津上192 (汤津上馆) (电话 0287-98-3322) 那珂川町小川3789 (小川馆) (电话 0287-96-3366) http://www.nasufudoki.com/	那须的古代文化 的展示，那须地 区的文化遗产， 取火等的体验学习
那珂川水游园	大田原市佐良土2686(电话 0287-98-3055) http://www.aqua.pref.tochigi.jp/	淡水鱼的水族 馆，从隧道型巨 大水槽看亚马逊 的鱼

かんまつしりょう 卷末資料

とちぎけんない こくさいこうりゅうきょうかい 栃木県内の国際交流協会

きかんめい 機関名	じゅうしょ 住 所	TEL
とちぎけんこくさいこうりゅうきょうかい 栃木県国際交流協会 (TIA)	うつのみやしほんちょう 宇都宮市本町9-14 こくさいこうりゅう とちぎ国際交流センター内 ない	028-621-0777
うつのみやしこくさいこうりゅうきょうかい 宇都宮市国際交流協会	うつのみやしばばどお 宇都宮市馬場通り4-1-1 あもてさんどう うつのみや表参道スクエア5階	028-616-1870
あしかがしこくさいこうりゅうきょうかい 足利市国際交流協会	あしかがしあいおいちょう 足利市相生町1-1 あしかがしあいおいくしゅう 足利市生涯学習センター2階 かい	0284-43-2412
とちぎしこくさいこうりゅうきょうかい 栃木市国際交流協会	とちぎしひのでちょう 栃木市日ノ出町14-36 とちぎしのみんかいかない 栃木市民会館内	0282-25-3792
さのしこくさいこうりゅうきょうかい 佐野市国際交流協会	さのしおあはしちょう 佐野市大橋町2183 たんじょさんかくすいん 男女参画推進センター内 ない	0283-24-4447
かぬましこくさいこうりゅうきょうかい 鹿沼市国際交流協会	かぬましこくさいこうりゅうきょうかい 鹿沼市今宮町1688-1 しゃくしょほんかん 市役所本館3階 かい	0289-63-2264
あやましこくさいこうりゅうきょうかい 小山市国際交流協会	あやましひどとのや 小山市神鳥谷931-3 しゃくしょほどとのやちょうしらない 市役所神鳥谷庁舎内	0285-23-1042
もおかしこくさいこうりゅうきょうかい 真岡市国際交流協会	もおかしあらまち 真岡市荒町5191 しゃくしょしみんせいかつぶふあんぜんあんしんかない 市役所市民生活部安全安心課内	0285-83-8719
なすしあばらし 那須塩原市 こくさいこうりゅうきょうかい 国際交流協会	なすしあばらしきょうこんしゃ 那須塩原市共墾社108-2 しゃくしょきかくぶみんきょうざいしんかない 市役所企画部市民協働推進課内	0287-62-7151
しもつけしこくさいこうりゅうきょうかい 下野市国際交流協会	しもつけしこがねい 下野市小金井1127 しゃくしょこぶんじょうしゃかいかつあんぜんかない 市役所国分寺庁舎生活安全課内	0285-40-5555

卷末资料

栃木县内的国际交流协会

机关名	地址	电话号码
栃木县国际交流协会 (TIA)	宇都宫市本町9-14 栃木 (TOTIGI) 国际交流 中心内	028-621-0777
宇都宫市国际交流协会	宇都宫市马场通4-1-1 宇都宫 (UTUNOMIYA) 表参 道广场5层	028-616-1870
足利市国际交流协会	足利市相生町1-1 足利市生涯学习中心2层	0284-43-2412
栃木市国际交流协会	栃木市日之出町14-36 栃木市民会馆内	0282-25-3792
佐野市国际交流协会	佐野市大桥町2183 男女参与计划促进中心内	0283-24-4447
鹿沼市国际交流协会	鹿沼市今宮町1688-1 市政府本馆3楼	0289-63-2264
小山市国际交流协会	小山市神鸟谷931-3 市政府神鸟谷办公楼内	0285-23-1042
真岡市国际交流协会	真岡市荒町5191 市政府市民生活部安全安 心科内	0285-83-8719
那须盐原市 国际交流协会	那须盐原市共垦社108-2 市政府企划部市民协动促 进科内	0287-62-7151
下野市国际交流协会	下野市小金井1127 市政府国分寺办公楼生活 安全科内	0285-40-5555

機関名	住所	TEL
野木町国際交流協会	野木町大字丸林571 野木町公民館内生涯学習課内	0280-57-4188
さくら市国際交流協会	さくら市氏家2771 市役所総務部企画政策課内	028-681-1113
高根沢町国際交流協会	高根沢町大字石末1825 町教育委員会生涯学習課内	028-675-3175
那須烏山市国際交流協会	那須烏山市大金240 市教育委員会生涯学習課内	0287-88-6223
日光市国際交流協会	日光市今市本町1 市役所観光部観光交流課内	0288-21-5196
壬生町国際交流協会	壬生町通町12-22 町役場総務課内	0282-81-1806

机关名	地址	电话号码
野木町国際交流協会	野木町大字丸林 571 野木町公民館内生涯学习科内	0280-57-4188
櫻 (SAKURA) 市国際交流協会	櫻 (SAKURA) 市氏家 2771 市政府总务部企划政策科内	028-681-1113
高根沢町国際交流協会	高根沢町大字石末 1825 町教育委员会生涯学习科内	028-675-3175
那须乌山市国際交流協会	那须乌山市大金 240 市教育委员会生涯学习科内	0287-88-6223
日光市国際交流協会	日光市今市本町 1 市政府观光部观光交流科内	0288-21-5196
壬生町国際交流協会	壬生町通町 12-22 町政府总务科内	0282-81-1806

とちぎけんない しちょう やくしょ
栃木県内の市町の役所

やくしょめい 役所名	じゅうしょ 住 所	TEL (代表)
うつのみやし 宇都宮市	うつのみやしあさひ 宇都宮市旭1-1-5	028-632-2222
あしかがし 足利市	あしかがしほんじょう 足利市本城3-2145	0284-20-2222
とちぎし 栃木市	とちぎしいりふねちょう 栃木市入舟町7-26	0282-22-3535
さのし 佐野市	さのしたかさごちょう 佐野市高砂町1	0283-24-5111
かぬまし 鹿沼市	かぬましまみやちょう 鹿沼市今宮町1688-1	0289-64-2111
にっこうし 日光市	にっこうしいまいちはんちょう 日光市今市本町1	0288-22-1111
おやまし 小山市	おやましちゅうあうちょう 小山市中央町1-1-1	0285-23-1111
もおかし 真岡市	もおかしあらまち 真岡市荒町5191	0285-82-1111
おおたわらし 大田原市	おおたわらしほんちょう 大田原市本町1-4-1	0287-23-1111
やいたし 矢板市	やいたしほんちょう 矢板市本町5-4	0287-43-1111
なすしおばらし 那須塩原市	なすしおばらしきょうこんしゃ 那須塩原市共墾社108-2	0287-62-7151
さくらし さくら市	しうじいえ さくら市氏家2771	028-681-1111

栃木县内的市町政府机关

政府机关名	地址	电话(代表)
宇都宮市	宇都宮市旭 1-1-5	028-632-2222
足利市	足利市本城 3-2145	0284-20-2222
栃木市	栃木市入舟町 7-26	0282-22-3535
佐野市	佐野市高砂町 1	0283-24-5111
鹿沼市	鹿沼市今宮町 1688-1	0289-64-2111
日光市	日光市今市本町 1	0288-22-1111
小山市	小山市中央町 1-1-1	0285-23-1111
真岡市	真岡市荒町 5191	0285-82-1111
大田原市	大田原市本町 1-4-1	0287-23-1111
矢板市	矢板市本町 5-4	0287-43-1111
那须盐原市	那须盐原市共垦社 108-2	0287-62-7151
櫻 (SAKURA) 市	櫻 (SAKURA) 市氏家 2771	028-681-1111

役所名	住所	TEL(代表)
なすからすやまし 那須烏山市	なすからすやましううおう 那須烏山市中央1-1-1	0287-83-1111
しもつけし 下野市	しもつけしこがねい 下野市小金井1127	0285-40-5551
かみのかわまち 上三川町	かみのかわまち 上三川町しらさぎ1-1	0285-56-9111
ましこまち 益子町	ましこまちおおあざましこ 益子町大字益子2030	0285-72-2111
もてぎまち 茂木町	もてぎまちおおあざもてぎ 茂木町大字茂木155	0285-63-1111
いちかいまち 市貝町	いちかいまちおおあざいちはな 市貝町大字市塙1280	0285-68-1111
はがまち 芳賀町	はがまちおおあざうばがい 芳賀町大字祖母井1020	028-677-1111
みぶまち 壬生町	みぶまちどおりまち 壬生町通町12-22	0282-81-1806
のぎまち 野木町	のぎまちおあざまるはやし 野木町大字丸林571	0280-57-4111
いわふねまち 岩舟町	いわふねまちおあざしづか 岩舟町大字静5132-2	0282-55-7751
しおやまち 塩谷町	しおやまちおああざたまにゅう 塩谷町大字玉生741	0287-45-1111
たかねざわまち 高根沢町	たかねざわまちおああざいしづえ 高根沢町大字石末2053	028-675-8100
なすまち 那須町	なすまちおああざでらこへい 那須町大字寺子丙3-13	0287-72-6901
なかがわまち 那珂川町	なかがわまちばとう 那珂川町馬頭409	0287-92-1111

政府机关名	地址	电话(代表)
那须乌山市	那须乌山市中央 1-1-1	0287-83-1111
下野市	下野市小金井 1127	0285-40-5551
上三川町	上三川町 SIRASAGI 1-1	0285-56-9111
益子町	益子町大字益子 2030	0285-72-2111
茂木町	茂木町大字茂木 155	0285-63-1111
市贝町	市贝町大字市塙 1280	0285-68-1111
芳贺町	芳贺町大字祖母井 1020	028-677-1111
壬生町	壬生町通町 12-22	0282-81-1806
野木町	野木町大字丸林 571	0280-57-4111
岩舟町	岩舟町大字静 5132-2	0282-55-7751
盐谷町	盐谷町大字玉生 741	0287-45-1111
高根沢町	高根沢町大字石末 2053	028-675-8100
那须町	那须町大字寺子丙 3-13	0287-72-6901
那珂川町	那珂川町马头 409	0287-92-1111

とちぎけんない
栃木県内の社会福祉協議会

市町	本所・支所	TEL
うつのみやし 宇都宮市	本所	028-636-1215
	河内支所	028-673-8453
	上河内支所	028-674-4003
あしかがし 足利市		0284-44-0322
とちぎし 栃木市	本所	0282-22-4457
	大平支所	0282-43-0294
	藤岡支所	0282-62-5861
	都賀支所	0282-28-0254
	西方支所	0282-92-8080
さのし 佐野市	本所	0283-22-8100
	葛生支所	0283-86-2940
	田沼支所	0283-61-1139
かぬまし 鹿沼市		0289-65-5191
にっこうし 日光市	本所	0288-21-2759
	日光支所	0288-54-2143
	足尾支所	0288-93-0002
	藤原支所	0288-77-2777
	栗山支所	0288-97-1188
おやまし 小山市		0285-22-9501

栃木县内的社会福利协议会

市町	本所・分所	电话
宇都宫市	本所	028-636-1215
	河内分所	028-673-8453
	上河内分所	028-674-4003
足利市		0284-44-0322
栃木市	本所	0282-22-4457
	大平分所	0282-43-0294
	藤冈分所	0282-62-5861
	都贺分所	0282-28-0254
	西方分所	0282-92-8080
佐野市	本所	0283-22-8100
	葛生分所	0283-86-2940
	田沼分所	0283-61-1139
鹿沼市		0289-65-5191
日光市	本所	0288-21-2759
	日光分所	0288-54-2143
	足尾分所	0288-93-0002
	藤原分所	0288-77-2777
	栗山分所	0288-97-1188
小山市		0285-22-9501

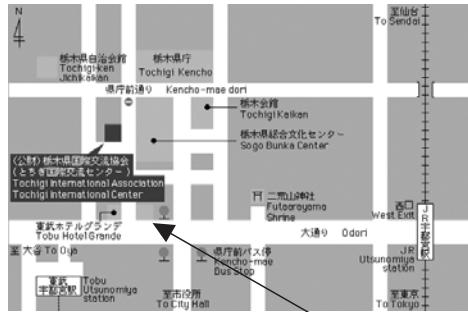
市町	本所・支所	TEL
もおかし 真岡市		0285-82-8844
あおたわらし 大田原市	ほんしょ 本所	0287-23-1130
	くろばねしきょ 黒羽支所	0287-54-1849
	ゆづかみしきょ 湯津上支所	0287-98-3715
やいたし 矢板市		0287-43-8700
なすしおばらし 那須塩原市	ほんしょ 本所	0287-37-5122
	くろいそしきょ 黒磯支所	0287-63-3868
	しおばらしきょ 塩原支所	0287-32-5216
さくらし さくら市	ほんしょ 本所	028-686-2670
	うじいえしきょ 氏家支所	028-682-2217
なすからすやまし 那須烏山市	ほんしょ 本所	0287-88-7881
	からすやましきょ 烏山支所	0287-84-1294
しもつけし 下野市	ほんしょ 本所	0285-43-1236
	みなみかわちしきょ 南河内支所	0285-47-1123
	いしばしきょ 石橋支所	0285-52-1135
かみのかわまち 上三川町		0285-56-3166
ましこまち 益子町		0285-70-1117
もてぎまち 茂木町		0285-63-4969
いちかいまち 市貝町		0285-68-3151

市町	本所・分所	电话
真岡市		0285-82-8844
大田原市	本所	0287-23-1130
	黒羽分所	0287-54-1849
	汤津上分所	0287-98-3715
矢板市		0287-43-8700
那须盐原市	本所	0287-37-5122
	黑矶分所	0287-63-3868
	盐原分所	0287-32-5216
櫻 (SAKURA) 市	本所	028-686-2670
	氏家分所	028-682-2217
那须乌山市	本所	0287-88-7881
	乌山分所	0287-84-1294
下野市	本所	0285-43-1236
	南河内分所	0285-47-1123
	石桥分所	0285-52-1135
上三川町		0285-56-3166
益子町		0285-70-1117
茂木町		0285-63-4969
市贝町		0285-68-3151

市町	本所・支所	TEL
芳賀町		028-677-4711
壬生町		0282-82-7899
野木町		0280-57-3100
岩舟町		0282-55-2438
塩谷町		0287-45-0133
高根沢町		028-675-4777
那須町		0287-72-5133
那珂川町	本所	0287-92-2226
	小川支所	0287-96-4649

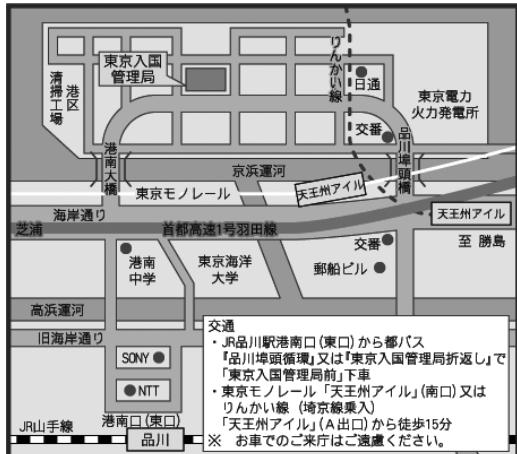
市町	本所・分所	电话
芳賀町		028-677-4711
壬生町		0282-82-7899
野木町		0280-57-3100
岩舟町		0282-55-2438
盐谷町		0287-45-0133
高根泽町		028-675-4777
那须町		0287-72-5133
那珂川町	本所	0287-92-2226
	小川分所	0287-96-4649

とうきょうにゅうこくかんりきょく
東京入国管理局 宇都宮出張所



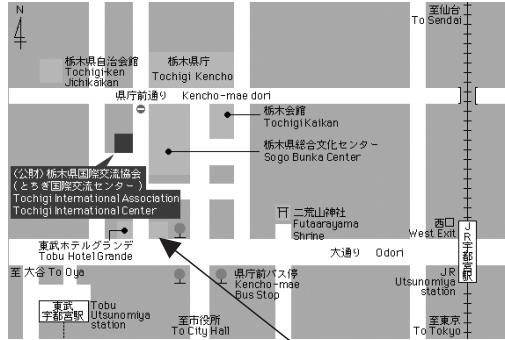
とうみやしほんちょう
宇都宮市本町 9-14
とうみや
宇都宮 N 1 ビル 1 階 TEL 028-600-7750

とうきょうにゅうこくかんりきょく
東京入国管理局



とうきょうとみなとこうなん
東京都港区港南 5-5-30 TEL 03-5796-7111 (代表)

とうみやしほんちょう
東京入国管理局宇都宮办事处

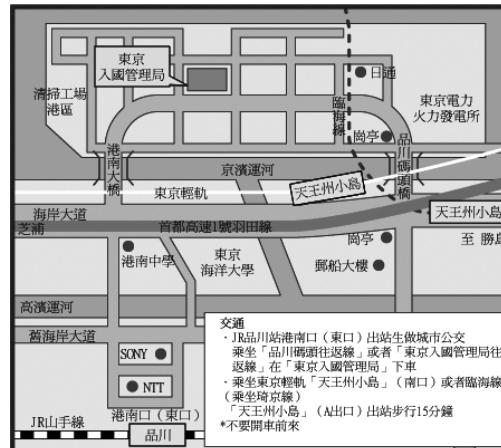


- 从 JR 宇都宫站西口走 20 分
- 从东武宇都宫站走 5 分钟
- 最近的公交车站「县厅前」

*没有免费停车场

宇都宮市本町 9-14
宇都宮 NI 大楼 1 层 电话 028-600-7750

とうきょうにゅうこくかんりきょく
東京入国管理局



東京都港區港南 5-5-30 电话 03-5796-7111(代表)

われきせいれきはやみひょう
和暦西暦早見表

ねん 2012年	へいせい 平成24年	ねん 1992年	ねん 平成4年	ねん 1973年	しょうわ 昭和48年
ねん 2011年	へいせい 平成23年	ねん 1991年	ねん 平成3年	ねん 1972年	しょうわ 昭和47年
ねん 2010年	へいせい 平成22年	ねん 1990年	ねん 平成2年	ねん 1971年	しょうわ 昭和46年
ねん 2009年	へいせい 平成21年	ねん 1989年	へいせいがんねん 平成元年	ねん 1970年	しょうわ 昭和45年
ねん 2008年	へいせい 平成20年		しうわ (昭和64年)	ねん 1969年	しうわ 昭和44年
ねん 2007年	へいせい 平成19年	ねん 1988年	しうわ 昭和63年	ねん 1968年	しうわ 昭和43年
ねん 2006年	へいせい 平成18年	ねん 1987年	しうわ 昭和62年	ねん 1967年	しうわ 昭和42年
ねん 2005年	へいせい 平成17年	ねん 1986年	しうわ 昭和61年	ねん 1966年	しうわ 昭和41年
ねん 2004年	へいせい 平成16年	ねん 1985年	しうわ 昭和60年	ねん 1965年	しうわ 昭和40年
ねん 2003年	へいせい 平成15年	ねん 1984年	しうわ 昭和59年	ねん 1964年	しうわ 昭和39年
ねん 2002年	へいせい 平成14年	ねん 1983年	しうわ 昭和58年	ねん 1963年	しうわ 昭和38年
ねん 2001年	へいせい 平成13年	ねん 1982年	しうわ 昭和57年	ねん 1962年	しうわ 昭和37年
ねん 2000年	へいせい 平成12年	ねん 1981年	しうわ 昭和56年	ねん 1961年	しうわ 昭和36年
ねん 1999年	へいせい 平成11年	ねん 1980年	しうわ 昭和55年	ねん 1960年	しうわ 昭和35年
ねん 1998年	へいせい 平成10年	ねん 1979年	しうわ 昭和54年	ねん 1959年	しうわ 昭和34年
ねん 1997年	へいせい 平成9年	ねん 1978年	しうわ 昭和53年	ねん 1958年	しうわ 昭和33年
ねん 1996年	へいせい 平成8年	ねん 1977年	しうわ 昭和52年	ねん 1957年	しうわ 昭和32年
ねん 1995年	へいせい 平成7年	ねん 1976年	しうわ 昭和51年	ねん 1956年	しうわ 昭和31年
ねん 1994年	へいせい 平成6年	ねん 1975年	しうわ 昭和50年	ねん 1955年	しうわ 昭和30年
ねん 1993年	へいせい 平成5年	ねん 1974年	しうわ 昭和49年	ねん 1954年	しうわ 昭和29年

日历西历一览表

2012年	平成24年	1992年	平成 4年	1973年	昭和48年
2011年	平成23年	1991年	平成 3年	1972年	昭和47年
2010年	平成22年	1990年	平成 2年	1971年	昭和46年
2009年	平成21年	1989年	平成元年	1970年	昭和45年
2008年	平成20年		(昭和64年)	1969年	昭和44年
2007年	平成19年		1988年	昭和63年	1968年
2006年	平成18年		1987年	昭和62年	1967年
2005年	平成17年		1986年	昭和61年	1966年
2004年	平成16年		1985年	昭和60年	1965年
2003年	平成15年		1984年	昭和59年	1964年
2002年	平成14年		1983年	昭和58年	1963年
2001年	平成13年		1982年	昭和57年	1962年
2000年	平成12年		1981年	昭和56年	1961年
1999年	平成11年		1980年	昭和55年	1960年
1998年	平成10年		1979年	昭和54年	1959年
1997年	平成 9年		1978年	昭和53年	1958年
1996年	平成 8年		1977年	昭和52年	1957年
1995年	平成 7年		1976年	昭和51年	1956年
1994年	平成 6年		1975年	昭和50年	1955年
1993年	平成 5年		1974年	昭和49年	1954年

ねん 1953年	しょうわ ねん 昭和28年	1937年	ねん 昭和12年	1922年	たいしょう ねん 大正11年
ねん 1952年	しょうわ ねん 昭和27年	1936年	ねん 昭和11年	1921年	たいしょう ねん 大正10年
ねん 1951年	しょうわ ねん 昭和26年	1935年	ねん 昭和10年	1920年	たいしょう ねん 大正9年
ねん 1950年	しょうわ ねん 昭和25年	1934年	ねん 昭和9年	1919年	たいしょう ねん 大正8年
ねん 1949年	しょうわ ねん 昭和24年	1933年	ねん 昭和8年	1918年	たいしょう ねん 大正7年
ねん 1948年	しょうわ ねん 昭和23年	1932年	ねん 昭和7年	1917年	たいしょう ねん 大正6年
ねん 1947年	しょうわ ねん 昭和22年	1931年	ねん 昭和6年	1916年	たいしょう ねん 大正5年
ねん 1946年	しょうわ ねん 昭和21年	1930年	ねん 昭和5年	1915年	たいしょう ねん 大正4年
ねん 1945年	しょうわ ねん 昭和20年	1929年	ねん 昭和4年	1914年	たいしょう ねん 大正3年
ねん 1944年	しょうわ ねん 昭和19年	1928年	ねん 昭和3年	1913年	たいしょう ねん 大正2年
ねん 1943年	しょうわ ねん 昭和18年	1927年	ねん 昭和2年	ねん 1912年	たいしょうがんねん 大正元年
ねん 1942年	しょうわ ねん 昭和17年	ねん 1926年	しょうわがんねん 昭和元年		めいじ ねん (明治45年)
ねん 1941年	しょうわ ねん 昭和16年		たいしょう ねん (大正15年)	1911年	めいじ ねん 明治44年
ねん 1940年	しょうわ ねん 昭和15年	1925年	たいしょう ねん 大正14年	1910年	めいじ ねん 明治43年
ねん 1939年	しょうわ ねん 昭和14年	1924年	たいしょう ねん 大正13年	1909年	めいじ ねん 明治42年
ねん 1938年	しょうわ ねん 昭和13年	1923年	たいしょう ねん 大正12年	1908年	めいじ ねん 明治41年

1953年	昭和28年	1937年	昭和12年	1922年	大正11年
1952年	昭和27年	1936年	昭和11年	1921年	大正10年
1951年	昭和26年	1935年	昭和10年	1920年	大正9年
1950年	昭和25年	1934年	昭和9年	1919年	大正8年
1949年	昭和24年	1933年	昭和8年	1918年	大正7年
1948年	昭和23年	1932年	昭和7年	1917年	大正6年
1947年	昭和22年	1931年	昭和6年	1916年	大正5年
1946年	昭和21年	1930年	昭和5年	1915年	大正4年
1945年	昭和20年	1929年	昭和4年	1914年	大正3年
1944年	昭和19年	1928年	昭和3年	1913年	大正2年
1943年	昭和18年	1927年	昭和2年	1912年	昭和元年
1942年	昭和17年	1926年	昭和元年		めいじ ねん (明治45年)
1941年	昭和16年		たいしょう ねん (大正15年)	1911年	めいじ ねん 明治44年
1940年	昭和15年	1925年	たいしょう ねん 大正14年	1910年	めいじ ねん 明治43年
1939年	昭和14年	1924年	たいしょう ねん 大正13年	1909年	めいじ ねん 明治42年
1938年	昭和13年	1923年	たいしょう ねん 大正12年	1908年	めいじ ねん 明治41年

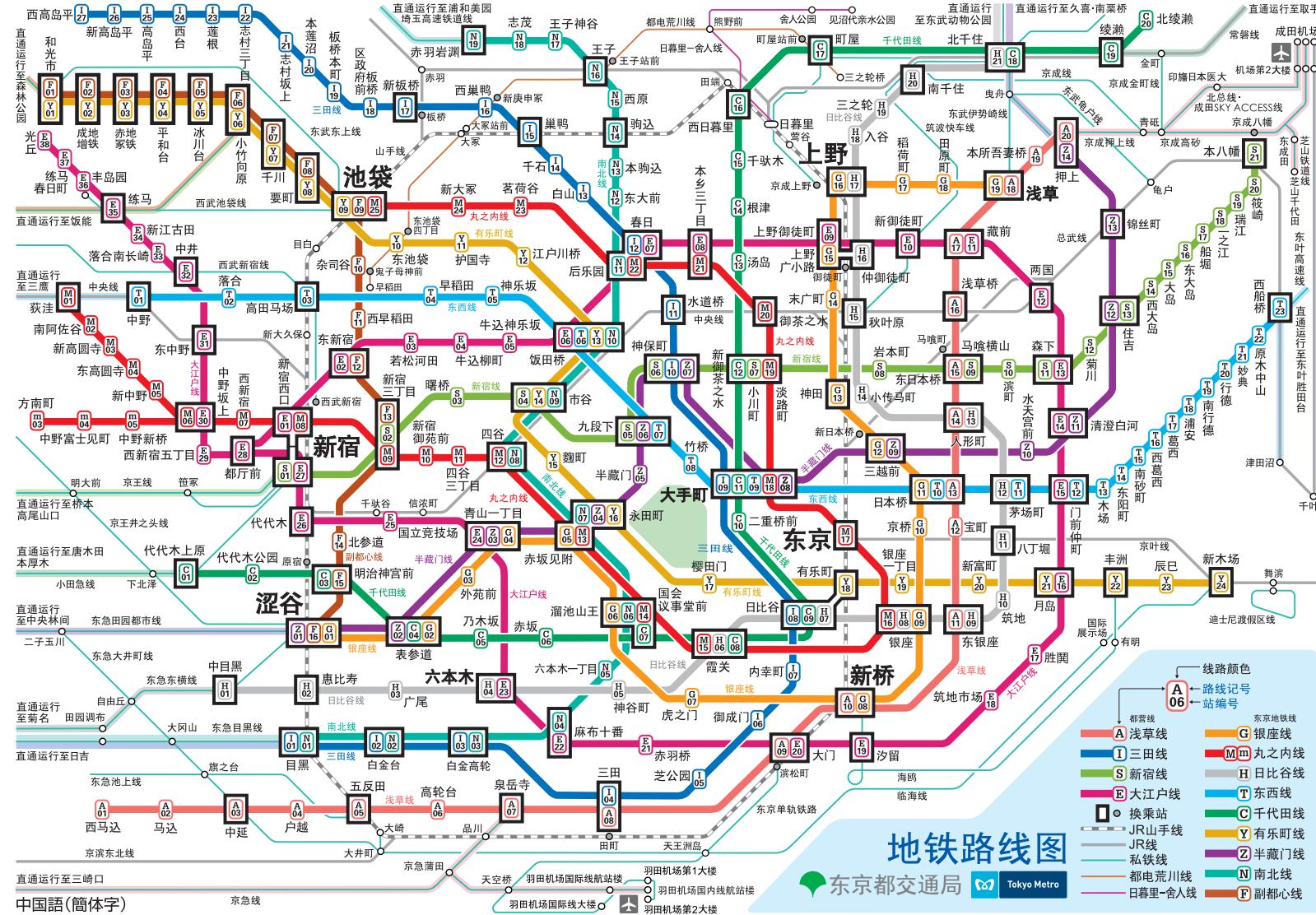
栃木県内鉄路線図

栃木県内鉄道路線図



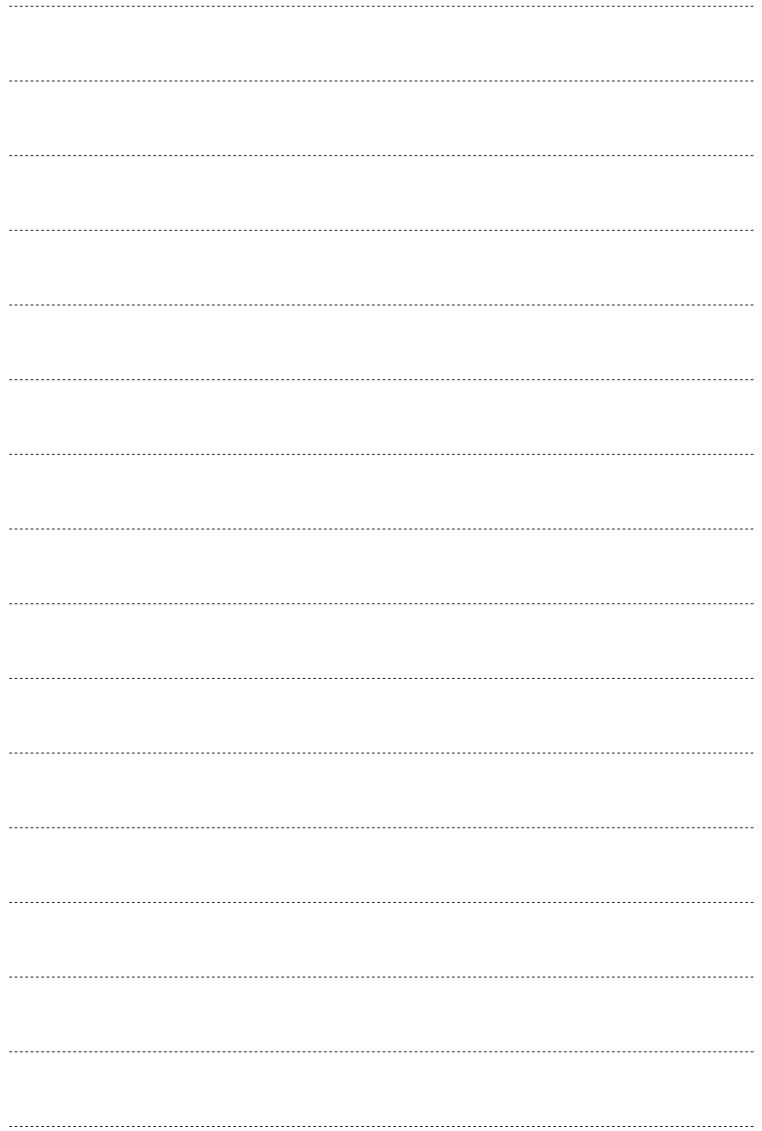
东京都内线路图

とうきょうとないろせんす
東京都内路線図



中国語(簡体字)

京急线



がいこくじんせいかつじょうほう 外国人生活情報ガイドブック

ねん がつはっこう
2011年12月発行

はっこう／どちぎけんさんぎょうろうどうかんこうぶこくさいか
発行／栃木県産業労働観光部国際課
とちぎけんうつのみやしはなわだ

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

TEL 028-623-2196

Eメール kokusai@pref.tochigi.lg.jp

きかく へんしゅう こうえきざいだんほうじんとちぎけんこくさいこうりゅうきょうかい
企画・編集／公益財団法人栃木県国際交流協会
とちぎけんうつのみやしはんちょう

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町 9-14
とちぎ国際交流センター内

TEL 028-621-0777

Eメール tia@tia21.or.jp

外国人生活信息指南

2011 年 12 月发行

发行 / 栃木县产业劳动观光部国际课

邮编 320-8501 栃木县宇都宫市塙田 1-1-20

电话 028-623-2196

电子信箱 kokusai@pref.tochigi.lg.jp

策划 · 编辑 / 公益财团法人栃木县国际交流协会

邮编 320-0033 栃木县宇都宫市本町 9-14 TOCHIGI 国际交流中心内

电话 028-621-0777

电子信箱 tia@tia21.or.jp